

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱

制 定 令和 4 年 12 月 8 日 4 環バ第 245 号
最終改正 令和 8 年 1 月 8 日 7 環バ第 326 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、国際情勢の不安定化を背景とした燃油や化学肥料をはじめとする生産資材の高騰などの課題に直面している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（以下「交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第 2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 交付金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的取組の横展開を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容等)

第 4 本交付金による事業（以下「交付金事業」という。）は次の各号に掲げるものと

し、交付金事業者については、都道府県知事及び第9号に掲げる事業の事業実施主体（以下「基盤確立事業者」という。）とし、交付金事業の内容及び事業実施主体については、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるとおりとする。

- (1) 環境負荷低減活動定着サポート 別記1
- (2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 別記2
- (3) 有機転換推進事業 別記3
- (4) グリーンな栽培体系加速化事業 別記4
- (5) グリーンな飼養体系加速化事業 別記5
- (6) 省エネルギー型ハウス転換事業 別記6
- (7) バイオマスの地産地消（推進事業） 別記7－1
- (8) バイオマスの地産地消（整備事業） 別記7－2及び別記12
- (9) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 別記8－1及び別記12
- (10) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 別記8－2及び別記12
- (11) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 別記9－1
- (12) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 別記9－2及び別記12
- (13) 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 別記10
- (14) 先進的有機農業拡大促進事業 別記11

（事業の実施）

第5 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、交付金事業を実施しようとする場合は、第4各号に掲げる各事業の別記に定める事業実施計画書を作成し、都道府県知事へ提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業を実施しようとする場合は、地方農政局長等（交付金事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務所長、交付金事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、交付金事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定める事業実施計画書を作成し、提出しなければならない。

また、都道府県知事は前項の規定により提出を受けた事業実施計画書を併せて地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 交付金事業の採択基準については、次の各号に定めるもののほか、第4各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるとおりとする。

- (1) 事業実施計画の取組が環境負荷の低減に資するものであること。
- (2) 事業実施主体が、当該事業を適切に実施する体制及び能力を有し、役割分担及び責任体制が明確となっていること。
- (3) 事業実施主体が、安定した財務状況により事業運営が可能であり、事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 本事業が、自己資金、他の助成金等により実施中又は既に終了しているもので

ないこと。

- (5) 農業用トラクター（乗用型・歩行型）、乗用型田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）を導入する場合には、安全性検査に合格したものであること。
- 4 事業実施主体は、別記 13 に定める「農林漁業循環経済先導計画」に位置付けられた取組を実施する場合は、作成した「農林漁業循環経済先導計画」を事業実施計画書に添付するものとする。
- 5 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 6 第 4 第 8 号から第 10 号まで及び第 12 号に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、それぞれの別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

（交付の対象及び交付率）

- 第 6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付金事業者が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分は別表に定めるところによるものとし、これに対する交付率は、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところによる。

（流用の禁止）

- 第 7 別表の区分の欄に掲げる 1 から 3 までの事業に係る経費並びに 1 の事業における経費の欄に掲げる 1 から 6 まで及び 7 の経費の相互間における流用をしてはならない。

（申請手続）

- 第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 交付金の交付を受けようとする者は、第 1 項の申請書を提出する場合には、別記 14 に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は環境負荷低

減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを併せて提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第11 事業の着手は、原則として、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けて行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受け、別記様式第2号による交付決定前着手届を都道府県知事に提出の上、着手することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県又は基盤確立事業者の場合は、地方農政局長等の適切な指導を受け、別記様式第2号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出の上、着手することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に着手する場合は、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は、自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
- 3 都道府県及び地方農政局長等は、第1項ただし書による交付決定前着手について、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を適切に行うことにより、本事業が適正に行われるよう努めるものとする。

(申請の取下げ)

第12 交付金事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第13 交付金事業者（基盤確立事業者に限る。次項及び第3項において同じ。）は、交付金事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 交付金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 交付金事業者（都道府県及び基盤確立事業者のうち公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年政令第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等に限る。）は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第14 交付金事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第15 交付金事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - （2）交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
 - （3）交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付金事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
 - 3 前2項の規定により地方農政局長等へ変更等承認申請書を提出しようとする場合は、第5第2項で地方農政局長等に提出した事業実施計画書の内容を変更の上、変更等承認申請書の提出に併せて地方農政局長等に提出するものとする。
 - 4 地方農政局長等は、第1項及び第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 17 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 5 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 18 交付金事業者は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 6 号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 7 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 19 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 7 号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付金事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 8 号のとおりとし、交付金事業者は、交付金事業が完了したとき（第 15 第 1 項の規定による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付

された場合は翌年度の 6 月 10 日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 9 号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 8 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした交付金事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 10 号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 21 地方農政局長等は、第 20 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 22 交付金事業者は、第 21 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 20 第 1 項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 21 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 21 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 23 地方農政局長等は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付金事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付金事業者が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付金事業者が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 24 交付金事業者は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 25 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当た

りの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 交付金事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（収益納付）

- 第 26 交付金事業者は、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより相当の収益が生じたときは、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があつた場合その他交付金事業者と同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと地方農政局長等が認定したときは、第 4 各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

（交付金の経理）

- 第 27 交付金事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付金事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 交付金事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 11 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項及び第 28 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

第 28 交付金事業者（地方公共団体に限る。）は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（間接交付金を交付する際に付すべき条件等）

第 29 都道府県知事は、間接交付金事業者（地方公共団体に限る。）に交付金を交付するときは、本要綱第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24 及び第 26 から第 28 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を、間接交付金事業者（地方公共団体を除く。）に交付金を交付するときは、本要綱第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 第 1 項、第 23、第 24、第 26 及び第 27 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を、間接交付金事業者が更にその先の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 21、第 22 第 1 項、第 23、第 24 及び第 26 から第 29 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（2）間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。（3）前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、間接交付金事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項第 2 号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあつては、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を

もって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。

- 4 都道府県知事は、第1項第3号の規定により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第30 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、第4各号に掲げる事業（第4第3号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定める事業実施状況報告書を作成し、毎年度8月末までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第31第1項の報告に代えることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に規定する事業実施状況報告書の提出があった場合は、成果目標に対する進捗状況等を点検し、事業実施計画に定められた目標年度までに成果目標の達成が見込めないと判断した場合は、当該事業実施主体に対してその進捗が改善されるよう適切な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事（自らが事業実施主体である場合に限る。）及び基盤確立事業者は、第4各号に掲げる事業（第4第3号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定める事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事にあつては第1項の規定により事業実施主体から報告があった事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 地方農政局長等は、前項の規定により報告があった場合は、成果目標に対する進捗状況等を点検し、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事及び基盤確立事業者を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等は、前項の指導を行った場合は、当該指導を行った年度の12月末までに第4第1号及び第7号から第12号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第2号から第4号まで、第6号、第13号及び第14号に掲げる事業については農産局長に、第4第5号に掲げる事業については畜産局長にそれぞれ報告するものとする。

(事業の評価)

第31 事業実施主体（都道府県及び基盤確立事業者を除く。）は、第4各号に掲げる事業（第4第3号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第19号による事業評価報告書を作成し、当該年度の8月末までに、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に規定する事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して別紙様式第 20 号－1 により改善計画を提出させ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、改善状況を報告させるものとする。

3 都道府県知事及び基盤確立事業者（自らが事業実施主体である場合に限る。）は、第 4 各号に掲げる事業（第 4 第 3 号の事業を除く。）ごとにそれぞれ別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第 19 号による事業評価報告書を作成し、都道府県知事にあつては第 1 項の規定により事業実施主体から報告があつた事業評価報告書と併せて、報告があつた年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事は、前項の規定による改善措置を講じた場合は、別紙様式第 20 号－2 により併せて報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

（1）地方農政局長等は、前項の規定により報告があつた場合は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

（2）地方農政局長等は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事及び基盤確立事業者を指導するものとする。

（3）第 1 号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価及び当該指導を行った年度の 12 月末までに第 4 第 1 号及び第 7 号から第 12 号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第 4 第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる事業については農産局長に、第 4 第 5 号に掲げる事業については畜産局長に別紙様式第 21 号によりそれぞれ報告するものとする。

5 第 4 第 4 号に掲げる事業は、第 1 項から第 4 項までの規定を適用しないものとする。

（指導等）

第 32 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付金事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（災害時の被害の最小化）

第 33 事業実施主体及び事業に参加する農業者等は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 地第 318 号・4 農産第 5309 号・4 畜産第 2826 号・4 経営第 3175 号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

(自社製品の調達又は関連会社からの調達がある場合の利益等排除)

第 34 事業実施主体は、交付金事業の実施において、事業実施主体の自社製品の調達又は関連会社からの調達分（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社からの調達分も含む。）がある場合、第 4 第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める方法により、利益等相当分の排除を行うものとする。

なお、事業実施主体は、製造原価、販売費及び一般管理費について、それらが当該調達品に対する経費であることを証明するものとし、その根拠となる資料は整備保管し、地方農政局長等（都道府県以外の事業実施主体（基盤確立事業者を除く。）については、都道府県知事）の求めに応じ、提出するものとする。

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額を排除する。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とし、これによりがたい場合は、調先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除をする。

(知的財産権の取扱い)

第 35 本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成権及び商標権（以下「知的財産権」という。）は、第 4 第各号に掲げる事業ごとにそれぞれ別記に定めるもののほか、次の各号を遵守することを条件に、事業実施主体等に帰属するものとする。

(1) 事業実施主体は、交付金事業により得た成果に関して、知的財産権の権利の出願又は取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにし、当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年の間、事業実施主体及び本事業の一部

を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合は、事前に地方農政局長等に協議してその承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議及び調整を行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月4日5環バ第284号）

- 1 この通知は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月17日6環バ第265号）

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要綱第4第1号に掲げる事業において、有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、改正後の本要綱第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき改正後の別記2の第1の1（2）又は第1の1（3）の取組を実施できるものとする。
- 4 この通知による改正前の本要綱第4第3号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、改正後の本要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、改正後の同要綱の別記4の第3及び第5の規定については、なお従前の例によるものとする。
- 5 この通知の施行の際に現に存するみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）（以下「令和6年度当初要綱」という。）第4第2号に掲げる事業において有機農業実施計画を策定した又は複数年度実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第2号に掲げる事業において、これらの計画に基づき別記2の第1の1（2）又は（3）の取組を実施できるものとする。

- 6 この通知の施行の際に現に存する令和6年度当初要綱第4第3号に掲げる事業において複数年度実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第4号に掲げる事業において、2年目以降の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、本要綱の別記4の第3及び第5の規定については、令和6年度当初要綱の別記4の第3の1及び第5の1の規定を適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日6環バ第313号）

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和5年12月4日5環バ第284号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の本要綱第4第7号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和6年12月17日6環バ第265号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の本要綱第4第7号及びみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱の一部改正について（令和7年3月31日6環バ第311号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）第4第9号に掲げる事業を実施した場合は、この通知による改正後の本要綱別記7－1の第1の2のただし書に規定する回数には含まないものとする。

附 則（令和8年1月8日7環バ第326号）

- 1 この通知は、令和8年1月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱による一部改正前のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（以下「令和5年度補正要綱」という。）において3年間の事業実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第4号に掲げる事業において、3年目の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、本要綱別記4の第4号及び第5号の規定については、令和5年度補正要綱の規定の例によるものとする。
- 4 この通知の施行の際に現に存する令和7年度当初要綱による一部改正前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（以下「令和6年度当初要綱」という。）において3年間の事業実施計画として事業を実施している場合は、本要綱第4第4号に掲げる事業において、3年目の取組を実施できるものとする。ただし、この場合は、本要綱別記4の第4号及び第5号の規定については、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）（以下「令和6年度当初要綱」という。）別記4の第3の1及び第5の1の規定を適用するものとする。
- 5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）第3の第2号、みどりの食料システム戦略推進交付

金実施要綱（令和４年４月１日３環バ第 340 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 3 号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和４年 12 月 8 日 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 号、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 号に掲げる事業においては、既に事業を終了した事業実施地区についても、本要綱別記 4 の第 8 の 4 の規定を適用するものとする。

- 6 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和 5 年 12 月 4 日 5 環バ第 284 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前の本要綱第 4 第 7 号、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱の一部改正について（令和 6 年 12 月 17 日 6 環バ第 265 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前の本要綱第 4 第 7 号及びみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱の一部改正について（令和 7 年 3 月 31 日 6 環バ第 11 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた当該規定による改正前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知）第 4 第 9 項に掲げる事業を実施した場合は、この通知による改正後の本要綱別記 8－1 の第 3 第 3 項のただし書に規定する回数には含まないものとする。

別表（第6、第7、第16関係）

区 分	経 費	重 要 な 変 更	
		経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金(推進事業)	1 環境負荷低減定着サポート 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア みどりトータルサポートチームの体制整備 イ 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は交付金等の30%を超える減
	2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 有機農業の拡大加速化の推進	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	3 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業		
	4 バイオマスの地産地消（推進事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	5 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 本要綱に基づき行う事業に	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間にお	

	係る次の経費 ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	ける 30%を超える増減	
	6 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動) 本要綱に基づき行う事業に係る環境負荷低減に必要な機械の導入の経費		
	7 先進的有機農業拡大促進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大 イ 有機農業拡大支援	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	
2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金(科学技術振興事業)	1 グリーンな栽培体系加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等 ウ 消費者理解の醸成	経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業費の30%を超える増 3 事業費又は交付金等の30%を超える減
	2 グリーンな飼養体系加速化事業 本要綱に基づき行う事業に係る畜産における温室効果ガスの削減の取組に必要な経費		
	3 省エネルギー型ハウス転換事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	

	4 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ③ 営農型太陽光発電設備の導入 イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ② 未利用資源の混合利用促進 ウ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 次世代型太陽電池の導入	経費の欄に掲げるアの①から③までの経費の相互間における 30%を超える増減 経費の欄に掲げるイの①及び②の経費の相互間における 30%を超える増減 経費の欄に掲げるウの①から③までの経費の相互間における 30%を超える増減	
	5 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 推進会議の開催 イ 課題解決に向けた実証等	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における 30%を超える増減	
3 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金(整備事業)	1 バイオマスの地産地消（整備事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	1 事業実施場所の変更 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増

	2 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	4 事業費又は交付金等の 30%を超える減
	3 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	
	4 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	

（注）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(別記)

- ・別記 1 環境負荷低減活動定着サポート
- ・別記 2 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
- ・別記 3 有機転換推進事業
- ・別記 4 グリーンな栽培体系加速化事業
- ・別記 5 グリーンな飼養体系加速化事業
- ・別記 6 省エネルギー型ハウス転換事業
- ・別記 7－1 バイオマスの地産地消（推進事業）
- ・別記 7－2 バイオマスの地産地消（整備事業）
- ・別記 8－1 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）
- ・別記 8－2 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）
- ・別記 9－1 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）
- ・別記 9－2 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）
- ・別記 10 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業
- ・別記 11 先進的有機農業拡大促進事業
- ・別記 12 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- ・別記 13 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり
- ・別記 14 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(別記様式)

- ・別記様式第 1 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付申請書
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 A
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 B
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 C
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 D
- ・別記様式第 2 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付決定前着手届
- ・別記様式第 3 号 契約に係る指名停止等に関する申立書
- ・別記様式第 4 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第 5 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金遅延届出書
- ・別記様式第 6 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第 7 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金概算払請求書
- ・別記様式第 8 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実績報告書
- ・別記様式第 8 号 実績報告書様式 A
- ・別記様式第 8 号 実績報告書様式 B
- ・別記様式第 8 号 実績報告書様式 C

- ・別記様式第 8 号 実績報告書様式D
- ・別記様式第 9 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（○○○○○○事業）年度終了実績報告書
- ・別記様式第 10 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第 11 号 財産管理台帳
- ・別記様式第 12 号 ○○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金調書

(別紙様式)

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（環境負荷低減活動定着サポート）事業実施計画書（別記 1）
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）事業実施計画書（別記 2）
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな栽培体系加速化事業）事業実施計画書（別記 4）
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな飼養体系加速化事業）事業実施計画書（別記 5）
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（省エネルギー型ハウス転換事業）事業実施計画書（別記 6）
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書（別記 7－1）
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（整備事業））事業実施計画書（別記 7－2）
- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画書（別記 8－1）
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画書（別記 8－2）
- ・別紙様式第 11 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））事業実施計画書（別記 9－1）
- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業））事業実施計画書（別記 9－2）
- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業）事業実施計画書（別記 10）
- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（先進的有機農業拡大促進事業）事業実施計画書（別記 11）
- ・別紙様式第 15 号 農林漁業循環経済先導計画（別記 13）

- ・別紙様式第 16 号 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の特認団体認定申請書（共通）
- ・別紙様式第 18 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における特認団体に係る認定協議（共通）
- ・別紙様式第 19 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業実施状況報告及び評価報告（共通）
- ・別紙様式第 20 号-1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における改善計画について（共通）
- ・別紙様式第 20 号-2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の評価結果に係る改善措置について（共通）
- ・別紙様式第 21 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業評価における報告書（共通）
- ・別紙様式第 22 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付金支払確認書（共通）
- ・別紙様式第 23 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 7-2）
- ・別紙様式第 24 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のみどりの事業活動を支える体制整備（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 8-1 及び 8-2）
- ・別紙様式第 25 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 9-2）
- ・別紙様式第 26 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関する入札結果報告・着手届（別記 12）
- ・別紙様式第 27 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関するしゅん功届（別記 12）
- ・別紙様式第 28 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記 12）
- ・別記様式第 29 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金収益状況報告書（別記 9-1、9-2）
- ・別紙様式第 30 号-1 有機転換推進事業交付申請書（別記 3）
- ・別紙様式第 30 号-2 有機転換推進事業交付申請書（有機栽培管理シート）（別記 3）
- ・別紙様式第 30 号-3 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシート）（別記 3）
- ・別紙様式第 31 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 3）
- ・別紙様式第 32 号 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産

- 地消（推進事業）に関する整備状況報告書（別記 7－1）
- ・別紙様式第 33 号 農林漁業循環経済先導計画報告書（地方農政局長等宛）（別記 13）
- ・別紙様式第 34 号 農林漁業循環経済先導計画（写し）（送付）（別記 13）
- ・別紙様式第 35 号 農林漁業循環経済先導計画報告書（環境バイオマス政策課長宛）（別記 13）

別記 1

環境負荷低減活動定着サポート

第 1 事業内容

本事業は、環境負荷低減による先進的な産地構築を面的に推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）及びみどり法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定（以下「みどり認定」という。）を受けた農業者（以下「みどり認定農業者」という。）等への環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた支援体制を構築するものとする。

また、構築した支援体制により、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金及びみどりの食料システム戦略推進交付金を活用した環境負荷低減の取組で得られた成果・知見を活かし、認定農業者等へのサポートを行うとともに、取組の横展開により新たな環境負荷低減の取組へ積極的にサポートを行うものとする。

事業内容は次に定めるとおりとし、第 1 項第 1 号（既に都道府県において第 1 項第 1 号で構築する体制と同等の構成員、機能を持つ協議会等がある場合を除く。）及び第 2 項第 1 号の事業は必須の取組とする。

1 みどりトータルサポートチームの体制整備

（1）みどりトータルサポートチームの構築

みどり認定農業者等による環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた技術指導、販路拡大等をワンストップで支援する体制（以下「みどりトータルサポートチーム」という。）を構築する。

なお、具体的な事業内容は別紙 1 のとおりとする。

ア みどりトータルサポートチームの構成員

みどりトータルサポートチームの構成員は、みどり法第 16 条第 1 項に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）を作成した都道府県及び市町村に加え、農業協同組合、日本政策金融公庫、税理士、食品・流通事業者、農業支援サービス事業体、その他みどり認定農業者等の支援に必要な専門家等により支援体制を構築するものとする。このうち、必須の構成員は、都道府県及び本事業の交付申請時点における、みどり認定農業者が営農する地域を管轄する市町村とし、事業完了時までみどりトータルサポートチームに参画するものとする。ただし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

イ みどりトータルサポートチームの設置数

みどりトータルサポートチームは、都道府県域で複数設置することも可能と

する。

(2) 環境負荷低減に資する専門技術を持つ指導者（以下「専門指導員」という。）の育成

有機農業、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷低減事業活動について助言・指導できる人材を育成することにより、みどり認定農業者等に対し、栽培技術や有機 JAS 制度等についての助言・指導を行う指導者を育成するものとし、対象者はアのとおりとする。なお、専門指導員の育成に取り組む場合は、みどり認定農業者等に対し、第2項第1号の助言・指導等を行うものとし、具体的な事業内容は別紙1のとおりとする。また、本要綱第5第1項又は第2項の規定に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制計画（別紙様式第1号別添2-1 有機農業指導体制計画）に有機農業に関する専門指導員（以下「有機農業指導員」という。）を位置付けるものとする。

ア 専門指導員の育成における対象者

- a 普及指導員等の都道府県職員
- b 営農指導員等の農業協同組合職員
- c 市町村職員
- d 民間企業の社員
- e その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

イ 有機農業指導員は、有機農業における実践的な栽培技術や有機 JAS 制度等について助言・指導を行う者であって次に掲げるものとする。

- a 本事業において、有機栽培のは場を活用した現場講習等の実践的な栽培技術の講習（以下「実践的な栽培技術の講習」という。管轄する地域内において、普及を進めようとする品目に係る講習を含めるものとする。）を受講した者
- b 有機 JAS 制度に関する研修その他の事業実施主体が必要とする研修等を受講した者（有機農業推進総合対策事業のうち有機農業推進体制整備交付金等の過年度支援事業による研修を受講した者を含む。）
- c 地方自治体の支援事業等による同種の研修を受講した者又は熟練有機農業者等の実践を通じ同種の知識・経験を有する者

2 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

(1) 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート

みどりトータルサポートチームが実施する、みどり認定農業者等が行う環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決に必要な助言・指導、検討会、展示場の設置、堆肥等の資材調達に必要な事業者とのマッチング、販路確保に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング、消費者に対する理解醸成、J-クレジットの導入・拡大に向けた活動や農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」ラベル（以下「みえるらべる」という。）取得のための伴走支援等の取組を支援する。

また、第1項第2号により育成した専門指導員によるみどり認定農業者等への現地指導、講習会等の取組を支援する。

さらに、これまでに都道府県域内で実施した過年度事業等により得られた環境負荷低減の取組の成果を横展開するため、農業者の環境負荷低減への意識醸成及び取組促進を目的とした会議、研修会の開催や先進地視察、展示ほの設置等を支援する。なお、具体的な事業内容は別紙2のとおりとする。

(2) 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成

みどり法第15条第2項第3号に規定する特定区域の設定や、特定計画の認定に向けた推進活動、みどり法第31条第1項に規定する有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「有機協定」という。）の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート、先進地視察等を支援する。なお、取組の具体的な内容は別紙2のとおりとする。

第2 事業実施主体

1 みどりトータルサポートチームの体制整備

事業実施主体は都道府県とする。

2 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

事業実施主体は、以下に掲げる者のいずれかとする。

(1) 都道府県

(2) みどりトータルサポートチームである都道府県及び市町村が参画する協議会

(3) 都道府県農業再生協議会等の都道府県又は市町村が参画する協議会等なお、事業実施主体が(2)又は(3)の場合、事業実施主体は以下に掲げる事項を規約等により定めるものとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 事務処理及び会計処理の方法

オ 監査の方法

カ その他運営に関して必要な事項

また、事業実施主体が(1)又は(3)の場合、みどりトータルサポートチームを設置するに当たり、以下に掲げる事項を設置要綱等により定めるものとする。

ア 目的

イ 代表者、構成員及び役割、事務局

ウ その他運営に関して必要な事項（削る。）

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

(1) みどりトータルサポートチームの体制整備

ア みどりトータルサポートチームの構築

みどりトータルサポートチームを構築し、運営する際に必要となる経費。ただし、有機農業推進総合対策事業において、有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等がみどりトータルサポートチームの構成員となる場合は、当該

構成員に係る経費は対象外とする。なお、構成員として参画を妨げるものではない。なお、詳細は別添 1 のとおりとする。

イ 専門指導員の育成

専門指導員の育成に必要な講習会や研修会の受講費等。なお、詳細は別添 2 のとおりとする。

(2) 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

ア 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営の課題解決サポート

みどりトータルサポートチームによる助言・指導等に要する経費。なお、詳細は別添 3 のとおりとする。

イ 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成

説明会の開催等に係る経費。なお、詳細は別添 4 のとおりとする。

2 交付率等

(1) 交付率

定額（機械リース費に係る経費のみ 2 分の 1 以内）とし、交付金額の上限の範囲内で支援する。

(2) 交付金額の上限

第 1 第 1 項及び第 2 項の事業の合計額は、1 都道府県あたり 450 万円を上限とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 本要綱第 10 第 1 項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(5) 都道府県又は市町村職員の人件費

(6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。
- ア 委託先が決定している場合は委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、交付対象経費の2分の1以内を上限とし、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施体制

みどりトータルサポートチームの体制が、各都道府県管内におけるみどり認定農業者等の環境負荷低減事業活動に係る生産から販売・経営までの課題解決に対応できるものとなっていること。

2 事業の実効性

みどりトータルサポートチームの活動が、各都道府県管内におけるみどり認定農業者のみどり計画及び特定計画の目標達成に資するものとなっており、将来に向けて環境負荷低減事業活動の拡大・定着につながるものとなっていること。

第5 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施年度から2年以内とし、事業実施年度とすることも可能とする。
- 2 本事業の成果目標は、目標年度までの間の定量的な目標とする。第1第1項第2号以外においては、基本計画の目標を踏まえた目標を設定し、第1第1項第2号の専門指導員の育成に取り組む場合は、上記の目標と併せ、その育成数を目標として設定すること。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 前項を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 前項を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策。

第8 リース方式における留意点

リース方式における留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合におけるリース料助成額は、第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- (1) 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）
×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）
- (2) 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選

定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(2) 交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、前号のなお書きによる入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。事業実施主体が都道府県である場合は、地方農政局長等への支払申請に当たって、同様の書類を添付するものとする。

(3) 第1号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(4) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるようこれを適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第9 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

なお、成果目標を達成するため複数年度にわたって事業を実施する必要がある場合には、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

別添 1 (第 3 第 1 項第 1 号ア関係 みどりトータルサポートチームの構築)

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンスの借上げ経費	・交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

別添 2 (第 3 第 1 項第 1 号イ関係 専門指導員の育成)

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、調査機器、ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	資料購入費	・本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物など、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるが、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添3（第3第1項第2号ア関係 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート）

費目	細目	内容	留意事項
賃金		・イベントの開催、展示等の調査結果の取りまとめ等、事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円未満のものに限る。 ・汎用性の高い機械等（パソコン等）の導入に要する経費は除く。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、調査機器、ライセンス、ほ場等の借上げ経費	・交付対象経費は、本事業に必要な期間に係る経費に限る。 ・農業用機械・施設については、

			リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業の実施に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な印刷費の経費	
	資料購入費	・事業実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告及び啓発を除く。
	原材料費	・事業を実施するために必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	旅費	・事業を実施するために直接必要なみどりトータルサポートチーム等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるも

		の者に委託するために必要な経費	のとする。・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添 4（第 3 第 1 項第 2 号イ関係 地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

別紙１（第１第１項関係 みどりトータルサポートチームの体制整備）

活動内容	具体的な取組例
みどりトータルサポートチームの構築	・みどりトータルサポートチームの設置（必須） ・具体的な支援メニューや構成員等を定めるための検討会等の開催
みどりトータルサポートチームの運営	・みどり認定農業者等から受け付けた相談に対する助言・指導を一元的に行うための窓口の設置 ・みどりトータルサポートチームの活動の周知 支援メニューの改善や構成員の追加に向けた検討会等の開催 ・そのほか、総会の開催などみどりトータルサポートチームの運営に必要な各種取組
専門指導員の育成	有機農業等、環境負荷低減事業活動に関する専門的な助言・指導ができる人材を育成するために行う以下の取組。 ・研修会等の開催又は受講 ・ほ場実地検査、その他ほ場等を活用した現場講習の受講又は派遣 ・その他有機農業指導員等の育成に高い効果が期待される取組 ※有機農業におけるほ場実地検査を活用した現場講習は、有機ＪＡＳのほ場実地検査の手法を学習するためのものとする。その他、有機ＪＡＳ認証取得農業者等から栽培技術の講習を受けることができるものとする。

別紙2（第1第2項関係 環境負荷低減事業活動の拡大・定着に向けた生産から販売・経営までの課題解決サポート）

活動内容	支援メニュー	目的・具体的な事業内容例
生産面の課題解決サポート	助言・指導活動	相談窓口に依頼があった内容等に応じて以下の取組を実施し、課題を解決する。 ・専門指導員等による生産現場での技術指導、収量や生産コスト等のデータ収集と分析、改善策の提案等 ・事業活動に応じた適切な資機材の提案や資機材調達に必要な事業者との商談機会の提供 ・Ｊ－クレジットの導入に向けた栽培技術の検討、指導 ・みえるらべる取得に向けた、算定シート入力方法の指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動 ※専門指導員の育成を行う場合、育成した専門指導員による本支援メニューの実施を必須とする。
	スキルアップ支援活動	みどりトータルサポートチームの活動地域内におけるみどり認定農業者等の生産技術向上を目的とし、以下の取組を実施する。 ・検討会、講習会等の開催 ・資機材調達に必要な商談会等の開催 ・先進的な事業活動を行う者のもとへの現地視察 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
販売・経営面の課題解決サポート	助言・指導活動	相談窓口に依頼のあった内容等について、以下の取組を実施し、課題を解決する。 ・税理士、中小企業診断士等による経営診断の実施と経営状況に応じた経営改善方向の指導 ・販路の拡大に向け、小売事業者・流通事業者・加工事業者との商談機会の提供 ・Ｊ－クレジットの申請に向けたプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の作成方法の指導、プログラム型運営・管理者等とのマッチング ・みえるらべるを活用した効果的な販売方法の指導、みえるらべる農産物等取扱事業者とのマッチング ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
	スキルアップ支援活動	みどりトータルサポートチームの活動地域内におけるみどり認定農業者等の経営能力の向上を目的とし、以下の取組を実施する。 ・税理士、中小企業診断士等による更なる経営改善に向けた講習会等の開催

		・販路の拡大に向けた、小売事業者・流通事業者・加工事業者との商談会等の開催
	消費者に対する理解醸成	環境に配慮した生産方式への消費者の理解醸成やみどり認定農業者等が生産した農産物の消費拡大に必要な以下の取組を実施する。 ・消費者向けイベント、セミナーの開催 ・農産物直売所や小売店でのPR販売や消費者の意識調査 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
みどり認定の拡大・定着	助言・指導活動	・みどり計画の作成に当たり、適切な成果目標の検討や記載方法の指導 ・みどり投資促進税制や改良資金の特例等、みどり認定農業者が活用できる支援策の周知や周知資料の作成、申請方法・書類記載方法の指導等 ・みどり認定農業者のみどり計画の進捗状況確認、計画達成に向けた助言・指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
都道府県域内への横展開	モデル的取組の都道府県域への横展開	・過年度事業等によるモデル的取組の横展開を図ることで、みどりの食料システム戦略や基本計画の達成に向けた以下の取組を実施する。 ・グリーンな栽培体系や有機農業等のモデルを都道府県に展開するため実施する、生産者の意識醸成や取組促進を目的とした検討会や研修会、先進地視察、実証した技術を都道府県域に横展開させるために必要な展示場の設置等 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成	特定計画の作成・認定に向けた支援活動	特定区域の設定や、特定計画の作成・認定に向けた以下の取組を実施する。 ・制度周知や合意形成等に必要な地域の農業者や地権者への説明会等の開催 ・意識醸成に必要な先進地の視察 ・特定計画の作成に当たり、適切な成果目標の検討や記載方法の指導 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動
	有機協定の締結に向けた支援活動	有機協定の締結に向けた以下の取組を実施する。 ・制度周知や合意形成等に必要な地域の農業者や地権者への説明会等の開催 ・意識醸成に必要な先進地の視察 ・その他都道府県知事が特に必要と認める活動

別記 2

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

第 1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫して推進する拠点となる地区を創出するために必要な、地域の有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組や、輸出などを視野に有機農業を飛躍的に拡大する取組への支援を行う。

1 有機農業実施計画の策定

事業実施主体は有機農業実施計画の策定並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく有機農業に関する特定区域の設定、特定環境負荷低減活動実施計画の認定及び栽培管理協定の締結（以下「特定区域の設定等」という。）に向け、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の取組を行うものとし、必要に応じて第 3 号の取組を行うことができるものとする。なお、当該年度内であれば、有機農業実施計画の策定後であっても有機農業の推進のための取組を継続できるものとする。

有機農業実施計画は別紙 1 に沿って策定するものとし、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌年度の 4 月末までに都道府県知事に提出するものとする。また、有機農業実施計画の策定を行った市町村（有機農業実施計画を策定した協議会に参画する市町村を含む。）は別紙 1 に沿ってオーガニックビレッジ宣言を行うものとする。

（1）検討会の開催

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向け、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等を参集した検討会を開催する。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定すること。

（2）試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的な内容は、別紙 2 に定めるとおりとする。

なお、事業実施主体は、これらの取組の実施に当たって、農業者や事業対象地区内外の事業者、消費者と連携した取組となるよう留意すること。

（3）消費地との連携に向けた試行的な取組の実施

有機農業実施計画の策定に向けて、有機農業で生産された農産物（以下「有機

農産物等」という。)への需要を有する域外の地方公共団体(以下「消費地自治体」という。)との連携を検討する場合に、有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けた課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため、当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うことができるものとする。

(4) 情報発信

事業実施主体はその実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

前項の取組により有機農業実施計画を策定した事業実施主体及びオーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について(令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知)に基づき有機農業実施計画を策定し認定を受けた事業実施主体は、これらの計画の実現に向け、第1号、第2号及び第5号の取組を行うものとし、必要に応じて第3号及び第4号の取組を行うことができるものとする。

(1) 検討会の開催

有機農業実施計画の実現及び特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催する。なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができるものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、前項において定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産に関連する取組を行うとともに、有機農産物等に係る加工・流通や消費に関連する取組を実施する。

(3) 消費地との連携の取組の実践

有機農産物等の安定的な需給体制の確立に向けて、有機農業実施計画に基づく消費地自治体と連携した有機農産物等の消費に関連する取組を実施することができるものとする。

(4) 課題解決に向けた調査等

前2号における取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(5) 情報発信

事業実施主体は、その実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

3 飛躍的な拡大産地の創出

事業実施主体は前項の取組を開始した翌年度以降、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、以下の取組を行うことができるものとする。なお、本取組の開始年度には必ず第1号の取組を実施すること。

(1) 新たな有機農業実施計画の策定

第1項の取組により策定した有機農業実施計画の目標数値、取組等の更新を行

うものとし、目標数値は本取組開始年度の5年後の目標を設定するものとする。
また、策定に当たっては、域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組に加えて、次のアからエまでの取組のうち1つ以上を記載することを必須とするほか、有機農産物等の生産から加工、流通、消費等における必要な取組を記載するものとする。

なお、策定した有機農業実施計画については、都道府県に対して事前に協議の上、本取組開始年度の3月末までに提出するものとし、事業実施主体、当該市町村等のウェブサイト等で公表するものとする。

ア 省力化機械の導入

イ 機械の共同利用体制の構築

ウ 担い手による作業受委託体制の構築

エ 新規就農者や新たに有機農業に取り組む農業者を対象とした技術指導

(2) 検討会の開催

新たな有機農業実施計画の策定や実現、特定区域の設定等に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催できるものとする。

(3) 新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1号において更新した又は更新する予定の有機農業実施計画に基づき、有機農業の生産や、生産された有機農産物等に係る加工・流通、その他消費関連の取組を実施できるものとする。

(4) 課題解決に向けた調査等

第2号又は第3号における取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(5) 情報発信

事業実施主体は、その実施する取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して情報発信を行うものとする。

4 有機農業の拡大加速化の推進

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、第1号及び第3号から第5号までの取組は必須とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

有機農業を広く都道府県域で指導できる環境の整備に向けて、事業実施区域内の先進的に有機農業に取り組んでいる市町村や農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等の関係者を参集した検討会を開催するものとする。なお、検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができる。

(2) 有機農業の経営・技術に関する調査、分析又は実証

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、次のアからウまでの取組を実施することができるものとする。

ア 有機農業の経営指標の作成に向けた調査・分析

- イ 有機農業の栽培技術の調査・分析
- ウ 有機農業の栽培技術の実証
- (3) 有機農業の経営・技術指導マニュアルの作成

事業実施区域内の代表的な1つ以上の有機農業の栽培体系について、有機農業の経営・技術指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。マニュアルには、次のア及びイに関する情報を必ず記載するものとする。

 - ア 経営指標（粗収益、生産費、労働時間 等）
 - イ 栽培技術（雑草対策、病虫害防除、土づくり 等）
- (4) マニュアルの活用計画の作成

マニュアルについて、広域的な指導活動における活用計画を作成する。計画には次のアからエまでを必ず記載するものとする。

 - ア 指導活動の対象となる地域
 - イ 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の現状
 - ウ 対象地域における有機農業の栽培技術の指導の目標と目標達成に必要な取組
 - エ 取組の推進体制、役割及び年度計画
- (5) 情報発信

マニュアル及びその活用計画は、その作成後、事業実施主体等のウェブサイトにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができる。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

- (1) 本事業の事業実施主体は、第1第1項から第3項までについては市町村又は市町村が参画する協議会とし、第1第4項については都道府県又は都道府県が参画する協議会とする。ただし、第1第4項の事業については、過年度に同事業に取り組んだ実績がある都道府県又は都道府県が参画する協議会に限る。

なお、第1第1項から第3項までにおいて、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。
- (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 実施要件

- 本事業の実施要件は、次のとおりとする。
- (1) 第1第1項に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等

- を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。
（２）第１第２項又は第１第３項に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く。）。
（３）第１第１項、第１第２項又は第１第３項に取り組む場合は、生産関係、加工・流通関係、消費関係の取組をそれぞれ１つ以上実施する事業実施計画となっていること。また、総事業費のうち生産関係の取組における事業費が４割以上となる事業実施計画となっていること（ただし、同一年度内に別記４「グリーンな栽培体系加速化事業」においても有機農業の生産に関する取組を実施する事業実施計画となっている場合を除く。）。なお、総事業費には本交付金を活用せずに実施する第１第１項から第３項までに関連する取組の事業費も含めてよいものとする。
（４）第１第２項に取り組む場合は、第１第１項の有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
（５）第１第１項第３号又は第１第２項第３号に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
（６）第１第４項に取り組む場合は、取組内容に応じて、事業実施区域内で先進的に有機農業に取り組んでいる市町村、農業協同組合、有機農業者、民間指導団体等が関与する体制とすること。
（７）農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造事業者又は食品流通事業者とする。

イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和５７年４月５日付け５７予第４０１号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、有機加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた適正な処理能力とすることとし、アに定める機械の利用者が使用するもの又は当該地区の有機農業者が受益するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の２者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （ア）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
（イ）リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

(ウ) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

(エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

(オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(8) リース料の助成額

リース料の助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率

第 3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

別添 1 に定める経費

(2) 有機農業の拡大加速化の推進

別添 2 に定める経費

2 交付率及び上限額

(1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

本事業の交付率は、定額（50 万円以上の機械の購入及びリースに係る経費にあっては 2 分の 1 以内）とする。交付金の上限額は、第 1 第 1 項については、有機農業実施計画を策定する市町村（有機農業実施計画を策定する協議会に参画する市町村を含む。ただし、地域内で生産から消費まで一貫して有機農業に取り組む市町村に限る。）1 か所当たり 1,000 万円、第 1 第 2 項については、年間 800 万円、第 1 第 3 項については、年間 1,000 万円とする。

また、第 1 第 1 項又は第 2 項について、それぞれ第 1 第 1 項第 3 号又は第 1 第 2 項第 3 号に定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本号前段において定める上限額にそれぞれ 200 万円を加えた金額とする。

(2) 有機農業の拡大加速化の推進

本事業の交付率は、定額（50 万円以上の機械の購入及びリースに係る経費にあつては2分の1以内）とし、交付金の上限額は、年間 2,000 万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1項に定める交付対象経費とはならない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(5) 都道府県又は市町村職員の人件費

(6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 本交付金事業において提出される別紙様式第2号に基づき作成された事業実施計画（以下「本事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。

2 事業で実施する各種の取組について、ウェブサイトや広報誌、市町村や都道府県

等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を更に高めていることが示されていること。

- 3 第1第1項から第3項までについて、事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること又は加盟する予定があること。

第5 成果目標

1 目標年度

(1) 有機農業実施計画の策定

第1第1項の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1第2項の取組に関する目標年度は、有機農業実施計画の取組終期の年度とする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1第3項の取組に関する目標年度は、事業開始年度の5年後とする。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

第1第4項の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

2 成果目標

(1) 有機農業実施計画の策定

第1第1項の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画の策定とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1第2項の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画に設定した目標とする。

また、有機農業実施計画の目標設定に当たっては、有機農業の取組面積拡大、有機農産物等の販売量の拡大又は有機農業者増加のうちいずれか1つ以上の数値目標（以下「数値目標」という。）を設定するものとする。なお、都道府県知事が認める場合においては、この限りではない。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1第3項の取組に関する成果目標は、新たな有機農業実施計画に設定する数値目標とし、目標設定に当たっては、事業の対象品目において、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加させる目標を設定する。

(4) 有機農業の拡大加速化の推進

第1第4項の取組に関しては、マニュアル及びその活用計画の作成を成果目標とする。

第6 事業実施状況の報告

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

- (1) 本要綱第30第1項の規定により行う事業実施状況の報告について、本事業にお

いては、事業実施主体は、第1第1項の事業終了年度の翌年度から成果目標の目標年度までの取組について、毎年度、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第7第1項の事業成果の評価に代えることができるものとする。

ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から前号に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、本事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導をすることができる。

(3) 都道府県知事は、第1第1項第1号の規定により提出のあった有機農業実施計画及び前号の規定により報告があった事業実施状況報告書について、提出又は報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

(1) 本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度事業の実施計画に定められた取組を実施した結果について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第19号の報告書を作成し、前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の9月末までに、前項第3号の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第7 事業成果の評価

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の

創出

- (1) 事業実施主体は、成果目標の目標年度の翌年度において、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第 19 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、当該報告は第 6 第 1 項による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができるものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から前号に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、第 1 号の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

2 有機農業の拡大加速化の推進

- (1) 事業実施主体（都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、目標年度の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度における目標の達成状況について、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載した別紙様式第 19 号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、前号の規定に準じて別紙様式第 19 号の報告書を作成し、本事業により作成したマニュアル及びマニュアルの活用計画を添付して前号の規定により報告があった報告書とともに、当該報告があった年度の 9 月末までに、前項第 3 号の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 前号の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第 8 その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第 1 第 1 項の事業は、原則 1 年以内とする。

なお、第 1 第 1 項の事業においては、有機農業実施計画の策定に複数年度を要す

るなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができるものとし、その場合は、策定した有機農業実施計画について、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌々年度の4月末までに提出するものとする。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第1第2項の事業は、1年以内、第1第3項及び第4項の事業は、2年以内とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 過年度事業からの継続

改正附則（令和6年12月17日6環バ第265号）第3項及び第5項の規定に基づき第1第2項又は第3項の取組を実施する場合において、事業実施計画の期間は、過年度において当該有機農業実施計画に基づいて事業を実施している場合はその実施期間と合計して、第1第2項の事業は2年以内、第1第3項の事業は3年以内とし、これらの取組の実施に係る交付金の上限額は、第1第2項については当該有機農業実施計画の策定に取り組んだ年度の翌年度1年目の取組を年間800万円、翌々年度2年目の取組を年間600万円、第1第3項については年間1,000万円とする。また、第1第2項第3号に定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付金の上限額は、本項前段において定める上限額に200万円を加えた金額とする。

(別添 1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書(原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な	・農業用機械・施設については、

		事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。 ・学校給食の原材料の経費については通常の原材料との差額のみを対象とする。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	認証取得推進費	・有機 J A S 認証の取得支援（認証検査）等に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

		認事務等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

(別添 2) 有機農業の拡大加速化の推進の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書(原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、

		農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部	・委託は、第三者に委託すること

		分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	が必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるが、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

別紙 1 有機農業実施計画の策定及びオーガニックビレッジ宣言について

1 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画は、地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画であり、次の（１）から（８）までを必須項目とし、必要に応じて、（９）その他有機農業の推進に係る項目を追加して記載するものとする。有機農業実施計画の変更が必要となった場合、適宜都道府県と協議の上、変更するものとする。

（１）有機農業の推進に係る取組を実施する市町村

複数の市町村が協議会に参加し連携して取り組む場合は、中心となって取り組む市町村と連携先の市町村を分けて記載すること。

（２）計画の期間

計画の開始年度と終了年度を記載すること。計画の期間は原則５年間とし、５年未満又は５年を超える期間の有機農業実施計画を定める場合には、その理由を計画期間と併せて記載すること。

（３）取組を実施する市町村における有機農業の推進に係る現状

有機農業を推進する背景、取組状況、課題等について記載すること。

（４）目標

以下のア及びイについて、現状と計画終了年度における目標及び目標の達成状況の把握方法を具体的に記載すること。なお、必要に応じて中間目標を設定できるものとする。

ア 有機農業の生産に係る目標

有機農業の取組面積を現状値よりも拡大させる目標及び有機農業者数を現状よりも増加させる目標を具体的な数値で設定すること。その他、必要に応じて追加で目標を設定すること。

イ 有機農産物等の加工、流通、消費等に係る目標

（５）取組方針及び取組内容

（４）で設定した目標の達成に向けた取組方針及び取組内容について、以下の項目を記載すること。

ア 有機農業の生産に係る目標の達成に向けた取組方針

イ 有機農産物等の加工、流通、消費等に係る目標の達成に向けた取組方針

ウ 年度ごとの取組内容

（６）取組の推進体制

取組の推進体制（取組の実施に必要な組織、委託先等）について、以下の項目を記載すること。

ア 推進体制図

イ 関係者の役割

（７）みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第３７号）に基づく有機農業に関する特定区域の設

定について、以下の項目を記載すること。

ア 特定区域の設定予定時期

イ 特定区域として設定予定の区域

ウ 当該区域の特性及び区域設定の理由

エ 生産方法又は流通・販売方法の共通化に関する取組

オ 今後の推進方針（特定環境負荷低減活動実施計画の認定、栽培管理協定の締結に向けた取組内容等）なお、有機農業に関する特定区域を既に設定している場合は、当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等のURLを記載することでアからエまでを省略できるものとする。

（８）取組に関する情報発信

本計画に基づいて実施する各種取組について、ウェブサイトや広報誌への掲載、市町村や都道府県等が実施するイベントでの発表等、情報発信に関する取組について記載すること。

（９）関連事業の概要（活用を想定する事業の内容、実施予定年度等）

２ オーガニックビレッジ宣言の実施

有機農業実施計画を策定した市町村（有機農業実施計画を策定した協議会に参画する市町村を含む。）が有機農業実施計画を公表するとともに、地域ぐるみで有機農業の推進に取り組むことを宣言することをオーガニックビレッジ宣言とする。

オーガニックビレッジ宣言の実施に当たっては、別途農林水産省ウェブサイトで公開している参考様式に沿ってオーガニックビレッジ宣言書を作成し、有機農業実施計画と併せて当該市町村のウェブサイト等で公表を行うとともに、イベントの開催等を通じて有機農業実施計画を策定したことを広く周知するものとする。また、ウェブサイト等での公表やイベントの開催等に際しては、その実施前に都道府県及び地方農政局等へ情報共有を行うものとする。

なお、農林水産省は、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省ウェブサイトへの掲載や各種イベントでの周知等を行う。

別紙 2 試行的な取組の具体的な内容について

	具体的な取組
1 生産関連の取組	ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成、生産コスト等の分析等を実施 イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査や収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施 ウ 有機ほ場団地化 有機農業の団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 JAS 認証取得に向けた実地検査等を実施 エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、借上ほ場における有機農業指導員や先進的農家等を招へいした新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 JAS 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催 オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入 カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入。 キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検

	討等を実施。 ク その他地域で必要と考える取組
2 加工・流通関連の取組	ア 地場での加工品の製造 地域で生産された有機農産物等を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。 イ レストラン、旅館等での活用 有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施。 ウ 流通の効率化・コスト低減の取組 消費者が安価な価格で有機農産物等を入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等を実施。 エ 販路拡大に向けた商談や意見交換会の実施 加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等を実施。 オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会 地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会を実施。 カ その他地域で必要と考える取組
3 消費関連の取組	ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進 事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。 イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催 地域や消費地の消費者が有機農産物等を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。

	ウ 消費者との交流会の開催 環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。 エ 直売所における有機農産物等のコーナーの設置 地域で生産された有機農産物等及び有機農産物等の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物等を入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等のブースの設置や専門調査員の派遣を実施。 オ 地域を紹介する資料作成、オンラインショッピングサイトの構築 遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物等の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成やオンラインショッピングサイトの構築による効果の検証を実施 カ 企業・環境活動団体との連携等 環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。 キ その他地域で必要と考える取組

別記 3

有機転換推進事業

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。

2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準の有機農業

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料若しくは農薬又はその両方を用いて行う農業

3 対象事業

(1) 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費を支援する。

(2) 転換支援円滑化事業

以下のアからウまでの事務に係る経費を支援する。

ア 交付金の交付事務

イ 本事業の実施状況の確認及び指導

ウ 本事業の実績報告の確認及び指導

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる組織のいずれかとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 都道府県若しくは市町村又はその両方を構成員とし、以下の事項に係る規約等を定めている協議会

ア 目的

- イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- ウ 意思決定の方法
- エ 解散した場合の地位の継承者
- オ 事務処理及び会計処理の方法並びに責任者
- カ 会計監査及び事務監査の方法
- キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付申請者

第1第3項第1号の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）は、以下の全ての事項を満たす者とする。

- (1) これまでに本事業による支援を受けていない農業者であって、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者
 - イ 就農当初から国際水準の有機農業に取り組む、就農後3年以内の農業者であって、地域の国際水準の有機農業における同一品目での平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績が1作期分以上あると事業実施主体が認める者
- (2) 本事業の対象農地の全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。
- (3) 本事業の対象農地における有機農産物等の生産が販売を目的としていること。
- (4) 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。
- (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくはみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。

第3 交付対象経費、交付単価等

1 交付対象経費

交付対象経費は別紙のとおりとする。

2 交付単価等

- (1) 第1第3項第1号の交付単価は2万円/10a以内とする。

ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。

- (2) 第1第3項第2号の交付金の上限額は、事業実施主体に対し、交付申請者から要望のあった額の1割以内とする。
- (3) 全国の要望額の総額が国の交付上限額を上回る場合、国は予算の範囲内で、事業実施主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとし、事業実施主体は交付額の範囲内で交付申請者に交付すること。

3 対象農地の考え方

交付金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、事業実施主体の管内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地とし、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。
- (2) 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含まない。
- (3) 作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。
- (4) 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。
- (5) 交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。
- (6) 肥培管理及び雑草や病虫害の発生予防のための措置を行うこと。
- (7) 水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これに含まない。

第4 実施要件

- 1 交付申請者は、取組を行う農地において実施する有機農業の有機栽培管理シート（別紙様式第30号ー2）及び有機転換チェックシート（別紙様式第30号ー3）を作成し、事業実施主体が指定する日までに交付申請書（別紙様式第30号ー1）とともに、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 出荷・販売の実績報告等
 - (1) 交付申請者は、本事業の対象農地で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して事業実施主体に提出すること。
 - (2) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売（直売所等での販売）計画書」（別紙様式第31号）を作成して提出すること。
- 3 第1第3項第2号イ及びウの確認及び指導に際し、円滑な実施がなされるよう協力すること。
- 4 国及び都道府県は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、第2項各号の書類の提出を求めることができるものとする。

第5 成果目標

事業実施年度の翌々年度において事業の対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第6 事業の委託

事業実施主体は、第1第3項第2号に定める事業に係る事務の一部を、当該実施主体以外の者に委託することができるものとする。

ただし、第 8 第 1 項に関する業務を委託する場合、次の要件を満たす組織であること。

- (1) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- (2) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

第 7 実施状況の報告

- 1 交付申請者は、交付金の交付を受けようとする年度の 1 月末日までに以下に定めるところにより、事業実施主体に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 別紙様式第 30－1 号に準じて、第 4 に規定する実施要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が交付金の交付を受けようとする年度の 1 月末日以降に行われる品目を生産するなどの場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付し、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出すること。
 - (2) 有機農産物規格表 A. 1 の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表 B. 1 の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、その使用した資材について、有機農産物規格表 A. 1 又は有機農産物規格表 B. 1 に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
- 2 都道府県以外の事業実施主体は、前項第 1 号の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、別紙様式第 3 号により交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の 2 月 15 日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の結果を取りまとめ、別紙様式第 3 号に準じて、2 月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 前項の規定により報告を受けた地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて都道府県知事を指導することができる。

第 8 実施状況の確認

- 1 事業実施主体は、第 7 第 1 項に基づき交付申請者から報告のあった実施状況について確認を行うものとする。なお、必要に応じて、ほ場の巡回等を実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の 3 月 5 日までに、交付申請者に前項の規定による確認結果を通知するものとする。

第 9 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第 19 号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の 8 月末までに別紙様式第 19 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、管内の状況について

- 取りまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、目標年度の翌年度において、別紙様式第 19 号により事業の自己評価を行うものとし、前項の規定により報告があった事業評価報告書とともに、当該年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その評価を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導することができるものとする。

第 10 交付金の返還

1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた交付申請者が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) 前 2 号の返還については、自然災害等の交付申請者の責めに帰さない事情による場合には、その対象としないことができる。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、交付申請者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示のもと、当該交付申請者に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項の規定により、交付金の返還があった場合は、事業実施主体は交付金のうち当該返還額を地方農政局長等に返還するものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) 事業実施主体は前項の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) 前項の規定により返還を求められた金額を支払わない交付申請者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。

(別紙)

推進事務にかかる交付対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費	
賃金		・事業を実施するために必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・ほ場の確認等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、ほ場の確認等を含めた各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果

		調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	的な業務に限り、実施できる。
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 4

グリーンな栽培体系加速化事業

第 1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大又は農業における温室効果ガスの削減に資する技術（以下「環境にやさしい栽培技術」という。）又は気候変動に適応する技術（以下「気候変動適応技術」という。）のいずれか、かつ先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を取り入れた新たな栽培体系（以下「グリーンな栽培体系」という。）への転換に向けた産地の取組を支援する。

なお、本事業における用語の定義は、別添 1 のとおりとする。

1 グリーンな栽培体系の検討

（1）検討会の開催

グリーンな栽培体系について、産地が目指す方針や新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術、気候変動適応技術及び省力化に資する技術、次の（2）から（5）までの取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施できるものとする。

（2）グリーンな栽培体系の検証

グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術、気候変動適応技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

ただし、事業実施期間が複数年かつ 2 年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術が普及段階に移行し、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合は、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、事業実施計画に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこととする。

（3）グリーンな栽培マニュアルの作成

別添 1 の 6 で定めるグリーンな栽培マニュアルを本事業の目標年度までに作成するものとする。

（4）産地戦略の策定

別添 1 の 7 で定める産地戦略を本事業の目標年度に策定するものとする。

（5）情報発信

グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定後、事業実施主体又は事業実施主体の属する都道府県、市町村若しくは農業協同組合等のホームページにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

このほか、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

2 グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等

前項第2号の検証に必要な別添3に定めるスマート農業機械等（以下「機械等」という。）の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）をすることができるものとする。

3 消費者理解の醸成

第1項で検討する栽培体系により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むことができるものとする。

ただし、取組内容が次の各号を満たすものとし、過年度に第1項第2号の実証に取り組んだ場合に限り、取り組めるものとする。

- (1) 産地で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。
- (2) グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

第2 事業実施主体

1 事業実施主体は、次の(1)から(4)までとする。

ただし、第1第3項の取組については、過年度に同事業に取り組んだ実績がある事業実施主体に限るものとする。

- (1) 協議会
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 農業協同組合

2 前項各号のいずれの者が事業実施主体となる場合においても、産地の農業者の参加を必須とするとともに、前項第1号の場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を構成員に、前項第3号の場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を参加者にそれぞれするものとする。 なお、都道府県（普及組織）を構成員又は参加者にしない場合であっても、同組織に対して、事業実施計画の進捗状況について情報共有及び必要な連携を図るものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農業機械メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

3 第1項第1号が事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。

- (1) 目的
- (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- (3) 意思決定の方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者

- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

- (1) 交付対象経費は、第1第1項の取組に必要な経費のうち別添4に定める経費とする。ただし、第1第1項第2号の取組に係る経費のうち農業機械・施設の借上費及び資機材費は新たに取り入れる技術の検証に係る経費に、第1第2項の取組に係る経費は機械等の導入等に要する資機材費、運搬費、役務費及び雑役務費にそれぞれ限るものとする。
- (2) 交付対象経費のうち、第1第2項の取組に係る経費については、事業実施計画においてグリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等として位置付けられた者（以下「検証主体」という。）が取組を行う場合も交付対象とする。

2 交付率等

(1) 交付率

本事業の交付率は定額（ただし、第1第2項に係る経費は2分の1以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

(2) 交付金額の上限

交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、輪作体系において複数の品目のグリーンな栽培体系を一体的に検証する場合は、品目ごとに以下に定める上限を適用し、合計した金額とする。

ア グリーンな栽培体系の検討及び消費者理解の醸成

第1第1項第1号及び第3号に係る交付金額の上限は、合わせて以下のとおりとする。ただし、第1第1項第3号に係る交付金額の上限は30万円とする。

(ア) (イ) 又は (ウ) の場合を除き、300万円とする。

(イ) 別添1の2(3)の環境にやさしい栽培技術を検討する場合、360万円とする。

(ウ) 別添1の2(1)、(2)並びに(4)のア、イ、ウ、エ、オ及びカの8分類の環境にやさしい栽培技術のいずれか、かつ気候変動適応技術を併せて検討する場合、360万円とする。

(エ) 事業に参加する農業者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実である場合において、第1第1項第2号で生産方式革新実施計画の達成に資する検証を併せて行うときは、(ア) から (ウ) までに規定する上限にそれぞれ100万円を加えた金額とする。

(オ) 品目の特性等によって、グリーンな栽培体系の検証が複数年度にわたる場合は、当該検証と一体的に行う栽培1周期当たりの取組（検討会の開催、栽

培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信及び消費者理解の醸成を含む。)について、(ア)から(エ)までに規定する上限を適用することとする。

イ グリーンな栽培体系への転換に向けた機械等の導入等

第1第2項に係る交付金額の上限は1,000万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の収集・整理、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等(例：パソコン等)の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 第1第1項に取り組むこと。あわせて、次のいずれかを満たすこと。

- (1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討すること。

- (2) グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術について、グリーンな栽培体系に取り組む他の産地と連携して検証等を行うこと（1つの事業実施計画において、複数の産地が連携して検証等を行う場合を含む。）。

なお、連携する産地については、次のア及びイを満たすこと。

ア 原則、同一の品目において同一の環境にやさしい栽培技術に取り組んでいること。

イ 産地の属する市町村又は土壌や標高等の自然条件が異なること。

- (3) 気候変動適応技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討すること。

- 2 第1第1項において検証する環境にやさしい栽培技術による環境負荷低減の効果、気候変動適応技術における気候変動への適応効果及び省力化に資する技術の省力化効果が、それぞれ試験研究機関等において認められていること。

- 3 第1第1項において別添1の2(3)の技術を検証する場合は、当該技術を取り入れたグリーンな栽培体系が次の全てを満たすこと。

- (1) 化学肥料・化学農薬（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）において使用が認められているものを除く。）を使用しないこと。

- (2) 土づくりを適切に実施すること。

- (3) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。

- (4) 有害動植物の防除を適切に実施すること。

- (5) 組換えDNA技術の利用を行わないこと。

- 4 第1第1項において別添1の2(4)アの技術を検証する場合は、中干し期間を慣行から7日間以上延長する試験区を設置すること。

- 5 第1第1項の取組に本要綱第4第7号に掲げる事業（バイオマスの地産地消（推進事業））で実施可能な取組を含まないこと。

第5 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより都道府県知事が認める場合にあつては、2年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、当年度の交付決定が、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県の場合において上記のただし書に基づき、事業実施計画の期間を複数年度とするときは、当該事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

第6 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事が品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度

を、事業実施期間の最終年度の翌年度に設定することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において上記のただし書に基づき、目標年度を設定するときは、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、検証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第 20 で定める実績報告又は第 7 の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、グリーンな栽培マニュアルの作成及び産地戦略の策定とする。

第 7 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県の場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項の規定に基づく別紙様式第 19 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。
- 2 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- 3 第 1 第 2 項により機械等の導入等をした場合であって、2 のなお書に該当するときは、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械等が有効活用されるよう、当該機械等の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

第 8 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、産地戦略の期間中、次に掲げる事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 産地戦略に掲げた目標の達成状況
 - (2) 産地戦略に掲げた取組の実施状況
- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から 1 に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を併せてとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 第 7 の 3 により、導入等をした機械等の活用計画を作成した事業実施主体等は、

計画の最終年度まで、毎年度、当該機械等の利用状況について記載した報告書を作成し、事業実施主体等が検証主体の場合においては、当該報告書を事業実施主体（事業実施主体が都道府県の場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった報告書（事業実施主体が都道府県の場合のものを除く。）及び自らが作成した報告書を都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）に提出するものとする。

- 4 1及び2の規定については、都道府県知事が次の（1）又は（2）に該当すると認める場合において、産地戦略の開始年度の3年後以降の年度の報告をもって終了できるものとする。

（1）産地戦略に掲げる目標等が達成された場合

（2）社会情勢の変化等のやむを得ない事由により、環境にやさしい栽培技術の取組が困難となった場合

第9 機械等の導入等に係る留意事項

第1第2項により機械等の導入等をする場合は、以下のとおりとする。

1 共通

（1）本体価格が50万円以上であること（センサ類、モニタリング装置等を複数台導入等し、一体的に使用する場合等は1つの機械等とみなす。）。

（2）原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（3）導入等をする機械等の範囲は、本事業による環境にやさしい栽培技術、気候変動適応技術及び省力化に資する技術の検証に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（4）導入等をする機械等は、検証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること。

（5）機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

（6）本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械等であること。

（7）本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

（8）本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示するものとする。

- (9) 収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等の導入等をする場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象としているデータ等を取得するときは、機械等の導入等をする事業実施主体又は検証主体（以下「事業実施主体等」という。）は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (10) 本事業により導入等をするトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和 7 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
- ※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- (11) 導入等をする機械等の検証及び普及に取り組むに当たって、都道府県の普及組織等がサポートし、産地全体の技術力向上を図る体制を組むこと。

2 機械等を導入する場合

- (1) 機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体等は、本要綱第 27 第 3 項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が検証主体の場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県の場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、検証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県の場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び検証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (3) 導入する機械等を事業実施主体等以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。
- ア 貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体等が都道府県の場合においては都道府県知事及び地方農政局長等が、その他の場合においては事業実施主体（事業実施主体が都道府県の場合は検証主体）と都道府県知事がそれぞれ協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。
- なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者及び当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。
- イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。
- 事業実施主体等負担（事業費－交付金）/当該機械等の耐用年数＋年間管理費
- ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を

加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合

(1) リース期間は、法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の前項第3号のア及びイの計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×交付率（1／2以内）

イ リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×交付率（1／2以内）

ウ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ ウの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

オ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

4 導入等をした機械等の管理運営

(1) 本事業により導入等をした機械等のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体等は、本事業により導入等をした機械等を常に良好な状態で管理し、その導入等の目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検証主体の場合は検証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県の場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が検証主体の場合は検証主体）を十分に指導監督するものとする。

第10 その他

1 事業実施地区の範囲

- (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とする。
- (2) 同一の事業実施主体が複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (3) 同一の事業実施主体が複数の産地それぞれにおいてグリーンな栽培体系を検討する場合は、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (4) 都道府県知事が各産地の生産条件等を考慮した上で特に必要と認める場合に限り、当該都道府県内の複数の産地において、同一の品目かつ同一の環境にやさしい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検討し、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 上記の第2号、第3号又は第4号のいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定すること。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県（普及組織）は、都道府県内の他産地への普及に向けて、作成した栽培マニュアルに基づいて技術指導を行う等により、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力することとする。

1 グリーンな栽培体系

次の（１）から（３）までを満たす新たな栽培体系をいう。

- （１）播種・定植前準備（果樹の場合は土づくり、せん定等）から収穫・収穫後作業までの作業段階において、２に定める環境にやさしい栽培技術又は４に定める気候変動適応技術のいずれか、かつ５に定める省力化に資する技術を現在の栽培体系に新たに取り入れること。
- （２）化学農薬の使用量（有効成分での使用量とＡＤＩ（許容一日摂取量）を基としたリスク換算係数を掛けたリスク換算値）が現在の栽培体系から増加しないこと。
- （３）化学肥料及びプラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

2 環境にやさしい栽培技術

次の（１）から（４）までの環境負荷低減に資する栽培技術をいう。

（１）化学農薬の使用量の低減に資する技術

- ア 人や環境に対するリスクの低減につながる土壌くん蒸剤の使用量の低減に資する技術
- イ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬以外の防除方法の導入
- ウ 人や環境に対するリスクの低減につながる化学農薬の成分使用回数の低減に資する技術
- エ 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替え
- オ 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入

（２）化学肥料の使用量の低減に資する技術

（３）有機農業の取組面積拡大に資する技術

- ア 新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術
- イ 現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るために新たに取り入れる技術

（４）温室効果ガスの削減に資する技術

- ア 水田からのメタンの排出削減に資する技術
 - （ア）中干し期間の延長
 - （イ）秋耕
 - （ウ）その他水田からのメタンの排出削減に資する技術
- イ バイオ炭の農地施用
- ウ 石油由来資材からの転換
- エ プラスチック被覆肥料の被膜殻対策に資する技術
 - （ア）プラスチック被覆肥料の代替技術
 - （イ）プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止技術

オ 省資源化

(ア) 耐用年数の長い農業資材への切替え

(イ) 農業資材（農薬、肥料及び化石燃料を除く。）の使用量又は使用回数の削減に資する技術

カ その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

(ア) 自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料の使用量の低減に資する技術

(イ) その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術

2に定める環境にやさしい栽培技術のうち、次の（１）から（４）までの栽培技術をいう。

（１）化学農薬の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 病害虫又は雑草の発生予察・予測、診断技術等の活用

イ 抵抗性品種の導入

ウ 輪作の導入

エ 土壌くん蒸剤の代替技術

オ 土着天敵の活用

（２）化学肥料の使用量の低減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 可変施肥、局所施肥、生育診断等（土壌診断を除く。）による適正施肥

イ 緑肥の活用

ウ 汚泥肥料、菌体りん酸肥料の活用

（３）有機農業の取組面積拡大に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 水稲における先進的な除草・抑草技術（水田抑草ロボット、水田除草機、自律走行式又はリモコン式草刈機の活用等）

イ 水稲以外の品目における、有機農業の特徴的な土づくり等の技術

ウ （１）及び（２）に定める技術

（４）温室効果ガスの削減に資する技術のうち次に掲げる技術

ア 中干し期間の延長

イ 秋耕

ウ バイオ炭の農地施用

エ 石油由来資材からバイオマス由来成分を含む生分解性資材への切替え

オ プラスチック被覆肥料の代替技術

カ 化石燃料の使用量の低減に資する技術

4 気候変動適応技術

高温等の影響を回避・軽減する栽培管理技術等をいう。

5 省力化に資する技術

現在の栽培体系又は新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術に対応する一般的な

栽培技術と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術をいう。

6 グリーンな栽培マニュアル

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1第1項第2号の検証の結果を踏まえて作成するグリーンな栽培体系の実践・導入マニュアルをいう。

なお、グリーンな栽培マニュアルには、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術、気候変動適応技術及び省力化に資する技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて栽培暦や防除暦を盛り込むものとする。さらに、第1第2項により機械等の導入等をする場合は、当該機械等に関する情報（特徴、仕様、価格帯、見込まれる効果等）及び導入等をするときの留意事項を併せて記載するものとする。

7 産地戦略

グリーンな栽培体系の普及を図るため、第1の1（1）の検討を踏まえて策定する、本事業の目標年度の翌年度から5年間におけるグリーンな栽培体系の普及に係る指針・計画をいう。なお、産地戦略に記載する項目は、別添2に定めるとおりとする。

別添 2

産地戦略に記載する項目

1 項目

- (1) 目指す姿
- (2) グリーンな栽培体系
 - ア 現在の栽培体系及び新たに導入するグリーンな栽培体系の概要
 - イ グリーンな栽培体系の取組面積の目標
 - ウ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術、気候変動適応技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標
 - エ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標
- (3) グリーンな栽培体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割
- (4) 導入等をした機械等の活用面積の目標
- (5) 生産物の販売方法、消費者理解の醸成の取組等
- (6) その他

2 留意事項

- (1) 1 (1) から (3) までについて必ず記載し、第 1 の 1 (2) に取り組む場合は 1 (4) を、第 1 の 1 (3) に取り組む場合は 1 (5) をそれぞれ併せて記載するものとする。
- (2) 1 (2) エについて、次のア又はイの技術を取り入れる場合は必須の項目とし、次のとおり設定するものとする。なお、取り入れる技術の性質上設定が困難であると都道府県知事が認める場合においては、省略することができるものとする。
 - ア 化学農薬の使用量の低減又は化学肥料の使用量の低減に係る栽培技術
現行の栽培体系と比較した化学農薬又は化学肥料の使用量の低減割合等
 - イ 省力化に資する技術
作業人員、作業時間又は作業工程の削減割合等
- (3) 1 (2) イ及びウの取組面積の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添 3

スマート農業機械等の導入等における対象機械等

第1の1（2）において導入等が可能な機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む。）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る。）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト2段施肥対応田植機
- 16 複合環境制御装置
- 17 RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）

このほか、都道府県知事が、環境負荷低減又は省力化の観点から本事業による検証に必要と認める機械等について導入等を行うことができるものとする。

別添 4

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円未満の備品に限る。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な	

		試作品の開発や試験等に必要 な原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・機械等の購入費又はリース料	・農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う

			場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記5

グリーンな飼養体系加速化事業

第1 事業内容

本事業は、畜産における温室効果ガスの削減に資する技術（以下「環境にやさしい飼養技術」という。）を取り入れた新たな飼養体系（以下「グリーンな飼養体系」という。）への転換に向けた産地の取組を支援する。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

1 検討会の開催

グリーンな飼養体系について、産地が目指す方針、新たに取り入れる環境にやさしい飼養技術及び次項から第5項までの取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施できるものとする。

2 グリーンな飼養体系の検証

グリーンな飼養体系に取り入れる環境にやさしい飼養技術に資する技術の効果や産地への適合性の検証、コストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証及び専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

3 グリーンな飼養マニュアルの作成

別添1第3項に定めるグリーンな飼養マニュアルを本事業の目標年度までに作成するものとする。

4 産地戦略の策定

別添1第4項に定める産地戦略を本事業の目標年度に策定するものとする。

5 情報発信

グリーンな飼養マニュアル及び産地戦略を策定後、事業実施主体又は事業実施主体の属する都道府県、市町村若しくは農業協同組合等のウェブサイトにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

このほか、検討したグリーンな飼養体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

第2 事業実施主体

1 事業実施主体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 農業協同組合

2 前項各号のいずれの者が事業実施主体となる場合においても、産地の農業者の参加を必須とするとともに、前項第1号の場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を構成員に、前項第3号の場合は、都道府県（普及組

組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)をそれぞれ参加者に加えるものとする。なお、都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合であっても、同組織に対して、事業実施計画の進捗状況について情報共有及び必要な連携を図るものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、飼料メーカー、畜産資材メーカー、乳業メーカー、農業協同組合(営農指導事業担当)、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

- 3 第1項第1号に掲げるものが事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。

- (1) 目的
- (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- (3) 意思決定の方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

第3 交付対象経費及び交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費は、第1各項に掲げる取組に必要な経費のうち別添3に定める経費とする。ただし、第1第2項の取組に係る経費のうち農業機械・施設の借上費及び資機材費は新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限るものとする。

2 交付率等

(1) 交付率

本事業の交付率は定額とし、交付上限の範囲内で支援する。

(2) 交付金額の上限

交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、複数の畜種のグリーンな飼養体系を一体的に検証する場合は、畜種ごとに以下に定める上限を適用し、合計した金額とする。

第1第1項から第5項に係る交付金額の上限は、300万円とする。なお、畜種の特性等に

よって、グリーンな飼養体系の検証が複数年度にわたる場合にあってはこの上限を適用することとする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の収集・整理、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費

- (3) 本要綱第 10 第 1 項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
 - (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
 - (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
 - (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (7) 畜産業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
 - (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
 - (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告に係る経費
 - (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 4 契約の適正化
- 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。
- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
 - (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第 5 第 3 項の規定によるほか、次のとおりとする。

- 1 第 1 第 1 項に掲げる取組に取り組むこと。
- 2 第 1 において検証する環境にやさしい飼養技術による環境負荷低減の効果が、試験研究機関等において認められていること。
- 3 配合飼料価格安定制度への継続加入

都道府県は、この事業の受益者となる農業者であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認するものとする。

ただし、農業者が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを都道府県が確認した場合は、この限りではない。

第5 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

第6 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事が畜種の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を、事業実施期間の最終年度の翌年度に設定することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において、上記のただし書に基づき目標年度を設定するときは、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、検証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第20で定める実績報告又は第7の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、グリーンな飼養マニュアルの作成及び産地戦略の策定とする。

第7 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県の場合も同様に報告書を作成し、本要綱第30第3項の規定に基づく別紙様式第19号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

1 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。

2 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな飼養マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな飼養マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

第8 事業成果のフォローアップ

1 事業実施主体は、産地戦略の期間中、次に掲げる事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。

(1) 産地戦略に掲げた目標の達成状況

(2) 産地戦略に掲げた取組の実施状況

- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から前項に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を併せてとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 前2項の規定については、都道府県知事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合において、産地戦略の開始年度の3年後以降の年度の報告をもって終了できるものとする。
 - (1) 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合
 - (2) 社会情勢の変化等のやむを得ない事由により、環境にやさしい飼養技術の取組が困難となった場合

第9 その他

1 事業実施地区の範囲

- (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の飼養体系に取り組む産地を最小単位とする。
- (2) 同一の事業実施主体が複数の畜種のグリーンな飼養体系を検討する場合は、畜種ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (3) 同一の事業実施主体が複数の産地それぞれにおいてグリーンな飼養体系を検討する場合は、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (4) 都道府県知事が各産地の飼養条件等を考慮した上で特に必要と認める場合に限り、当該都道府県内の複数の産地において、同一の畜種かつ同一の環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系を検討し、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 第2号から前号までのいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな飼養マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県（普及組織）は、都道府県内の他産地への普及に向けて、作成した飼養マニュアルに基づいて技術指導を行う等により、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力することとする。

別添 1

用語の定義

1 グリーンな飼養体系

次の各号を満たす新たな飼養体系をいう。

- (1) 次項に定める環境にやさしい飼養技術を現在の飼養体系に新たに取り入れること。
- (2) 温室効果ガス発生量が現在の飼養体系と比較して増加しないこと。

2 環境にやさしい飼養技術

次の各号に掲げる温室効果ガスの削減に資する飼養技術をいう。

- (1) アミノ酸バランス改善飼料の給与
- (2) 牛の暖気中のメタンを削減する飼料添加物（3-ニトロオキシプロパノール又はカシューナッツ殻液）を含む飼料の給与
- (3) 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与
- (4) その他畜産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 グリーンな飼養マニュアル

グリーンな飼養体系の普及を図るため、第1第2項の検証の結果を踏まえて作成するグリーンな飼養体系の実践・導入マニュアルをいう。

なお、グリーンな飼養マニュアルには、新たに取り入れる環境にやさしい飼養技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて飼養に係る留意事項を併せて記載するものとする。

4 産地戦略

グリーンな飼養体系の普及を図るため、第1第1項の検討を踏まえて策定する、本事業の目標年度の翌年度から5年間におけるグリーンな飼養体系の普及に係る指針・計画をいう。なお、産地戦略に記載する項目は、別添2に定めるとおりとする。

別添 2

産地戦略に記載する項目

1 項目

(1) 目指す姿

(2) グリーンな飼養体系

ア 現在の飼養体系及び新たに導入するグリーンな飼養体系の概要

イ グリーンな飼養体系の取組頭数の目標

ウ グリーンな飼養体系に取り入れる環境にやさしい飼養技術の内容及び効果

エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準

(3) グリーンな飼養体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割

(4) その他

2 留意事項

前項第2号イの取組頭数の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添 3

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円未満の備品に限る。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、農場等の借上げ経費	・農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な	

		試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証農場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・その他機器等の購入費又はリース料	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う

			場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 6

省エネルギー型ハウス転換事業

第1 事業内容

本事業は、A重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸において、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系（以下「省エネルギー型ハウス」という。）への転換に向けた取組を支援する。ただし、事業実施主体は、次の各項に掲げる取組のいずれかを必ず実施するものとする。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

1 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

地域における地中熱、地下水熱、廃熱、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量を把握するための検討会の開催、調査、マップの作成等を実施するものとする。

2 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

(1) 検討会の開催

実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、加温に係る化石燃料の使用量、温室効果ガスの排出量の低減が可能な技術（以下「省エネルギー技術」という。）又は次号から第4号までに掲げる取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、先進地での調査等を実施できるものとする。

(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証

省エネルギー型ハウスに取り入れる省エネルギー技術について、実証地域での効果的な使用方法や組合せ等の実証、コストを含む導入効果の分析等を行うものとする。

また、省エネルギー技術の実証と併せて行う収量・品質等の生産性の維持・向上に資する技術の実証についても実施することができるものとする。

(3) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等

前号の実証に必要な農業機械・設備や自家消費用発電システム（以下「機械等」という。）の導入又はリース導入のほか、既存ハウスの改良を行うことができるものとする。

(4) 環境影響評価の実施

実証ほ場において導入した省エネルギー技術によるA重油等の化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量低減等の環境負荷低減効果の評価を行うものとする。

(5) 横展開の取組

第2号に掲げる実証の結果として得られた知見や技術等を広く普及啓発するため、マニュアルの作成や技術講習会等の情報発信を行う。なお、情報発信を行う際は、実証した省エネルギー技術や生産性の維持・向上技術、効果的に使用するための留意点、導入コスト等、普及に必要な情報を盛り込むものとする。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の各号に掲げるものとする。ただし、実証内容に応じて、機械メーカー等の民間事業者等も関与し、積極的に技術指導等を行う体制を整えることとする。
 - (1) 協議会
 - (2) 都道府県
 - (3) 市町村
 - (4) 農業協同組合
- 2 本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。
- 3 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 4 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 5 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- 6 協議会が事業実施主体となる場合は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 協議会は次の構成員により組織されることとし、ア及びイからエまでのいずれかは、必須の構成員とする。

なお、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要となる者が構成員となることを妨げない。

ア 農業者等

イ 都道府県（普及組織又は農業試験場等の公設試を含む。）

ウ 市町村

エ 農業協同組合
 - (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規約、規定等により定めることとする。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項
 - (3) 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。
 - (4) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

第3 交付対象経費、交付率等

- 1 交付対象経費

- (1) 交付対象経費の範囲は、別添2のとおりとする。ただし、第1第2項第3号の取組に係る経費は機械等の導入等や既存ハウスの改良に要する資機材費、借上費、通信運搬費、役務費及び雑役務費に限るものとする。
- (2) 交付対象経費のうち、第1第2項第2号及び第3号の取組に係る経費については、事業実施計画において省エネルギー型ハウスの実証を中心的に行う農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）として位置付けられた者（以下「実証主体」という。）が行う場合も交付対象とする。

2 交付率等

(1) 交付率

本事業の交付率は定額とし、交付上限の範囲内で支援する。ただし、第1第2項第3号に係る経費の交付率は2分の1以内とする。

(2) 交付金額の上限

交付金額の上限は、次に掲げるとおりとする。

ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

第1第1項の交付金額の上限は、1,500万円とする。

イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

第1第2項の取組に係る交付金額の上限は2,500万円とする。ただし、第1第2項第3号の取組に係る交付金額の上限は2,000万円、第1第2項第5号の取組に係る交付金額の上限は500万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する

経費

- (8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

第4 目標年度及び成果目標

1 目標年度

- (1) 第1第1項のみに取り組む場合は、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。
- (2) 前号以外の場合には、本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度の翌々年度とする。

2 成果目標

- (1) 第1第1項に取り組む場合の成果目標は、賦存量マップの作成及びマップ作成地域の施設園芸において活用可能性のある再生可能エネルギーを整理することとする。
- (2) 第1第2項に取り組む場合の成果目標は、第1の事業内容に応じ、品目や各省エネルギー型ハウス毎の加温に係る温室効果ガスの排出量の低減割合と、単収当たりの加温に係る温室効果ガスの排出量の低減割合を設定するものとする。

第5 留意事項

1 機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

- ア 第1第2項第3号の機械等の助成対象は、本事業で実施する実証に直接必要な機械等に限るものとする。ただし、自家消費発電システムを導入する場合、発電量は実証ほ場内で利用する消費電力量を上限とする。
- イ 事業実施主体又は実証主体（以下「事業実施主体等」という。）は、機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- ウ 助成の対象となる農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該農業機械の処分制限期間において加入を継続すること。
- エ 第1第2項第2号又は第3号に取り組む農業者等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等（天災等に対する補償を含む民間の建物共済や損害補償保険等を含む。以下同じ。）、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）等（天災等による収入減に対する補償を含む保険等を含む。以下同じ。）に加入すること。
- オ 事業実施主体等が、国庫補助事業により農業機械の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。

以下同じ。)の期間内における当該補助事業等の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が必要と認める場合は、中古機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（2）機械等を導入する場合

ア 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体等は、本要綱第27第3項に定める財産管理台帳を作成し、事業実施主体等が実証主体である場合においては、その写しを事業実施主体（事業実施主体が都道府県である場合は都道府県知事）に提出するものとする。事業実施主体は、実証主体から提出のあった財産管理台帳の写し（事業実施主体が都道府県である場合のものを除く。）及び自らが作成した財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体及び実証主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（3）機械等をリース導入する場合

ア 事業実施計画に記載された事業実施主体等及び機械に係るものであること。

イ リース期間は法定耐用年数以内とすること。

ウ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

エ リース料の助成額

リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次の（ア）又は（イ）の計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。

なお、リース期間は、事業実施主体等がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア） $\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（税抜き）} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{交付率（1／2以内）}$

（イ） $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（税抜き）} - \text{残存価格}) \times \text{交付率（1／2以内）}$

オ 事業実施計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複

数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

カ オの選定結果及びリース契約に基づき機械等をリース導入し、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）に対し交付金の支払申請をする際は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

キ 事業実施主体等は、リース料に対する交付金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

２ 契約の適正化

（１）事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

（２）事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第６ 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画（別紙様式第 6 号に基づき作成されたものをいう。）に定められた取組を実施した結果について、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項の規定に基づく別紙様式第 19 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

（１）事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。

（２）事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

（３）前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策等を記載すること。

（４）農業機械を導入した場合は、動産総合保険等の保険への加入状況が分かる資料の写しを提出すること。

（５）賦存量マップやマニュアル等の成果物について、事業実施期間の最終年度の翌年度の事業実施状況報告時に提出すること。

第７ 事業成果の評価

１ 本要綱第 31 第 1 項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状

況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 31 第 3 項に基づく別紙様式第 19 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) 前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策等を記載すること。
 - (4) 第 1 第 1 項に掲げる取組に取り組んだ場合は、賦存量マップ及びマップ作成地域の施設園芸において活用可能性のある再生可能エネルギーを整理した資料を添付すること。
- 2 本要綱第 31 第 1 項の規定において、事業実施主体が別紙様式第 19 号の事業評価報告書を提出する際、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体にハイブリッド型園芸施設等や省エネ技術等の今後の展開に向けた課題等を整理した資料を併せて提出させ、地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、評価を終了することができることとする。
- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
 - (2) 社会経済情勢等の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
 - (3) 第 1 第 2 項に掲げる取組に取り組まない場合。ただし、成果目標の未達事由が、賦存量調査に係る準備が十分でなかった場合を除く。

第 8 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年間以内とする。ただし、賦存量調査や実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が必要と認める場合にあっては、2 年間の取組とすることができるものとする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合であって、上記のただし書の規定により 2 年間の取組とするときは、事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 事業成果の普及・情報発信

事業実施主体は、得られた成果物について、ウェブサイト等で広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力することとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体等は、本事業により交付金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体（事業実施主体が都道府県かつ事業実施主体等が実証主体である場合は実証主体）を十分に指導監督するものとする。

別添 1

用語の定義

1 省エネルギー型ハウス

次の各項をすべて満たす施設園芸の栽培体系をいう。

- (1) 栽培時期の変更や資材・機械等を活用した加温、保温及び温度管理方法の工夫により、実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、施設園芸の加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量を低減すること。
- (2) 栽培管理技術の変更や環境制御技術等を必要に応じて活用しながら、実証地域で慣行的に行われる栽培体系と比較して、生産性を維持・向上すること。
- (3) 実証地域で普及する可能性があること。

2 農業機械・設備

本事業においては、次の省エネ機器や生産性の維持・向上に資する機械や設備をいう。

(1) 省エネ機器・設備

施設園芸において、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量の低減に資する機械又は設備をいい、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置、外張多重化設備、内張多層化設備等とする。

(2) 生産性の維持・向上に資する機械・設備

施設園芸において、生産性の維持・向上に資する機械又は設備をいい、炭酸ガス発生装置、高度環境制御装置、細霧冷房装置、隔離ベッド栽培装置等とする。

別添2 (第3第1項関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械等、施設、ほ場等の借上費	・機械等・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な実証ほ場の設置、実証等に係る掛か	・取得単価が50万円以上の機械等については、見積書やカタログ等を

		り増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)	添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体等による善良なる管理者の注意をもって当該機械等を管理する体制が整っていること。 ・当該機械等を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。 ・資材は、物品受払簿で管理すること。
	役務費	・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
	燃料費	・事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	・事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	・事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	・原稿料の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する原稿料は認めない。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960

		又は時間給)に係る経費及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
委託費		・事業の実施目的である事業の一部(例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 7-1

バイオマスの地産地消（推進事業）

第1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントやマテリアル製造設備（以下「バイオマス利活用施設」という。）の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車及びバイオ液肥散布用ドローン（以下「バイオ液肥散布車等」という。）の導入、バイオ液肥や食品リサイクル堆肥（以下「バイオ液肥等」という。）の散布実証のための取組を支援する。

1 事業化の推進

（1）調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援

（2）基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援

（3）実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援

（4）協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援

2 効果促進対策

（1）調査・検討・実証

既存バイオマス利活用施設の効果促進対策（農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、エネルギーの利用効率改善、原料調達の多様化への対応、エネルギー回収効率向上、副産物の有効利用等）のための調査・検討・実証に対する支援。

（2）実証のための設備導入

既存バイオマス利活用施設での実証に必要な設備導入に対する支援。

3 バイオ液肥散布車等の導入

バイオマス利活用施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車等の購入又はリース方式による導入を支援する（本体価格が50万円以上のものを支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たって、実際にほ場にバイオ液肥

等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な次の取組を支援。

- (1) 肥効分析
現地調査・実証で用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。
- (2) 現地調査・実証
現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。
- (3) 普及啓発資料作成・サンプル提供
前2号の結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。
- (4) 研修会等開催
前3号の結果を用いた研修会等を行う。
- (5) 報告書作成
前4号の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

第2 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- 5 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第17号）及び特認団体に

係る認定協議について（別紙様式第 18 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

第 3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

（1）第 1 第 1 項、第 1 第 2 項第 2 号及び第 1 第 3 項の事業

交付対象経費は別表のとおりとする。

（2）第 1 第 2 項第 1 号及び第 1 第 4 項の事業

購入費（備品類の購入費を除く。）及びリース方式による導入に係る費用

2 交付率等

第 1 第 1 項及び第 1 第 3 項の交付率については、交付対象事業費の 2 分の 1 以内とし、第 1 第 2 項及び第 1 第 4 項の交付率については、定額とする。ただし、第 1 第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 4 項について、1 事業申請当たりの交付金の上限額は、500 万円とする。

3 申請できない経費等

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

（1）事業化の推進

ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

イ 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

エ 拠点となる事務所の借上経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ 本要綱第 10 第 1 項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

キ 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

ク 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費

ケ 第 1 第 1 項第 3 号については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

コ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（2）効果促進対策

- (1) に定める事項と同じ。
- (3) バイオ液肥散布車等の導入
 - (1) に定める事項と同じ。
- (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進
 - ア 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
 - イ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - エ 交付決定の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
 - オ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
 - カ 施設・設備等の詳細設計のための経費
 - キ 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
 - ク 海外への渡航、滞在等のための経費
 - ケ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合であって、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料をみどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書（別紙様式第 7 号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第 4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第 5 第 3 項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業化の推進

導入予定のバイオマス利活用施設について、別記 7－2 の第 1 の 1 に掲げる事業内容と整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること。

2 効果促進対策

- (1) 既存バイオマス利活用施設を対象に、次に掲げる取り組みであること。
 - ア 熱電併給による農林水産関係施設への供給などに取り組む場合
 - イ 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合

ウ エネルギーの回収効率の向上に向けた実証に取り組む場合

エ 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合

オ エネルギー利用後の副産物（発酵残渣、燃焼灰、Co₂ 等）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合

（２）取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）として取りまとめること。

3 バイオ液肥散布車等の導入

本要綱第 5 第 3 項の規定のとおりとする。

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

（１）事業の実施に際して、大学や研究機関等の外部専門家の指導・助言を得ること。

（２）事業実施に際し、バイオ液肥等の利用促進のため、農業者や地方公共団体等と連携して取り組む協力体制を構築すること。

（３）取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）として取りまとめること。

第 5 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とする。ただし、第 1 第 1 項の事業の目標年度は、バイオマス利活用施設の施設整備完了から 3 年経過した年度とする。

2 成果目標は、第 1 の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第 6 事業実施状況の報告

1 本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、事業実施計画書（別紙様式第 7 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。

2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第 19 号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。また、第 1 第 2 項の事業にあつては、第 4 第 2 項第 2 号、第 1 第 4 項の事業にあつては、第 4 第 4 項第 3 号に基づき作成した報告書を併せて添付することとする。

第 7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書（別紙様式第 19 号）を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

（１）事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。

（２）前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

第8 整備状況の報告

事業実施主体は、第1第1項第2号から第4号までを実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかにみどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））に関する整備状況報告書（別紙様式第32号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第9 リース方式における留意点

第1第3項において、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

(1) 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）

$$\times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

(2) 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）

$$\times \text{助成率（1／2以内）}$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

第6第1項に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

(1) リース契約書の写し

(2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し

(3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し

(4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リース

を提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

（２）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

（３）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 22 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

５ 指導等

本事業のバイオ液肥散布車等の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 11 その他

１ 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

２ 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

（１）バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト

（２）都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた取組

（３）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する基本計画に位置付けられた取組

（４）別記 13 第 1 第 1 項に基づき市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組

（５）分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）に位置付けられた取組

- (6) 市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合、地域脱炭素の実現に資する取組
- (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づき市町村が作成する地域計画に位置付けられた取組

3 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する事業実施計画書（別紙様式第 7 号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

- ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）、直前 3 か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料
- イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前 3 か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料
- ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第 17 号）
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

- (3) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

4 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住

し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、本要綱に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別表（第3第1項第1号関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・実証を実施するために必要な設備導入に係る費用	・第1第2項第2号の事業に限る。 ・設備導入に係る費用は、工事に係る費用を含む。 ・工事の請負契約先等の選定は、一般競争等、適切に手続きを経て決定すること。 ・取得単価が50万円以上の機材設備については、見積書やカタログ等を添付すること。（原則3社以上、該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除く。）。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。
謝金	報 償 費 （ 謝 礼 金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付す

		う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	ること。
事業費	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	使用料及び賃借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	借上費	・事業実施するために直接必要な機械等の借上経費	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	資機材費	・事業実施するために直接必要な資機材等の経費	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	性状分析費	・現地調査・実証で用いるメタン発酵バイオ液肥等の肥効分析を行うために必要な経費	・第1第4項の事業に限る。
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。

			・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

別記 7-2

バイオマスの地産地消（整備事業）

第1 事業内容等

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギー（電気・熱・ガス）の供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備（マテリアル（バイオマスプラスチック（原料）及びシリカ等をいう。以下同じ。）製造設備含む。以下同じ。）に対して支援する。

（1）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料・堆肥・再生敷料（以下「肥料等」という。）の複合利用を実現するために必要な施設の整備

（2）地域資源循環の高度化

ア 地域一体モデル

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

イ マテリアル利用推進モデル

未利用系バイオマスの一層の利活用に向けて、マテリアル利用による地域資源循環の高度化のために必要な施設の整備

（3）バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

前項第1号、第2号ア及び第3号については、大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

前項第2号イについては、再生可能エネルギーを活用しつつ、マテリアルを製造することができる施設を整備するとともに、地方公共団体等との連携協定に位置付けられる等、地産地消によるバイオマス資源循環の高度化の促進に貢献する事業実施計画となっていること。

なお、別記 13 第1第1項に基づき市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）に位置付けられた施設を整備する場合は、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）やマテリアルを供給することにより、地域の

循環経済に資する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 機能強化対策施設

先導計画に位置付けられたバイオマス利活用施設であって、地域資源やエネルギーの利用量等の増加、施設の高度化・効率化により更なる地域資源循環を進めるための機能を強化し、事業採算性が確保できると認められる施設の改修

(3) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物（発酵残渣、燃焼灰、CO₂等）の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第17号）及び特認団

体に係る認定協議について（別紙様式第 18 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

- （6）事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

第 3 交付率

交付対象事業費の 2 分の 1 以内とする。ただし、1 事業申請当たりの交付額の上限額は、第 1 第 3 項第 1 号の事業については 3 億円とし、第 1 項第 3 項第 3 号の事業については、5,000 万円とする。

なお、上記に関わらず、先導計画に位置付けられた施設の整備については、交付金の上限額を 10 億円とする。

第 4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第 5 第 3 項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

（1）農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

（2）原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

（3）導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

（4）販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

（5）施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

（6）事業費の適正性

本要綱第 5 第 1 項又は第 2 項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3 社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

（7）事業収支の妥当性

ア 施設稼働後 3 年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画

が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 本要綱第5第6項に規定する費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が上記を満たせない場合かつ地方公共団体でない場合は、3年以上の経営実績を有し、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房

経理課長通知)に基づき算定されるものであること。

2 事業趣旨との整合

(1) 第1第1項第1号の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全てと整合していること。

ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。

イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

(2) 第1第1項第2号アの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。

ア 事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再生可能エネルギーの併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。

(3) 第1第1項第2号イの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業主旨と整合していること。

ア 農作物非食用部や林地残材等未利用系バイオマスを活用して製造したマテリアルを利用するものであること。

イ 事業実施により、マテリアル利用による地域資源循環の高度化が図られること。

ウ 製造設備の稼働のために使用する電力等エネルギーに再生可能エネルギーを利用していること。

(4) 第1第1項第3号の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のうち2項目以上と整合していること。

ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すものであること。

イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物（発酵残渣、燃焼灰、CO₂等）を活用すること。

ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。

なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 目標年度及び成果目標

事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等、製造するマテリアルの製造量等）について適切に設定するものとする。なお、機能強化対策施設及び成果拡大施設の場合は、改修・増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

また、先導計画に位置付けられた施設の整備にあつては、農林漁業関連施設へのエネルギー供給による成果（生産量や品質の向上等）についても記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年を経過した年度とする。

第6 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5第1項又は第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）

第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第5第6項に規定する費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第23号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第23号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 8 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 19 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。
なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 8 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第 9 事業成果の評価

本要綱第 31 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第 5 第 3 項で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第 19 号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第 10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則 1 年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- （1）「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- （2）「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- （3）「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に

位置付けられた取組

- (4) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づく「エネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）」に位置付けられた取組
- (5) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する基本計画に位置付けられた取組
- (7) 別記 13 に基づき策定された農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組
- (8) 市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合、地域脱炭素の実現に資する取組
- (9) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第 1 項に規定する地域計画に位置付けられた取組

新技術の対象となる技術例

(◆ 現状で実用化段階(「バイオマス利用技術の現状とロードマップ(令和4年9月6日バイオマス活用推進会議決定)」において新たに評価))

- ・液体燃料製造

エステル交換等によりバイオディーゼル燃料を得る技術
(原料) 廃食用油、植物油

- ・固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術
(原料) 下水汚泥

(◆ 5年後に実用化段階)

- ・固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術
(原料) 木質系、草本系

- ・燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術
(原料) 食品廃棄物(グリーストラップ由来)

- ・高速加水分解(亜臨界水処理技術)

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術
(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・水素化处理

廃食用油を原料として水素化处理することでジェット燃料等を製造する技術
(原料) 廃食用油

- ・メタン発酵(乾式)

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・セルロース系発酵(第2世代)

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術
(原料) ソフトセルロース(稲わら等)、ハードセルロース(間伐材等)

別記 8-1

みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）

第1 事業内容

本事業は、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の環境負荷の低減に資する資材の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）の取組、有機農産物や特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産や需要の開拓（以下「新商品の生産・販売」という。）の取組並びに環境負荷低減農林水産物の流通の合理化（以下「流通の合理化」という。）の取組を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）第40条第3項に規定する認定基盤確立事業実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（資材の生産・販売、新商品の生産・販売及び流通の合理化の取組を実施する事業に限る。以下同じ。）に必要な機械・施設の整備等を支援するものである。
(削る。)

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び法人格を有さない団体）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 法人格を有さない者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費は、認定計画において記載された取組のうち、次に掲げる経費であって、第1号においては、別記12に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとし、第2号においては、別添のとおりとする。

(1) 機械・施設の整備又はこれらの改修に係る経費であって次に掲げるもの。（整備事業）

ア 資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の生産に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 新商品の生産・販売

環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の製造又は当該新商品の原材料等の保管に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

ウ 流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るための、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売管理の高度化、その他既に用いている流通方式の改善や新たな流通方式の導入に必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

(2) 調査、検査・分析、実証試験等に係る費用であって次に掲げるもの（推進事業）

ア 原材料等調達の安定・強化

環境負荷の低減に資する資材の原材料や環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化を図るため、利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等

イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良

環境負荷の低減に資する資材の品質の検査・分析やほ場での栽培実証、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の改良のための市場調査、環境負荷低減農林水産物の荷さばき業務の高度化、共同配送における集荷ルート構築に係る実証、梱包形態や輸送方法の検討など広域的な流通を推進するための実証等

ウ 事業成果の情報発信

パンフレット等の印刷やホームページ上での公開、展示会等への出展など、事業成果についての情報発信（前号又は本号イと併せて実施することで、その事業効果を高める目的に限る。）

2 交付率等

交付率は、前項第1号にあっては交付対象事業費の2分の1以内、前項第2号にあっては定額（ただし、リース費は2分の1以内）とする。

1 事業実施主体当たりの交付金の額の上限は、前項第1号にあっては2億円、前項第2号にあっては650万円とする。

また、前項第1号にあっては、原則として、総事業費が1億円以上のものに限る。ただし、総事業費が1億円に満たない場合にあっては、第7に定める費用対効果分析を実施し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が管轄する地域の実情及び事業実施主体の経営状況を踏まえ、必要と認めたときは、当該事業を実施できるものとする。

3 交付要件

第2で定める事業実施主体がみどり法第39条第1項に基づき基盤確立事業実施計画の申請を行い、同条第4項に基づく主務大臣の認定を受けていること。また、認定計画において第1項第1号又は第2号に係る取組が記載されていること。なお、当該認定を受ける前であっても、基盤確立事業実施計画の認定を受けるための課題の解決に必要な第1項第2号に係る取組を行う場合は、課題が明確な場合に限り交付の対象とする。この場合、認定を受けることができない特段の事由があるものとして地方農政局長等が認めた場合を除き、事業完了年度の翌年度までに基盤確立事業実施計画の申請を行うものとする。

ただし、特段の事由があるものとして地方農政局長等が認めた場合を除き、原則として、第1項第1号及び第2号の交付対象経費について、同一の認定計画で交付を受けられる回数は、それぞれ1回限りとする（同一事業年度に複数の地方農政局等が所管する都道府県において認定計画に係る事業を実施する場合は、これを1回の交付とみなす。）。

4 申請できない経費

次の経費は、第1項に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (4) 事業実施主体の正職員の人件費

- (5) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

5 契約の適正化（推進事業のみ）

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、地方農政局長等の承認を得るものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、交付対象経費の2分の1以内を上限とし、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的、取組内容の妥当性
 - ア 資材の生産・販売
事業実施により、代替肥料やバイオ炭等の生産及び流通の増大並びに農業現場における活用促進が図られ、環境負荷低減に寄与すること。
 - イ 新商品の生産・販売
事業実施により、環境負荷低減農林水産物を原材料として新たな加工品を生産し、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。
 - ウ 流通の合理化
既に用いている流通の方式を改善し、又は新たな流通の方式を導入することにより、環境負荷低減農林水産物の消費拡大に寄与すること。
- (2) 原材料又は取り扱う農林水産物の調達安定性、持続性
利用する原材料又は取り扱う農林水産物の調達手段が確保されている又は確保される見込みがあること。
- (3) 事業の波及性・先進性
 - ア 実施する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制（資材の生産・販売の場合は、代替肥料やバイオ炭等について利用する原材料の種類と利活用方法も含む。）等に波及性・先進性が認められること。
 - イ みどり法第16条第1項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において事業を促進する方向性が位置付けられていること。
- (4) 販路等の安定性、持続性
販路、利用先の確保が見込まれること。
- (5) 施設規模等の妥当性
 - ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。
 - イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

本要綱第5第1項又は第2項の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性（整備事業のみ）

ア 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し（整備事業のみ）

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。特に肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録申請又は届出を行うこととしている又は行ったものであること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(10) 事業実施主体の妥当性（整備事業のみ）

ア 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が上記を満たせない場合かつ地方公共団体でない場合は、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

(11) その他

- ア 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

第 5 目標年度及び成果目標

事業の実施に当たって事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、認定計画に位置付けられた基盤確立事業の目標年度及び目標の内容とし、具体的には、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。

2 成果目標の内容

資材の生産・販売を行う場合は、代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

新商品の生産・販売及び流通の合理化を行う場合は、環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

なお、基盤確立事業実施計画の認定を受ける前に本事業を活用する場合にあっては、基盤確立事業実施計画の認定を受けることを成果目標とする。

第 6 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第 5 第 1 項又は第 2 項の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

(1) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）の組織概要が分かる資料

ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

イ 直近 3 か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

ウ 添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(2) 資材の生産・販売や新商品の生産・販売、流通の合理化の取組概要を示す資料

代替肥料やバイオ炭等の施用が環境負荷の低減にどのように寄与するか、広域的に流通させることが可能かを明らかにした資料（想定される含有成分や施用効果のデータ等を提出すること。）又は新商品の生産・販売若しくは流通の合理化により環境負荷の低減の効果の増進若しくは取り扱う農林水産物の付加価値の向上に寄与する取組となっているかを明らかにした資料

(3) その他別紙様式第 9 号に定める書類

第 7 費用対効果分析の実施方法

整備事業を行う場合、本要綱第5第6項に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第24号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第24号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第8 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項に定めにより、事業実施主体が地方農政局長等へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、地方農政局長等に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。

2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について、具体的に作成し、整備事業の場合は決算書等を添付する。

第9 事業成果の評価

本要綱第31第1項の定めにより、事業実施主体が地方農政局長等へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5第2項で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について具体的に作成し、整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 リース方式における留意点

リース方式による設備・機器の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- (1) 「リース料助成額」 = リース物件購入価格（税抜）
×（リース期間 ÷ 法定耐用年数）× 助成率（1／2以内）
- (2) 「リース料助成額」 = （リース物件購入価格（税抜）－残存価格）
× 助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。
 - ア リース事業者に設備・機器を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」とい

う。)を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(2) 交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、前号のなお書による入札等の結果及びリース契約に基づき設備・機器を導入する場合は、地方農政局長等に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(3) 第1号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(4) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、地方農政局長等の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 みどり法との関係

(1) 基盤確立事業実施計画の認定

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、交付申請手続を行うまでの間に

基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があることから、地方農政局長等への事前相談を必ず行うこと。

なお、第6に基づき作成される事業実施計画をもって、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める計画様式（別記様式第2号）に代えることができる。

（2）みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、認定計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による新事業活動促進資金又は食品等持続的供給促進資金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の4若しくは第44条の4に規定するみどり投資促進税制の積極的な活用に努めるものとする。

（3）地方公共団体が作成する基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、地方公共団体が作成する基本計画において「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

(別添)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、分析機器等備品の導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円未満のものに限る。機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス、分析機器、ほ場等の借上げ経費	・レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食で	・原材料は、物品受払簿で管理すること。

		の利用等に必要な原材料の経費	
	資材費	・事業を実施するために直接必要な 検証ほ場の設置、検証等に係る掛 かり増し資機材費（通常の営農活 動に係るもの、既に取り組んでい る技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理するこ と。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な 短期間（事業実施期間内）又は一 度の使用によって消費され、その 効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等 に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理す ること。
	情報発信 費	・事業の実施に直接必要な広告、啓 発、商談会等への出展等に要する 経費	
	研修等参 加費	・事業を実施するために直接必要な 研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車、機械 類の燃料代の経費	
	認証の取 得に要す る経費	・事業を実施するために直接必要な 認証の取得に係る経費	・有機 JAS 認証の取得に限る。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な 会議の出席、技術指導等を行うた めの旅費として、依頼した専門家 に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費 の算出根拠となる資料を添付す ること。
	調査等旅 費	・事業を実施するために直接必要な 事業実施主体等が行う資料収集、 各種調査、検証、会議、打合せ、 技術指導、研修会、成果発表、確 認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費 の算出根拠となる資料を添付す ること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な 資料整理、補助、専門的知識の提 供、マニュアルの作成、原稿の執 筆、資料の収集等について協力を 得た者に対する謝礼に必要な経 費	・謝金の単価の設定根拠となる資 料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業 実施主体等に従事する者に対す る謝金は認めない。
委託費		・事業の交付目的たる事業の一部分 （事業の成果の一部を構成する	・委託は、第三者に委託すること が必要であり、合理的かつ効果

		調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 8-2

みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）

第 1 事業内容

本事業は、化学肥料、化学農薬の使用低減や温室効果ガス削減に資する取組等、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）又はみどり法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定を受けた農林漁業者等が、みどり法第 2 条第 4 項に規定する環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備を支援する。

第 2 事業実施主体

本事業の支援対象は、次の第 1 号から第 3 号に掲げる者であって、第 4 号から第 8 号までの全ての要件を満たすものとする。

なお、本事業において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式、又は有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）に定められた取組水準の生産方式をいう。

（1）初めて認定を受けた特定計画認定者（特定計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）

（2）初めて認定を受けたみどり計画認定者（みどり計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）のうち、有機農業に取り組む者（以下「有機農業者」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者。

ア 成果目標として、主要な事業対象作物の有機農業による作付面積をおおむね次に掲げる規模以上とする目標を設定し、その実現に向けて取り組むこと。なお、中山間地域等（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記 2 別紙 1 のⅡ（10）ア（イ）に規定する中山間地域等とする。）において事業を実施する場合にあつては、次に掲げる面積の半分以上とする。）

（ア）稲：4 ha

（イ）麦・大豆・雑穀：2 ha

（ウ）いも類・露地野菜：1 ha

（エ）茶：1 ha

（オ）果樹：0.5 ha

（カ）施設園芸：0.5 ha

イ 成果目標として、市町村域を越えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取り組む目標を

設定し、その実現に向けて取り組むこと。

ウ みどり法第 15 条第 2 項 3 号に規定する特定区域内で取り組む有機農業者にあつては、特定計画の認定を受けない相当の理由があること。

- (3) 初めて認定を受けた特定計画において、関連措置実施者（みどり法第 21 条第 3 項に掲げる措置を行う同項に規定する者をいう。以下同じ。）に位置付けられた事業者（農林漁業者の組織する団体、地方公共団体、又は民間事業者（商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、又は法人格を有さない団体））
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有すること。
- (5) 本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (6) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であつて、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない者にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (7) 主たる事務所が日本国内に所在し、事業及び交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (8) 法人格を有さない団体については、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 交付対象経費等

1 交付対象経費

交付対象経費は、特定計画又はみどり計画に記載された取組のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 機械導入事業（推進事業）

次のア又はイの機械の購入費又はリース方式による導入経費を、交付対象経費とする。

ア 第 2 第 1 号又は第 2 号の事業実施主体が特定計画又はみどり計画の実施に必要な機械

ただし、機械とは、生産段階の環境負荷低減事業活動の取組に直接寄与する機械に限るものとする（機械と一体的に導入するソフトウェアを含む。）。

イ 第 2 第 3 号の事業実施主体が特定計画の実施に必要な機械

ただし、機械とは、次に掲げる取組に必要な機械に限るものとする。

(ア) 環境負荷低減に資する資材を製造

(イ) 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該食品の付加

価値向上に資する流通

(2) 施設整備事業（整備事業）

次のア又はイの施設の整備費を、交付対象経費とする。

ア 別表に掲げる特定計画認定者又はみどり計画認定者が整備する特定計画又はみどり計画の実施に必要な生産段階の環境負荷低減の取組に必要な施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 関連措置実施者が整備する特定計画認定者に提供する資材を製造する施設又は特定計画認定者の生産した環境負荷低減農林水産物の加工・流通に必要な施設（これらに附帯する設備を含む。）

2 交付対象経費に係る留意事項

(1) 機械導入又は施設整備は、特定計画又はみどり計画に記載された計画期間内の取組を行うために必要なものであること。ただし、当該計画の取組期間を延長した場合、延長期間については交付対象としない。

(2) 機械導入事業においては、一般競争入札を実施する、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(3) 施設整備事業においては、別記 12 に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとする。

3 交付率等

(1) 交付率

交付対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、総事業費が 100 万円以上であること。

(2) 国庫交付金額の上限金額

1 事業実施主体当たりの国庫交付金額の上限金額は、機械導入事業は 200 万円、施設整備事業は 1,000 万円とする。ただし、複数名で 1 つの特定計画又はみどり計画の認定を受けている等、特定計画認定者又はみどり計画認定者複数名が共同利用する機械・施設の導入を行う場合、国庫交付金額の上限金額は、以下のとおりとする。

ア 機械導入事業の国庫交付金額の上限金額 200 万円に、機械を共同利用する特定計画認定者又はみどり計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大 1,000 万円とする。）

なお、関連措置実施者の行う機械導入事業の国庫交付金の上限金額は、特定計画に含まれる特定計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大 1,000 万円とする。）

イ 施設整備事業の国庫交付金額の上限金額 1,000 万円に、施設を共同利用するみどり地区計画認定者又はみどり計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大 2,000 万円とする。）

なお、関連措置実施者の行う施設整備事業の国庫交付金の上限金額は、特定計画に含まれる特定計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大 2,000 万円とする。）

4 交付要件

第 2 で定める事業実施主体が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 特定計画の申請を行い、都道府県知事の認定を受けていること。
- (2) みどり計画の申請を行い、都道府県知事の認定を受けていること。
- (3) 都道府県知事の認定を受けた特定計画で関連措置実施者に位置付けられていること。

5 申請できない経費

次の経費は、前項に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 特定計画認定者又はみどり計画認定者が整備する流通又は加工に必要な機械・施設の導入に係る経費
- (2) 環境負荷低減の取組に資さない機械・施設の導入に係る経費
- (3) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）第3の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器の導入経費
- (4) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的、取組内容の妥当性及び経営の持続性が見込まれ、環境負荷低減に寄与する事業であること。
- (2) 機械の種類及び規模の妥当性
 - ア 導入する機械が特定計画又はみどり計画の活動内容と整合のとれた種類及び規模であること。
 - イ 導入する機械の使用目的が明確であること。
- (3) 施設規模等の妥当性
 - ア 整備する施設の利用計画及び既存の施設の利用状況が明確であること。
 - イ 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。
 - ウ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。
- (4) 事業費の適正性
 - 本要綱第5第1項又は第2項の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算

定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行うことで、事業費の低減に努めていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(5) 事業収支の妥当性

ア 活動に必要な額及びその調達方法が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第3第1項第2号に規定する施設整備事業を行う場合は、第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(6) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(7) 第6により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(8) 事業実施主体の妥当性（第3第1項第2号の施設整備事業を行う場合のみ）

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。ただし、3年連続赤字の場合又は事業開始から1年未満の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(9) 他の国庫補助事業等との重複

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って機械・施設の導入を行った場合、当該計画に記載された目標年度までの期間は、本事業対象機械・施設を導入する際に、他の国庫補助事業等を活用できないものとする。

第5 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第5第1項又は第2項の定めにより事業実施計画を作成

する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の経営状況・組織概要が分かる資料

- ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- イ 直近3か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(2) その他別紙様式第10号に定める書類

第6 目標年度及び成果目標

事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、特定計画又はみどり計画の目標年度及び目標を踏まえて作成するものとし、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

特定計画又はみどり計画に記載された実施期間の目標年月を含む年度とすること。

2 成果目標の内容

特定計画又はみどり計画に記載された目標と整合し、実現可能なものであること。

第7 費用対効果分析の実施方法

第3第1項第2号の施設整備事業を行う場合、本要綱第5第6項に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第24号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第24号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 8 事業の実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、都道府県知事に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 19 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、施設整備事業の場合は決算書等を添付するものとする。
- 3 第 2 第 2 号イに定める方式を実施する事業実施主体については、事業実施状況の報告書と併せて、都道府県知事に対して、以下に定める書類を提出するものとする。
 - （1）第 2 第 2 号イに定める要件を満たしていることを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が事業実施状況の報告書の提出以降に行われる品目を生産する場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付して、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出すること。
 - （2）有機農産物規格表 A. 1 の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表 B. 1 の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格表 A. 1 又は有機農産物規格表 B. 1 に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを報告すること。

ただし、対象活動を実施しようとする農地が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 16 条の登録認証機関による有機農産物の認証を受けている場合（有機農産物規格 5. 1 に定める転換期間中のほ場を含む。）は、使用した資材の報告を省略することができるものとする。

第 9 事業成果の評価

本要綱第 31 第 1 項の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第 6 第 1 項で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第

19号に規定されている項目)について具体的に作成し、第3第1項第2号の施設整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 リース方式における留意点

リース方式による設備・機械の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格(税抜)} \times \text{助成率}(1/2 \text{以内})$$

ただし、当該リース物件のリース期間を法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$(1) \text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格(税抜)}$$

$$\times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率}(1/2 \text{以内})$$

$$(2) \text{「リース料助成額」} = (\text{リース物件購入価格(税抜)} - \text{残存価格})$$

$$\times \text{助成率}(1/2 \text{以内})$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数をいう。)以内とする。

3 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機械の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者(以下「リース事業者」という。)と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に設備・機械を納入する事業者(以下「機械等納入事業者」という。)を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(2) 交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、前号のなお書による入札等の結果及びリース契約に基づき設

備・機械を導入する場合は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(3) リースの対象となる設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる設備・機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）とする。

(4) 設備・機械の範囲・利用条件

設備・機械の範囲は、環境負荷低減農林水産物の生産の拡大に必要なものであって、環境負荷低減農林水産物の生産量、出荷量、環境負荷低減農林水産物を用いた加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた処理能力を有すること。

(5) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 本交付金事業実施計画に記載された利用者及び設備・機械に係るものであること。

イ 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない設備・機械であること。

(6) 第1号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(7) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取った場合は、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

本事業においてリース導入した設備・機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 みどり法との関係

(1) みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫による畜産経営環境調和推進資金又は食品等持続的供給促進資金及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 11 条の 4 又は第 44 条の 4 に規定するみどり投資促進税制の積極的な活用に努めるものとする。ただし、本事業と農業改良資金又は林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金の併用はできない。

(2) 地方公共団体がみどり法に基づき策定した基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、みどり法第 16 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において、「環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

4 機械導入事業において導入した機械の取扱い

(1) 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。

(2) 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示すること。

(別表)

第3第1項第2号の施設整備事業の対象機械・施設

有機物処理・ 利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。
うち堆肥 等生産施 設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む。）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ごみ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ごみ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
うち地域 資源肥料 化処理施 設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

うち土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
地域エネルギー等供給施設	・非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。 ・隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に熱や電気が供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 ・ただし、産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）第3の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器については、本事業の支援対象外とする。
附帯施設	

別記 9－1

地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

第 1 事業内容

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりのため、次の取組の支援を行う。

なお、本事業の実施に当たっては、第 1 号及び第 2 号の取組は必ず行わなければならないものとするが、過年度において実施した地域循環型エネルギーシステム構築において営農型太陽光発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）に関するモデルを策定していた場合、第 3 号の取組のみであっても実施可能とする。

（1）推進会議の開催

農林漁業を核とした循環経済先導地域を構築するため、都道府県、市町村、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの知見を有する者、学識経験者、農業試験場、農林漁業者、農業委員会、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理やエネルギー（電気・熱・ガス）・マテリアルについて農林漁業関連施設等（具体例は別添 1 に定めるとおり）をはじめ、地域で利用する農林漁業循環経済モデルの検討、事業成果の取りまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等は取りまとめ、地域で活用できる農林漁業循環経済モデルの策定又は栽培実証結果の報告書の作成を行う。

農林漁業循環経済モデルは、別記 13 第 1 第 1 項に定める農林漁業循環経済先導計画を作成・実施する上での基礎的な資料である。普及に際し設備設置に係る補助金等を受けずとも事業収支が黒字になることが見込めるよう策定するものとし、記載する項目は別添 2 に定めるとおりとする。

栽培実証結果の報告書に記載する項目は別添 3 に定めるとおりとする。

推進会議には、農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）は必ず参画するものとする。

なお、バイオマス事業（バイオマスを利用して発生させた熱を農林漁業関連施設で利用する取組等をいう。）について検討を行う場合は、「発電事業者」とあるのは「バイオマス事業者」と読み替えるものとする。以下同じ。

また、第 2 号のイで栽培実証を行う場合は、学識経験者や農業試験場等、実証試験に必要な専門知識を有する者が必ず参画するものとする。

（2）課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等

農林漁業循環経済モデルの概要の策定や、栽培実証結果の報告書の作成に向け

て次の取組を行う。

ア 調査・地域人材育成等

次に掲げる取組を行う。

- a 太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源を活用して得たエネルギー（電気・熱・ガス）・マテリアルについて、農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用する手法の調査・検討
- b 地域ごとの条件に適した営農型太陽光発電設備下における作目や栽培体系の調査・検討（原則として、地域で通常栽培されている作目の中から検討）
- c 営農型太陽光発電設備の遮光率や強度等の最適な設計に関する調査・検討
- d 再生可能エネルギー設備の最適な設置場所の調査・検討
- e 地域資源・再生可能エネルギーの循環を図る上で必要な推進会議の構成員に対する専門家による指導・研修
- f 推進会議の構成員による先進地区の視察
- g その他農林漁業循環経済モデルの概要の策定に必要な取組

イ 栽培実証

営農型太陽光発電設備下において栽培実証を実施し、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の関連データ（収量・品質・作業時間）等を整備する。その他、営農型太陽光発電設備の設置による水田からのメタン発生状況への影響等の環境影響の検証も併せて実施できるものとする。

栽培実証においては、営農型太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設けるものとする。対象作目は、地域において推奨・奨励している作目若しくはその候補である作目又は普及指導員等による栽培指導を行っている作目若しくはその候補である作目とする。

栽培実証は、既存の営農型太陽光発電設備を活用して実施してもよいものとする。また、営農型太陽光発電設備の場合と同等の実証結果が得られる場合は、営農型太陽光発電設備の模型により実施してもよいものとする。

（３）営農型太陽光発電設備の導入

前２号の検討の結果策定した農林漁業循環経済モデル又は地域循環型エネルギーシステム構築において策定した営農型太陽光発電のモデルに基づき、最適化された営農型太陽光発電設備を導入する。

導入する営農型太陽光発電設備については、次のいずれかの規模要件を満たすこと。なお、前号イの栽培実証に取り組む場合であって、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内に営農型太陽光発電設備を導入する場合は、農林漁業循環経済モデルを策定する前に導入することができるものとし、上記の規模要件を課さない。

ア その発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬間的な最大消費電力の概ね３分の１０を超えない規模

イ その１日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の１日当たりの最大消費電力量の概ね３分の１０を超えない規模

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

（１）バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向け、荒廃農地等を活用した資源作物の栽培実証や、既存ボイラーにおける燃焼実証等を行うために必要な次の取組を支援する。

ア 検討会の開催

資源作物由来のバイオ燃料等の生産及び普及に向けた事業モデルの検討、事業の進捗管理、事業成果の取りまとめ等を行うための検討会を開催する。

イ 栽培実証

現地における資源作物の栽培実証を行う。

ウ 栽培体系の分析

ア及びイの結果を踏まえ作成するモデルを分析・検証する。

エ 燃焼実証

既存のバイオマスボイラー等において、収穫した資源作物の燃焼実証を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

（２）未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けて次の取組を支援する。

ア 実現可能性調査

混合利用の実現性を確認するとともに、木質バイオマス発電事業者等の経済性、課題等を整理するため、次のa及びbを実施する。

a 経済性の検討

混合利用に必要な費用の調査を行う。（既存ボイラーにおいて形式等の仕様・運用実態等、未利用資源の分別・破碎等を行う前処理施設の導入や収集・運搬等）

b 課題・対応策の検討

木質バイオマス発電事業者、農林漁業者の組織する団体、公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行いa及びイにより得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び未利用資源導入の有効性の検討を行う。

イ 実証調査

未利用資源の混合利用による炉への影響及び混合利用による効果の検証と課題や対応策を検討する。

ウ 報告書作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

ペロブスカイト太陽電池（ペロブスカイト結晶構造の発電層を有するフィルム型

の太陽電池をいう。)をはじめとする次世代型太陽電池は、軽量・柔軟であり、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が期待されていることから、農山漁村においても、地域のニーズに合わせた実証を行い、導入効果等を検証することで、次世代型太陽電池の円滑な導入につなげていくことを目的として、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。

(1) 推進会議の開催

農山漁村における次世代型太陽電池の活用手法を検討するため、都道府県、市町村、次世代型太陽電池の知見を有する者、学識経験者、農業試験場、林業試験場、水産試験場、農林漁業者、農業委員会、農林漁業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気を農林漁業関連施設等で利用する方法の検討、事業成果の取りまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等は取りまとめ、報告書の作成を行う。報告書に記載する項目は別添4に定めるとおりとする。

(2) 課題解決に向けた調査等

次に掲げる取組を行う。

- ア 次世代型太陽電池の農林漁業関連施設等への導入に当たり最適な設置手法・設置場所等の調査・検討
- イ 次世代型太陽電池を農林漁業関連施設等へ導入する場合の発電量・電気の利用方法・経済性・安全性・耐久性・農作物の生育等への影響に関する調査・検討
- ウ 推進会議の構成員に対する専門家による指導
- エ 推進会議の構成員による先進地区の視察
- オ その他農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に向け必要な調査・導入効果の検証等

(3) 次世代型太陽電池の導入

前号の調査等に必要な次世代型太陽電池を導入する。

導入する次世代型太陽電池は、軽量・柔軟といった特徴を有し、シリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又はシリコン型太陽電池には無い導入メリット(架台コストの削減等)が見込まれるものに限る。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれるものに限る。

また、農林漁業関連施設等に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる手法により導入するものとし、原則として、農地の耕作面への設置は不可とする。ただし、架台コストの削減等既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリットが見込まれる場合にあっては、営農型太陽光発電の形式での導入も行うことができるものとする。

また、発電した電気の地域の農林漁業関連施設等での効率的な利用及び前号の調査等に必要な場合は、可搬式蓄電池も併せて導入することができる。

第2 事業実施主体

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の事業実施主体は、次項で定める団体又は以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。ただし、第1第1項第3号の営農型太陽光発電設備の導入を行う場合は、地域の関係者が参画した地域共生型の営農型太陽光発電設備の導入を図るため、事業終了時まで同様の協議会を組織しなければならないものとする。

（1）協議会の要件

- ア 農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。
- イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めていること。

（2）協議会の構成員の要件

事業実施計画に定めた設備管理責任者（営農型太陽光発電設備の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

- ア 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- イ 本事業終了後も、引き続き、営農型太陽光発電設備下においてより高い収益性が確保できる営農方法や、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （3）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （4）日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、

責任を負うことができること。

(5) 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第 17 号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第 18 号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

3 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、前項で定める団体又は以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会の要件

ア 農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。

イ 協議会規約を定めていること。

(2) 協議会の構成員の要件

事業実施計画に定めた設備管理責任者（次世代型太陽電池の管理を担う構成員）は、次の条件を満たす者とする。

ア 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

イ 本事業終了後も、引き続き、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添 5 から別添 7 までのとおりとする。

2 交付率等

(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の交付率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 第1第1項第1号及び第2号の取組

交付率は定額（機械の賃借、模型の設置に係る経費は2分の1以内）、上限額は合計で200万円とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、上限額は合計で1,000万円とする。

(ア) 事業実施地域の所在する市町村が、農林漁業循環経済先導計画を作成しており、事業内容に関連が見られる場合

(イ) 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、農林漁業循環経済先導計画を令和8年度までに当該市町村が作成することが見

込まれる場合

イ 第1第1項第3号の取組

交付率は2分の1以内、上限額は1営農型太陽光発電設備当たり800万円とする。

なお、事業実施後の普及に有効である場合又は栽培実証に必要な場合に限り、複数の営農型太陽光発電設備の導入ができるものとする。複数導入ができる場合の具体例は次のとおりとする。

(ア) 平地と中山間地など、地理的条件が異なる場所に設置する場合

(イ) 水田と畑地など、圃場条件が異なる場所に設置する場合

(ウ) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物が異なる場合

(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の交付率は定額とする。第1第2項第1号の取組については、上限額は500万円とする。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の交付率は次のとおりとし、上限額は合計で1,700万円とする。

ア 第1第3項第1号及び第2号の取組

定額（機械の賃借に係る経費は2分の1以内）

イ 第1第3項第3号の取組

2分の1以内

3 申請できない経費等

(1) 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

ア 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

イ 拠点となる事務所の借上経費

ウ 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）

エ 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

オ 都道府県又は市町村職員の人件費

カ 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

キ 建物等設備の建設及び不動産取得に関する経費

ク 既存設備及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

- ケ 事業成果の普及に係る経費
- コ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- サ 系統連系する場合の系統への接続費用
- シ 農地転用申請、系統連系申請又は消防署への申請に係る費用
- ス その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(2) 契約の適正化

ア 事業実施主体は、本事業の一部又は全部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより、都道府県知事の承認を得ること。

(ア) 委託先が決定している場合は、委託先名

(イ) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

イ 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

- (1) 第1第1項第1号及び第2号の取組を必ず実施する計画となっていること（過年度に実施した地域循環型エネルギーシステム構築において同様の取組を実施した場合を除く。）。
- (2) 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた営農型太陽光発電設備の実証・導入、農林漁業循環経済モデルの策定又は営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等の取得を確実に遂行できる計画となっていること。
- (3) 推進会議及び協議会について、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーに関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。
- (5) 本事業の実施により、地域の課題解決につながること。
- (6) 事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (7) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

2 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

(1) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

ア 第1第2項第1号の検討会の開催は、都道府県、市町村、農業者、バイオ燃料等製造事業者等の関係者が連携して取り組む協力体制を構築すること。

なお、検討会には、構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。

イ 事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。

ウ 食料、飼料等の安定供給の確保に支障のないよう配慮すること。

エ 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）として取りまとめること。

（２）未利用資源の混合利用促進

事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用し、若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。

３ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

（１）第１第３項第１号から第３号までの取組を必ず実施する計画となっていること。

（２）地域農林漁業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽電池に関する調査を確実に遂行できる計画となっていること。

（３）推進会議及び協議会について、次世代型太陽電池に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。

（４）事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。

（５）本事業の実施により、地域の課題解決につながること。

（６）事業実施内容が、地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。

（７）地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

（８）国産の原材料を活用するなどにより、次世代型太陽電池産業の競争力強化に寄与する内容となっていること。

第５ 目標年度及び成果目標

１ 本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。ただし、第１第２項第１号の事業の目標年度は事業実施年度から３年以内とする。

２ 成果目標

（１）農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

本事業の成果目標は、１事例以上の営農型太陽光発電設備の導入、農林漁業循環経済モデルの策定又は営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等の取得とする。

（２）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

本事業の成果目標は、目標年度までに実証作物の収穫量等、定量的な目標を設定すること。

イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の成果目標は、未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対する課題や対応策を1事例以上整理することとする。

(3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池の導入に対する課題や解決策、導入効果等を1事例以上整理することとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定に基づく事業実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、事業実施計画書（別紙様式第11号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）においては、策定された農林漁業循環経済モデルの概要及び関係資料又は栽培実証結果の報告書及び関係資料を添付することとする。
- 4 バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証においては、第4第2項第1号エに基づき作成された報告書を併せて添付することとする。

第7 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び事業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号による報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について、記載すること。

第8 リース方式における留意点

リース方式における留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- (1) 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）
×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）
- (2) 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）
×助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

本要綱第30第1項の規定による事業実施状況の報告に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等
- (5) その他必要な書類等

4 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。
- (2) 前号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。
- ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
- イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。
- (3) リース料の支払
- ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第22号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。
- イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

と。

5 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第9 売電による収益状況の報告と納付

- 1 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）において導入した営農型太陽光発電設備を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）（以下「FIT 等」という。）による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。また、発電した電気の一部を地域の農林漁業関連施設等で利用すること（ただし、第 1 第 1 項第 3 号のなお書に該当する場合は地域の農林漁業関連施設等での利用を要さない。）。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した営農型太陽光発電設備については、この限りではない。やむを得ず、協議会以外の者に売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 29 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援において導入した次世代型太陽電池を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、FIT 等による売電は行わず、地域の農林漁業関連施設等で利用すること。（ただし、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内の農林漁業関連施設等に導入する場合は、構内での利用を含む。）なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した次世代型太陽電池については、この限りではない。やむを得ず、農林漁業関連施設等以外の用途での売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 29 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 3 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 4 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付金事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合

には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第10 収益納付

1 事業実施主体等は、本要綱第34第3項の規定に基づく知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別紙様式第29号により収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事等に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事等は、当該報告を受けてから30日以内に収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

2 収益納付

(1) 地方農政局長等は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された交付金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－事業の自己負担額）×交付された総額／事業に関連して支出された実証経費総額－前年度までの納付額

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

(2) 収益を納付すべき期間は、交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。ただし、第1第1項第2号、第1第2項第1号及び第1第3項第2号において栽培実証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、栽培実証に関連する部分について3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合は、本要綱第5第1項又は第2項の規定により地方農政局長等に提出する事業実施計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 成果物の公表

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援の事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次の各号のとおり対応するもの

とする。

- (1) 事業実施主体は、地域循環型エネルギーシステムの構築に資するため、本事業の実施により得られたデータやノウハウ等の成果を地域の関係者が活用できるよう取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。
- (2) 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国等は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表するものとする。
- (4) 事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が国の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を国に提出するものとする。
- (5) 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、前4号に定めるところにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

3 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理主体

本事業で導入した営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理は、事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者がこれを行うものとする。

4 営農型太陽光発電設備及び次世代型太陽電池の管理運営

事業実施主体又は協議会の構成員である設備管理責任者は、本事業において取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

また、農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知）を遵守するものとする。さらに、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。加えて、最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

5 周辺景観との調和

本事業において営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を導入する場合は、立地場所の選定や当該設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

6 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報

告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池を用いて発電した電気について、FIT 等を活用して売電していることが明らかになったとき
- (2) 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき
- (3) 本事業において、導入した営農型太陽光発電設備又は次世代型太陽電池について適切な管理が行われていないことや、設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき

7 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

8 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

別添1（第1第1項第1号関係）

地域循環型エネルギーシステム構築における農林漁業関連施設等の具体例

1 農林漁業関連施設

（1）農業用施設

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、園芸施設、農業水利施設等

（2）林業用施設

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

（3）漁業用施設

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

（4）地域で生産された農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

（5）主として地域で生産された農林水産物又はその加工品を販売するための施設

直売所、道の駅、スーパーマーケット等

（6）地域で生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

農家レストラン等

（7）農林漁業の体験のための施設

農林漁家民宿、市民農園等

（8）前7号に掲げる施設に附帯する施設

前7号に掲げる施設の利用上必要な施設

2 農林・漁業用機器

（1）トラクター、農業用ドローン、草刈機、整地用機具、栽培管理用機具、収穫調整用機具、植物粗製繊維加工用機、畜産用機械器具、蚕種製造用及び養蚕用機器・用具、林業用機械器具、漁具、漁業用計器、増養殖用器材、遊魚用つり（釣）具及び附属品等

（2）前項各号に掲げる施設に附帯する設備及び機器

3 農地

バイオ液肥等のマテリアルを供給する農地

別添2（第1第1項第1号関係）

農林漁業循環経済モデルに記載する項目

1 項目

- (1) モデルの対象となる地域の概要
- (2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- (3) 目指すべき将来像と目標
- (4) 地域資源・再生可能エネルギー循環に関わる者の役割分担・関係性
- (5) 地域資源・再生可能エネルギーの流れ及びそれに伴うお金の流れと金額
- (6) 資金調達の方法
- (7) 営農型太陽光発電設備下で営農を行う農業者に対する営農協力金や地代の金額
- (8) 地域の条件に適した営農型太陽光発電設備下における作目、栽培体系及びそれらの根拠
- (9) 営農型太陽光発電設備下での営農に関する留意点
- (10) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物の販売先・販売単価、農業の収支の見込み
- (11) 地域に適した営農型太陽光発電設備の設備設計（遮光率、太陽光パネルの大きさ・角度・間隔、強度、高さ、縦幅、横幅等）及びその根拠
- (12) その他の検討の成果

2 留意事項

前項第1号から第6号までについては必ず記載し、地域資源・再生可能エネルギーの循環に営農型太陽光発電が含まれる場合は、前項第7号から第11号までについても併せて記載するものとする。

別添3（第1第1項第1号関係）

営農型太陽光発電の栽培実証結果の報告書に記載する項目

1 項目

（1）栽培実証を実施した背景

（2）栽培実証の目的

（3）栽培実証の方法

ア 営農型太陽光発電設備の設備設計（遮光率、太陽光パネルの大きさ・角度・間隔、強度、高さ、縦幅、横幅等）及びその設備設計にした理由

イ 栽培実証圃場の面積

ウ 栽培実証圃場の場所

エ 栽培方法（作目及びその選定理由、播種日、栽植密度等）

オ 栽培実証における調査内容

（ア）農作業に関すること（農作業ごとに係る作業時間等）

（イ）収穫物に関すること（収量、品質等）

（ウ）農作物の生育に関すること

カ 栽培実証における調査方法（使用した機器や調査期間等）

（4）栽培実証の結果及びその考察

（5）経営への効果の試算（農業収入、農業経費、発電事業の収支等）

（6）地域への営農型太陽光発電の普及の見込み

（7）その他

2 留意事項

前項第1号から第6号までについて必ず記載するものとする。

別添4（第1第3項第1号関係）

次世代型太陽電池の導入実証の報告書に記載する項目

1 項目

（1）導入実証を実施した背景

（2）導入実証の目的

（3）導入実証の方法

ア 次世代型太陽電池の設置手法及びその設置手法にした理由

イ 導入実証の面積

ウ 導入実証の場所

エ 導入実証における調査内容

（ア）発電量に関すること

（イ）電気の利用方法に関すること

（ウ）経済性に関すること

（エ）安全性に関すること

（オ）耐久性に関すること

（カ）栽培実証を行う場合、栽培方法・農作業・収穫物・農作物の生育に関すること

オ 導入実証における調査方法（使用した機器や調査期間等）

（4）導入実証の結果及びその考察

（5）経営への効果の試算（農業収入、農業経費、発電事業の収支等）

（6）地域への次世代型太陽電池の普及の見込み

（7）その他

2 留意事項

前項第1号から第6号までについて必ず記載するものとする。

別添5（第3第1項関係）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報 償 費 （ 謝 礼 金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者（事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者）に対する謝金は認めない。 ・また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、謝金を認める。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

		した専門家に支払う経費	
事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する燃料等の経費 （通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な	

		委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		・事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする）	・営農型太陽光発電設備一式（太陽光パネル、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事に係る費用を含み、蓄電池に係る費用を含まない。）） ・営農型太陽光発電設備の模型（工事に係る費用を含む。） ・工事の請負契約先等の選定は一般競争等、適切な手続のうえ決定すること。 ・取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則 3 社以上、該当する機械等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）

別添6（第3第1項関係）

未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
謝金	報 償 費 （ 謝 礼 金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
事業費	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	サンプル提供費	・実証調査に必要な未利用資源の購入・運搬に必要な経費	
	性状分析費	・資源作物や未利用資源、未利用資源との混合使用した資材の利用前・利用後の性状を分析するために必要な経費	
	借上費	・事業実施するために直接必要な農業用機械等の借上げ経費	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	資機材費	・事業実施するために直接必要な資機材等の経費	・資機材は物品受払簿で管理すること。
	実証調査費	・混合利用における施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費	・日常及び定期的なメンテナンスは除く。
	燃料費	・資源作物の収穫等に使用する機械類、現地調査に使用する自動車の燃料代の経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う

			場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
印刷製 本費		・報告書の作成に必要な経費	

別添 7（第 3 第 1 項関係）

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。
謝金	報 償 費 （ 謝 礼 金）	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者（事業実施主体が協議会の場合は、協議会構成員及び協議会構成員に従事する者）に対する謝金は認めない。 ・また、推進会議構成員の推進会議出席に対する謝金は原則として認めない。ただし、推進会議構成員が有識者として講演等を行う場合には、謝金を認める。
旅費	普通旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	特別旅費	・調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 ・委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

事業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資機材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、高速道路使用料、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、計測機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	・海外文献の翻訳等に係る経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する燃料等の経費 （通常の営農活動に係るものを除く。）	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部	・委託は、第三者に委託すること

		分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	が必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。 ・民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		・事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする。）	・次世代型太陽電池一式（次世代型太陽電池、附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等）（工事及び蓄電池に係る費用を含む。）） ・工事の請負契約先等の選定は一般競争等、適切な手続のうえ決定すること。 ・取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則 3 社以上、該当する機械等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）

別記 9－2

地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

第1 事業内容

人口減少下において、食料安全保障を確保するためには、農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、それを支える地域の関連産業の活性化、災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図ることにより、魅力ある農山漁村づくりを推進し、コミュニティを維持することが重要である。

このため、市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（別記 13 第 1 第 1 項に定める農林漁業循環経済先導計画）に基づき行う、次の取組の支援を行う。

1 再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入

太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源を活用した再生可能エネルギー設備で生産されたエネルギー（電気・熱・ガス）について農林漁業関連施設等をはじめ、地域で効率的に利用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、熱導管、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）の導入

2 営農型太陽光発電設備の導入

営農型太陽光発電設備（太陽光パネル及び附帯設備（架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル等））の導入

なお、営農型太陽光発電とは、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかの団体とする。

1 協議会

次の全ての要件を満たすものとする。

（1）協議会の要件

ア 農林漁業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）を必須構成員とすること。

なお、事業内容に発電事業が含まれず、バイオマス事業（バイオマスを利用して発生させた熱を農林漁業関連施設で利用する取組等をいう。）が含まれる場合は、「発電事業者」とあるのは「バイオマス事業者」と読み替えるものとする。

イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びそ

の責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。

(2) その他の要件

次項第1号、第3号、第4号及び第6号を満たすこと。

2 地方公共団体又は民間団体等

地方公共団体、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第17号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第18号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

第3 交付率等

交付率は2分の1以内、上限額は2億3,000万円とする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 農林漁業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林漁業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

2 農林漁業循環経済先導計画の作成等

- (1) 事業実施地域の所在する市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトであること。
- (2) 営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、事業実施地域において、地域循環型エネルギーシステム構築を活用し、地域に最適な作目や栽培体系、設備設計等について定めた営農型太陽光発電に関するモデルを既に策定していること。

3 施設規模等の妥当性

- (1) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。
- (2) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。
- (3) 営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、当該設備が次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 地域に最適な作目や栽培体系、設備設計等について定めた営農型太陽光発電に関するモデルに即していること。
 - イ 次のいずれかの規模要件を満たしていること。
 - (ア) その発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬時的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模
 - (イ) その1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模

4 事業費の適正性

本要綱第5第1項又は第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の各号により行われていること。

- (1) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。
- (2) 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

5 事業収支の妥当性

- (1) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。
- (2) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。
- (3) 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

6 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

- (1) 関係する行政計画等の既存の計画と調整が図られていること。
- (2) 設備等の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。
- (3) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

- (4) 設備等の導入に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、必要な対応が図られていること。

7 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

- (1) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。
- (2) 事業着手から再生可能エネルギーの供給開始までのスケジュールが計画されていること。

8 事業実施主体の妥当性

- (1) 経常損益が直近3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

事業実施主体が上記を満たさない場合かつ地方公共団体でない場合は、3年以上の経営実績を有し、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業完了後は、導入設備等を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。
- (4) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。
- (5) 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

9 事業趣旨との整合性

- (1) 事業実施内容が、当該事業実施地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できること。
- (2) 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できること。

10 導入する営農型太陽光発電の持続性

営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、設備の仕様や安定的な販路の確保等により、将来にわたって適切な営農が継続され、食料生産基盤としての農地の機能が維持されることが確実と認められること。

第5 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、設備等導入完了から3年を経過した年度とする。
- 2 本事業の成果目標は、次のいずれか又は両方とする。
 - (1) 地域の再生可能エネルギー設備で生産したエネルギーを、導入した附帯設備等により農林漁業関連施設等をはじめ地域に供給すること。
 - (2) 導入した営農型太陽光発電設備で発電した電気を、農林漁業関連施設等をはじめ地域に供給すること。

第6 費用対効果分析の実施方法

事業実施主体は、本要綱第5第6項の規定による費用対効果分析について、別紙様式第25号により行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

第7 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度及びその翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第12号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第12号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第8 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5第1項で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第12号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 売電等による収益状況の報告と納付

- 1 本事業において導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーに関して、処分制限期間中は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）（以下「FIT等」という。）による売電は行わず、農林漁業循環経済先導計画に基づき、農林漁業関連施設等をはじめ地域で利用すること。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した設備等については、この限りではない。やむを得ず、地域外の者に売電等を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第26第1項の規定に基づき、別紙様式第29号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。なお、やむを得ず売電等を行う場合としては、売電先が突如

倒産した場合などが考えられ、事業実施計画時から地域外の者への売電等を前提とすることは認められない。

- 2 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、交付金事業の実施に要する経費として確定した交付金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 法令等の遵守

農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農村振興局長通知）を遵守するものとする。また、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。さらに、最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

3 周辺景観との調和

本事業において設備等を導入する場合は、立地場所の選定や当該設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

4 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部又は一部についての返還を命じることができるものとする。

- (1) 本事業において、導入した設備等を用いて得られたエネルギー又は移送するエネルギーに関して、FIT等を活用して売電していることが明らかになったとき
- (2) 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき
- (3) 本事業において、導入した設備等について適切な管理が行われていないことや、営農型太陽光発電設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき

5 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

6 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

第1 事業内容

本事業は、農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域（以下「農業由来の廃プラスチック対策モデル地域」という。）を形成することを目的とし、都道府県・市町村協議会等が行う、農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発及び紙マルチ、生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組を支援するものとする。なお、本事業の実施に当たっては、第1項の取組を必須とし、かつ、第2項第1号又は第2号のいずれかの取組を必須とする。

1 推進会議の開催

地域における農業由来の廃プラスチックの資源循環及び排出抑制の推進に向け、地域の課題や次項の取組等に関する意見交換、成果の取りまとめ等を行うための推進会議の開催

2 課題解決に向けた実証等

農業由来の廃プラスチック対策モデル地域形成に向けて行う、次の各号に掲げる取組

（1）新たなリサイクル技術の実証

農業由来の廃プラスチックの資源循環の推進に向け、リサイクル事業者等と連携し、地域において現状で取り組んでいない、新たなリサイクル（マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルをいう。以下同じ。）技術の実証を行う。

（2）回収システムの実証

農業由来の廃プラスチックの適正処理の推進に向け、次のアからエまでのうち必要な実証を行う。

ア 広域運搬処理の実証

イ 電子マニフェストの導入実証

ウ 複数協議会で連携した回収体制の実証

エ その他農業由来の廃プラスチックの適正処理の推進に資する回収システムの実証

（3）排出抑制に資する資材への転換

農業由来の廃プラスチックの排出抑制を通じた資源循環の推進に向け、廃プラスチックとしての処理を要するポリマルチから、排出抑制に資する紙マルチ又は生分解性マルチへの転換を行うとともに、当該転換による農業由来の廃プラスチック対策への効果の検証を行う。

（4）排出抑制のための普及啓発

農業由来の廃プラスチックの排出抑制の推進のため、排出抑制に資する資材等に関する農業者向けの広報、セミナー開催等による普及啓発を実施する。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 都道府県又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる都道府県協議会
 - (2) 市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会
 - (3) 前2号の事業実施主体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者（資材製造事業者又は資材販売事業者）が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会
 - (4) その他農業由来の廃プラスチック処理に携わる者
事業を実施しようとする地域において、実際に農業由来の廃プラスチック回収作業に携わった実績のある又は事業実施以降継続して携わる予定の農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者（資材製造事業者又は資材販売事業者）
- 2 前項各号の事業実施主体（地方公共団体である場合を除く。）は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。
 - (1) 目的
 - (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - (3) 意思決定の方法
 - (4) 解散した場合の地位の承継者
 - (5) 事務処理及び会計処理の方法
 - (6) 会計監査及び事務監査の方法
 - (7) その他運営に関して必要な事項

第3 交付対象経費、交付率等

- 1 交付対象経費
 - (1) 交付対象経費は、別添に定める経費とする。
 - (2) 交付対象経費のうち、第1第2項第3号の取組に係る経費については、事業実施計画において排出抑制に資する資材への転換を中心的に行う農業者等として位置付けられた者（検証主体）が取組を行う場合も交付対象とする。
- 2 交付率等
 - (1) 交付率
本事業の交付率は定額とする。
 - (2) 交付金額の上限
交付金額の上限は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。なお、次のアからウまでの複数に該当する場合には、該当する各交付金額の上限を合計した金額とする。
 - ア 第1第2項第1号に取り組む場合の交付金額の上限は、800万円とする。
 - イ 第1第2項第2号に取り組む場合の交付金額の上限は、150万円とする。
 - ウ 第1第2項第3号又は第4号に取り組む場合の交付金額の上限は、300万円とする。なお、第1第2項第3号及び第4号に取り組む場合も、交付金額の上限は、300万円とする。

(3) 交付金額の算定

第1第2項第3号の資材費に係る交付金額は、次のア及びイ掲げる資材に応じて定める助成単価によるものとし、当該助成単価にポリマルチから転換予定の紙マルチ又は生分解性マルチの面積（長さ×幅）を乗じて算定するものとする。

ア 紙マルチ 20 円/m²

イ 生分解性マルチ 15 円/m²

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要と認められない経費

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載するものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度とする。ただし、第1第2項第3号に取り組む場合は、事業実施年度の翌年度とすることも可能とする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、目標年度までにリサイクルの割合、ポリマルチの使用面積に占める生分解性マルチの面積の割合の増加等、定量的な目標を設定することとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定に基づく事業実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業の実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第30第1項の規定に基づく別紙様式第19号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第6第1項の事業成果の評価に代えることができるものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画書（別紙様式第13号）の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) 前号を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告があった事業実施状況報告書について、提出又は報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第6 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書に定められた数値目標の達成状況について、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) 前号を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
- 2 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、前項の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 その他

- 1 事業成果の普及・情報発信

事業実施主体は、周辺地域への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的

に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力すること。

- 2 第1第2項第3号において生分解性マルチへの転換を行う場合、当該資材は、適正な生分解性を有することが必要であることから、第三者による認証制度等を活用し、信頼性が担保された資材を使用すること。

別添（第1第2項関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証及び調査に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、	・機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対

		農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材（通常の営農活動に係るものを除く。）に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	・特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告及び啓発を除く。
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金	手数料	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（廃棄物運搬費、処理費、分析費、排出抑制に資する資材への転換に係る農作業等）	
役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

別記 11

先進的有機農業拡大促進事業

第1 事業内容

本事業は、有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保等の取組への支援を行う。なお、本事業の実施に当たり、第1項第1号の取組は必須とする。

1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に向けた次の各号の取組。

(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入

有機農業の拡大に必要な別添1のスマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）。なお、本事業の有機農業の拡大目標の達成に必要な範囲内で、農業機械、加工・保管設備その他有機農業の拡大に必要な機械、設備等の導入等を併せて行うことができるものとする。

(2) 有機農業の拡大に向けた取組

有機農業の拡大に必要な次に掲げる取組。

ア 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置

イ 試験栽培、土壌分析等による新技術や新規作物導入、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等、有機農業の拡大に必要な取組

2 有機農業拡大支援

前項の取組を支援するため、都道府県、市町村又はこれら地方公共団体を構成員とする協議会が実施する次の各号の取組。

(1) 技術習得の取組（専門家を招いた研修会の開催等）

(2) 流通合理化の取組（生産者、流通業者、実需者等を集めた会議開催等）

(3) 販路拡大の取組（展示会等の開催、加工品の試作、転換期間中有機農産物の活用等）

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体は、別添2に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体のうち、別紙様式第14号により事業実施計画を作成する者は、都道府県、市町村又はこれら地方公共団体を構成員とする協議会であって、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体になる場合においては、事業実施年度の翌年度までに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）第15条第2項第3号に規定する特定区域のうち、有機農業に関する特定区域（以下「特定区域」という。）の設定を行う意向を有すること（既に

- 特定区域の設定が行われている場合を除く。))。
- (2) 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟している、又は事業実施年度に加盟する予定があること（協議会が事業実施主体となる場合は、協議会の構成員である都道府県又は市町村が加盟している、又は事業実施年度に加盟する予定があること。))。
- 2 別添2の事業内容の欄に掲げる1(1)に係る事業実施主体は、以下の要件をすべて満たすこととする。
- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画において、同条第3項の地図（以下「目標地図」という。）に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること（農業者の組織する団体及び農業者を構成員とする協議会においては、現に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる農業者が構成員に含まれること。))。
- (2) みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくはみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、又は認定を受けるための申請を行っており、事業実施年度末までに認定を受けることが確実と見込まれること（農業者の組織する団体及び農業者を構成員とする協議会においては、参画する農業者全員が認定を受けている、又は認定を受けることが確実と見込まれること。))。
- (3) 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）等に基づき都道府県が定める慣行レベルと比べて、化学肥料及び農薬の施用及び使用量を低減した栽培方法の2年以上の取組実績があること（農業者の組織する団体及び農業者を構成員とする協議会においては、取組実績がある農業者が構成員に含まれること。))。
- 3 別添2に掲げる事業実施主体となる協議会は、全ての構成員の同意の上、次の各号に掲げる事項に係る規約等を定めること。
- (1) 目的
- (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- (3) 意思決定の方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
- 4 本事業の面積要件は、事業実施計画における主要な事業対象品目の有機農業の取組面積の現状値又は事業実施年度における取組予定面積とし、次の各号に掲げる規模以上とする。なお、中山間地域等（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別記2別紙1のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等とする。))において、第1号から第4号までの品目を主要な事業対象品目として事業を実施する場合にあっては、当該面積の半分以上であることとする。
- (1) 稲：10ha

- (2) 麦・大豆・雑穀：5 ha
- (3) いも類・露地野菜：2 ha
- (4) 茶：2 ha
- (5) 果樹：1 ha
- (6) 施設園芸：1 ha

第3 交付対象経費、交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大
 - ア スマート農業技術等に関する機械等の導入
別添3に定める経費
 - イ 有機農業の拡大に向けた取組
 - (ア) 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置
別添4に定める経費
 - (イ) その他有機農業の拡大に必要な取組
別添5に定める経費

- (2) 有機農業拡大支援
別添6に定める経費

2 交付率、支援上限額

(1) 交付率

別添2のとおりとする。

(2) 支援上限額

- ア 第1第1項における1つの事業実施計画に係る支援上限額は5,000万円とする。
- イ 第1第1項第2号における1つの事業実施計画に係る支援上限額は400万円とする。また、第1第2項における1つの事業実施計画に係る支援上限額は800万円とする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1項に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入

れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外の用途にも使用可能な汎用性の高い機械、設備等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等。ただし、追従型運搬車は除く。）の導入等に係る経費
- (8) 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- (9) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

4 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の「第3 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載すること。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていることとする。

第5 機械等の導入等に係る留意事項

第1条第1項第1号により機械等（有機農業の拡大に必要な別添1のスマート農業技術に関する農業機械、設備等及びその他有機農業の拡大に必要な農業機械、設備等をいう。以下同じ。）の導入等を行う場合は、以下のとおりとする。

1 基本的事項

- (1) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができる。
- (2) 導入等をする機械等の範囲は、本事業による有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売等に必要なものであること。
- (3) 導入等をする機械等は、本事業の成果目標からみて適正な能力・規模であるこ

と。

- (4) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図ること。
- (5) 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械等であること。
- (6) 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (7) 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示すること。
- (8) 収量コンバイン、ドローン、農業ロボット等の導入等をする場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象としているデータ等を取得するときは、機械等の導入等をする事業実施主体は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (9) 本事業により導入等をするトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和7年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

2 機械等の導入をする場合

- (1) 機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体は、本要綱第27第3項に定める財産管理台帳を作成し、その写し（事業実施主体が都道府県知事の場合のものを除く。）を都道府県知事（事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に提出すること。都道府県知事（事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等）は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めること。
- (3) 導入をする機械等を事業実施主体以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体が都道府県である場合においては都道府県知事及び地方農政局長等が、その他の場合においては、事業実施主体及び都道府県がそれぞれ協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。なお、事業実施主体以外の者への貸付は、本事業を遂行する上で必要な場合に限る。
 - イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該機械等の耐用年数＋年間管理費

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

- （４）事業実施主体は、有機農業の拡大のため、化学肥料又は化学農薬の使用低減に資する機械等の導入を行う場合、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 11 条の 4 又は第 44 条の 4 に規定するみどり投資促進税制の積極的な活用を努めること。

3 機械等をリース導入する場合

- （１）リース期間は、法定耐用年数以内とする。

- （２）リースによる導入に対する交付額（以下「リース料助成額」という。）については、次のア及びイの計算式によって算出される値（ただし、千の位未満を切り捨てる。）のいずれか小さい方とする。なお、リース期間は、事業実施主体がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）

×（リース期間÷法定耐用年数）×交付率（1／2 以内）

イ リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

×交付率（1／2 以内）

- （３）事業実施計画の作成に当たり、原則 3 者以上のリースにより機械等を提供する事業者（以下「リース事業者」）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定すること。

- （４）事業実施主体は、適正化法第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る機械等の導入に関するリース契約をリース事業者と締結すること。

- （５）前号のリース契約においては、次の各号を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

- （６）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 22 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備

し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

4 指導等

地方農政局長等は、本事業において導入等した機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

5 導入等をした機械等の管理運営

- (1) 本事業により導入等をした機械等については、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。また、事業実施主体は、本事業により導入等をした機械等を常に良好な状態で管理し、その導入等の目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること。
- (2) 都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めること。また、都道府県知事（事業実施主体等が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

第6 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施計画に設定する数値目標とし、次の各号から選択して合計2つの目標を設定すること。なお、第1号は必ず選択すること。また、成果目標に係る数値については、本事業の事業実施主体の取組による数値を合算することにより設定又は算定することとし、基準値については、事業実施年度の前年度又は前々年度における数値とすること。

- (1) 有機農業の取組面積の拡大
増加面積の下限値は、2ha又は10%とする。
- (2) 有機農産物等（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に定める有機農業により生産された農産物及びその加工食品とする。）の販売数量（原則として重量とする。）又は販売額の増加
増加度合の下限値は、10%とする。
- (3) 取組品目の10a当たり収量の向上
目標とする収量の下限値は、地域の当該品目の慣行栽培における平均的な水準以上とする。
- (4) 労働生産性（取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値）の向上

向上度合の下限値は、5 %とする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定により行う事業実施状況の報告について、本事業においては、事業実施計画を作成した事業実施主体（都道府県知事が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの取組について、毎年度、事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第19号の報告書を作成し、都道府県知事に報告すること。

なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第8第1項の事業成果の評価に代えることができる。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) 前号を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項の規定により事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導をすることができる。
- 3 事業実施計画を作成した事業実施主体が都道府県である場合は、第1項の規定に準じて別紙様式第19号の報告書を作成し、第1項の規定により報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告すること。
- 4 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第8 事業成果の評価

- 1 事業実施計画を作成した事業実施主体（都道府県知事が自ら事業実施主体となっている場合を除く。）は、成果目標の目標年度の翌年度において、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第21号の報告書を作成し、都道府県知事に報告すること。

なお、当該報告は第7第1項による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができる。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) 前項を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項の規定により事業評価報告書の提出があ

った場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができる。

- 3 事業実施計画を作成した事業実施主体が都道府県である場合は、第1項の規定に準じて別紙様式第21号の報告書を作成し、第1項の規定により報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告すること。
- 4 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第9 その他

1 事業成果の普及・情報発信

農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力すること。

2 関係事業との連携

別記2（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）の第1第1項第1号から第3号までの事業による助成を本事業の実施期間中に受ける場合は、本事業の第1に掲げる事業のうち第1項第1号の事業にのみ取り組めるものとする。

3 事業の円滑な実施

第2第1項第2号及び第3第2項第2号のアについては、農産局長が特に認める場合は、この限りではない。また、本事業の実施について、別途、農産局長が定める場合には、これに従うものとする。

(別添1)

スマート農業技術に関する農業機械、設備について

本事業において、スマート農業技術については、次の各号に適合した技術のことをいう。

- (1) 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- (2) 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- (3) 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

（スマート農業技術に関する農業機械、設備等の例）

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式のもの。）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 堆肥散布機（自律走行式や散布情報等の ICT 連携が可能なもの。）
- 10 収量コンバイン（収量データを踏まえた施肥設計を行う場合に限る。）
- 11 土壌データセンサー
- 12 自動抑草ロボット
- 13 ペースト2段施肥対応田植機
- 14 複合環境制御装置
- 15 R T K - G N S S 基地局（G N S S による制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）
- 16 経営管理システム
- 17 スマート選別機（色彩選別機含む。）
- 18 自動運搬ロボット

(別添2) 事業実施主体、交付率等

事業内容	事業実施主体	交付率
1 スマート農業技術等を活用した 有機農業の拡大		
(1) スマート農業技術等に関 する機械等の導入	・ 農業者 ・ 農業者の組織する団体 ・ 農業者を構成員とする協 議会	1 / 2 以内
(2) 有機農業の拡大に向けた 取組 ア 資材導入、植栽、ほ場整 備及び設備設置 イ その他有機農業の拡大 に必要な取組	・ 都道府県 ・ 市町村 ・ 都道府県、市町村又はその 両方を構成員とする協議 会 ・ 協議会 ・ 公社 ・ 土地改良区 ・ 農業者 ・ 農業者の組織する団体 ・ 農業者を構成員とする協 議会 ・ 民間事業者	ア：1 / 2 以内 イ：定額
2 有機農業拡大支援	・ 都道府県 ・ 市町村 ・ 都道府県、市町村又はその 両方を構成員とする協議 会	定額

(別添3) 第3第1項第1号アの対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	機械・設備費	・本事業を実施するために直接必要な機械等又はその他有機農業の拡大に必要な機械若しくは設備の導入等に係る経費	・第5に掲げるとおり。 ・農業機械については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知。）」に定めるところにより取り扱うものとする。
	設備設置費	・本事業で導入等する機械等の設置に直接必要な経費	

(別添4) 第3第1項第1号イ（ア）の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	資材費	・事業の実施及び有機農業の拡大に直接必要な掛かり増し資材費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	ほ場整備費	・ほ場の整備に直接必要な土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等）、園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	・果樹の場合にあつては、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	設備設置費	・果樹棚、茶棚、雨除け設備等の整備費 ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	・果樹の場合にあつては、果樹棚を除き、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

(別添5) 第3第1項第1号イ(イ)の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	資材費	・事業の実施及び有機農業の拡大に直接必要な掛かり増し資材費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	ほ場整備費	・ほ場の整備に直接必要な土壌土層改良費(重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等)、園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	・果樹の場合にあつては、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	設備設置費	・果樹棚、茶棚、雨除け設備等の整備費 ・用水、かん水施設等の整備費(揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費)	・果樹の場合にあつては、果樹棚を除き、原則として支援対象者が農業保険法に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ほ場等の借上げ経費	・農業機械及び設備は対象外とする。
	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 ・システム導入に必要なソフトウェア契約や使用に係る経費(初年度に限る)	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（U S B メモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要な広告、啓発、商談会等への出展、事業の案内や成果発信等に係る経費	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・W E B コンテンツの作成、システム管理等のW E B による情報発信の経費を含む。
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は、認めない。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・導入機械に係る保険料 ・事業を実施するために直接必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。
備品費		・事業を実施するために直接必要な備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・農業機械及び設備は対象外とする。 ・取得単価が 50 万円以上の備品については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる

			場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。

(別添6) 第3第1項第2号の対象経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証並びに調査のための備品及び機械導入に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・農業機械及び設備は対象外とする。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。

	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、ほ場等の借上げ経費	・農業機械及び設備は対象外とする。 ・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、試行的な利用等に係る原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。 ・他の助成金を受けている場合は、その差額のみを対象とする。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費	・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。

謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	保険料	・事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料	・保険は掛け捨てのものに限る。

別記 12

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関する交付対象事業事務 及び交付対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業及び地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業の実施にあつては、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）とする。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法

令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の第2号から第5号までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積り等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第26号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な

指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 26 号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ) 及び (ウ) に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事について

は、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1第1項第1号に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第26号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）及び施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第26号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 26 号により都道府県知事等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

5 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

（１）交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

（２）事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

（３）金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

（４）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

7 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第 27 号により都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は第 1 号に基づき、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて第 2 号及び第 3 号に基づき事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認する。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の各号により、事業完了から別記 7－2 第 9 第 1 項、別記 8－1 第 9 第 1 項、別記 8－2 第 9 第 1 項及び別記 9－2 第 8 第 1 項に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1) 経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認

(2) 現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

(2) 予算書及び決算書

(3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

(4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

(1) 直営施行の場合

- ア 実施設計書及び出来高設計書
- イ 工事材料検収簿及び同受払簿
- ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
- エ 工事日誌及び現場写真
- オ その他工事関係の事項を示した書類

(2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合

- ア 実施設計書及び出来高設計書
- イ 入札てん末書
- ウ 請負契約書
- エ 工程表
- オ 工事完了届及び現場写真
- カ その他工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類のほか、それらに添付された資料

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費）、実施設計費（実施設計に必要な測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じ

て適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表 4 に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の 5 パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は 2,000 万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、次のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設・機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業及びみどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業については、既存の施設等の改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設の取得を含む。）も対象とする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、前項に掲げる各号の交付対象事業費のうち、次の経費は交付対象としないこととする。

別記 7-2 バイオマスの地産地消（整備事業）

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 8-1 みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費（改修と一体的に行う内部設備の撤去に係る経費を除く。）
- (3) フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。）、可搬式コンベア（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据え付け方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、運搬台車、可搬式計量器（電子天秤を除く。）、保冷車及び冷凍車のコンテナ部分を除くトラック本体の購入に

係る経費

- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (6) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 8－2 みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち 施設整備事業

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費（ただし、改修と一体的に行う内部設備の撤去に係る経費を除く。）
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 9－2 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活

- 用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) 系統連系する場合の系統への接続費用
 - (8) 農地転用申請、系統連系申請又は消防署への申請に係る費用
 - (9) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記7-2第2、別記8-1第2、別記8-2第2及び別記9-2第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない。）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第11号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) 前号の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

(5) 本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業を実施する場合を除き、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届を別紙様式第28号により都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1) 実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4) 施工管理 ア 施工管理者の確保 イ 工程の調整 ウ 工事の監理 エ 工事の検査 オ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

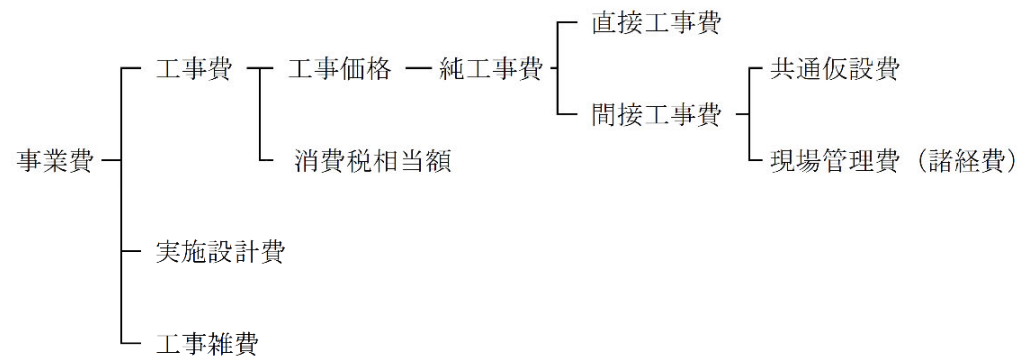
注：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマスの地産地消及び地域循環型エネルギーシステム構築の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

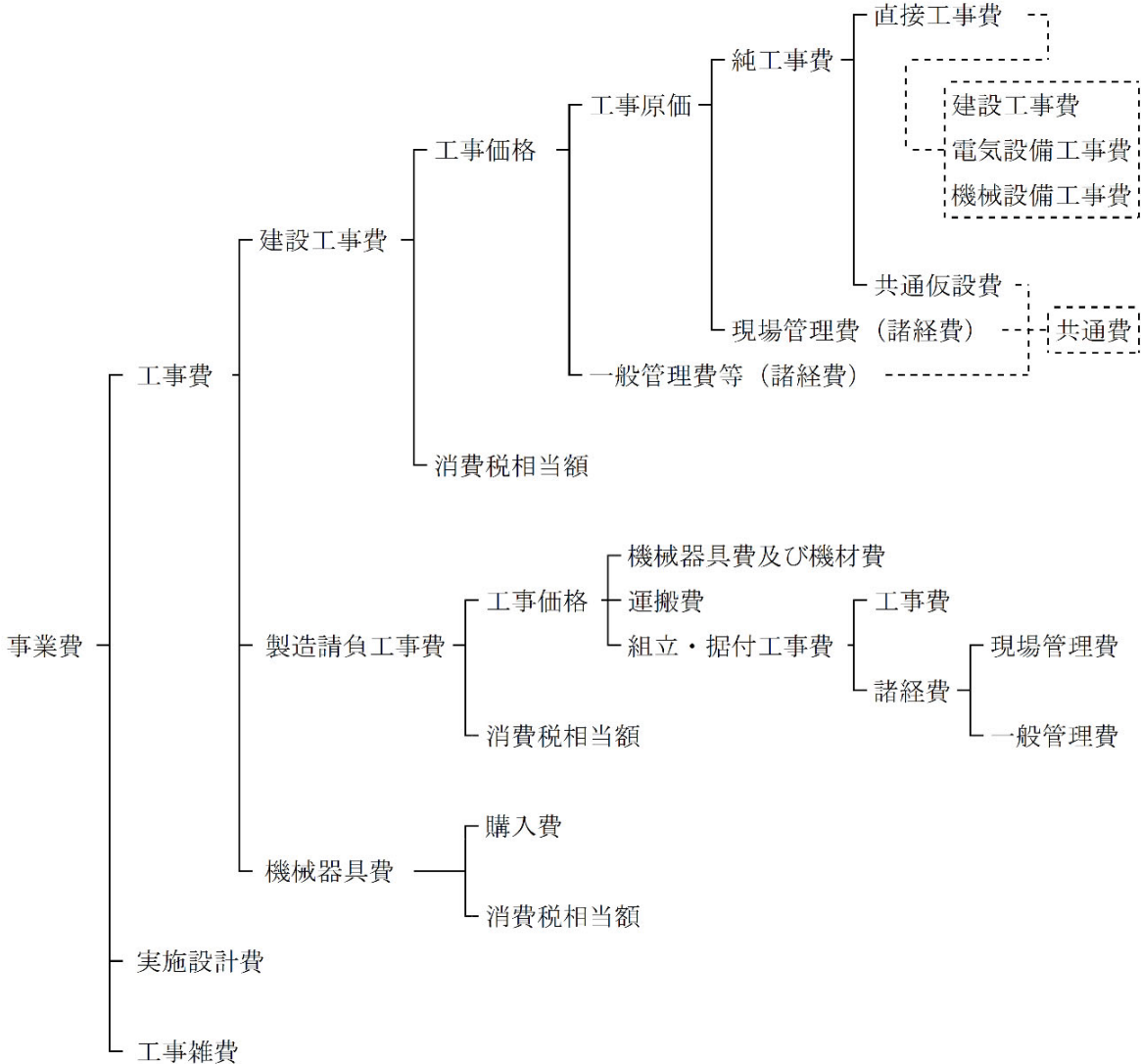
①施設の整備

ア 直営施行の場合



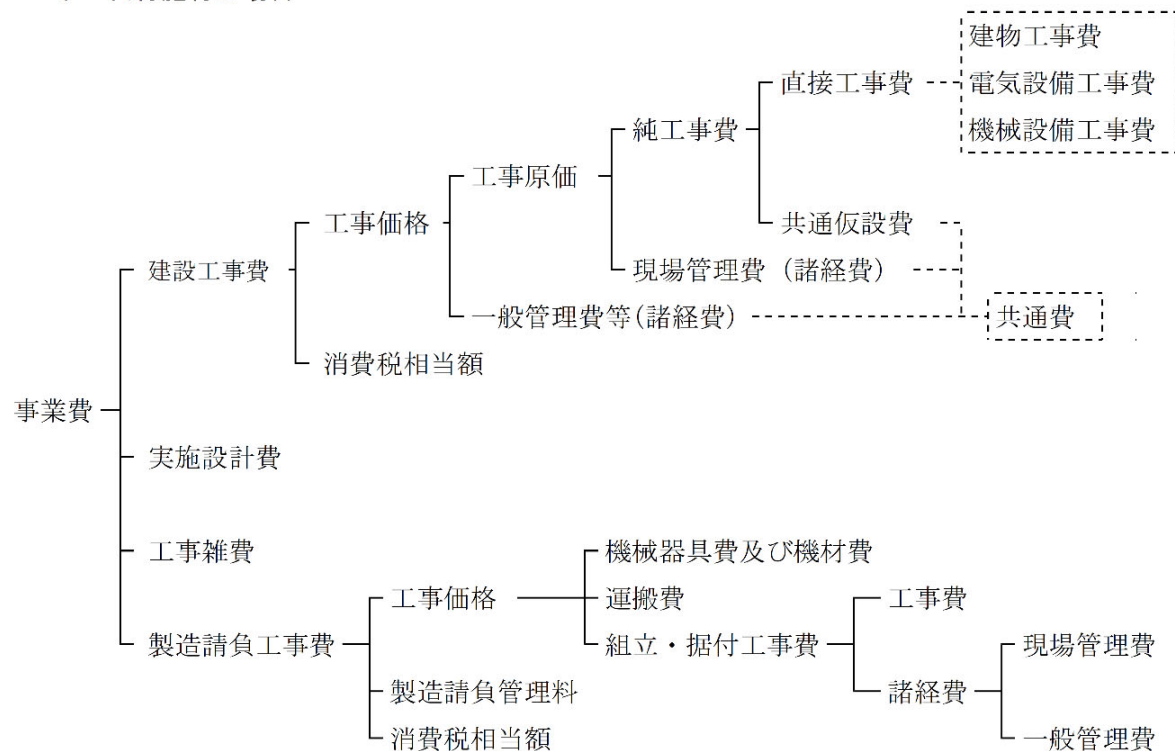
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

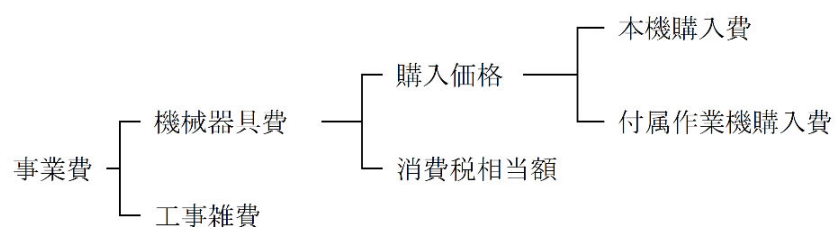


注：この表は、「宮繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

費 目	内 容
準 備 費	・敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	・仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	・仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	・地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	・整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	・共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	・工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	・共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	・上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

費 目	内 容
労 務 管 理 費	・現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	・工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	・火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	・現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	・現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	・現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	・現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	・事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	・通信費、旅費及び交通費
補 償 費	・工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	・本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	・会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

費 目	内 容
役 員 報 酬	・取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	・本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	・本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	・本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	・建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	・事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	・通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	・技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	・広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	・事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	・建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課

保 險 料	・ 火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	・ 契約保証に必要な費用
雑 費	・ 社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費 目	内 容
報 酬	・ 土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	・ 日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	・ 賃金に係る社会保険料
需 用 費	・ 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	・ 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	・ 測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	・ 事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・ 土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	・ 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	・ 租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・ 代行施行における受託代行者の事業施行管理料

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

第1 農林漁業循環経済先導計画

人口減少、少子高齢化の進行が顕著となっている農山漁村において、担い手不足、人口減少による消費の減少等により経済活動が低下する一方、社会保障費や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大やエネルギー代金等の地域外への流出により循環型経済の構築が困難になる地域の増加が見込まれている。

このような地域の課題を解決し、地方創生に向けた循環経済を実現するためには、農山漁村地域に賦存する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外への流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進し、コミュニティを維持することが重要であり、地方公共団体、事業者、農林漁業者、地域住民等の関係者が共同した取組が求められる。

このため、本事業では、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、当該計画に基づき実施される、地域特性に応じた環境と調和のとれた農林漁業と循環経済が連携する先導的取組を後押しする。

1 農林漁業循環経済先導計画の作成

市町村は、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等に供給する取組等を実施するに当たって、次の各号に掲げる事項を記載した農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）を別紙様式第15号により作成するものとし、第2に掲げる支援事業を実施する場合は、各支援事業の実施要綱等の関係通知に定めるところにより、先導計画を提出し、申請するものとする。

なお、バイオマス産業都市構想取扱要領（バイオマス産業都市関係府省連絡会議関係府省申し合わせ）に基づき策定されたバイオマス産業都市構想及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条に基づき作成された基本計画に、農林漁業関連施設において再生可能エネルギーやバイオマスの利用を常時行う等の先導計画に準ずる内容が含まれる場合は、先導計画を作成したとみなすことができる。

- (1) 地域の概要
- (2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- (3) 目指すべき将来像と目標
- (4) 事業化プロジェクト
- (5) 実施体制
- (6) フォローアップ方法
- (7) 事業実施工程表
- (8) 関連する計画
- (9) その他必要な事項

2 先導計画の実施体制の整備等

(1) 農林漁業循環経済先導地域協議会

先導計画を作成しようとする市町村は、先導計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため農林漁業循環経済先導地域協議会（以下「協議会」という。）を組織し、先導計画の実現に向けた調査や人材育成、実証等を実施する。

なお、協議会の活動に係る経費は、本要綱別記 9－1 の事業を活用することができる。

(2) 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 先導計画を作成しようとする市町村

イ アの市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備等の整備を行おうとする者

ウ アの市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他当該市町村が必要と認める者

(3) 協議会の構成員は、協議会において協議された事項について、その結果を尊重しなければならない。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 2 先導計画により実施する支援事業

支援事業は、先導計画に基づき実施する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環に資する取組を行う次の各項の事業とし、事業内容、事業実施主体、交付対象経費等の具体的な内容は、それぞれの事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。

1 本要綱第 4 各号に掲げる事業のうち次のもの

(1) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

(2) 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

(3) バイオマスの地産地消（推進事業）

(4) バイオマスの地産地消（整備事業）

(5) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

(6) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業

(7) 省エネルギー型ハウス転換事業

2 みどりの食料システム戦略推進交付金（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知）第 4 各号に掲げる事業）のうち次のもの

(1) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

(2) バイオマスの地産地消（推進事業）

(3) バイオマスの地産地消（整備事業）

(4) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

- (5) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち施設整備事業
- (6) S D G s 対応型施設園芸確立
- 3 国内肥料資源利用拡大対策事業（国内肥料資源利用拡大対策事業費交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第5に基づく国内肥料資源活用総合支援事業、畜産環境対策総合支援事業及び家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業）
- 4 農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第3の各号に掲げる事業）のうち次のもの
 - (1) 地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型
 - (2) 地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型
 - (3) 地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型
 - (4) 地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型
 - (5) 最適土地利用総合対策
- 5 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）第3第2項に掲げる事業）のうち次のもの
 - (1) 林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち木質バイオマス利用促進施設整備
 - (2) 林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち特用林産振興施設等整備
- 6 水産業競争力強化緊急施設整備事業（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）第4に定める事業）のうち次のもの
 - ア 水産業競争力強化緊急施設整備事業
 - イ 水産業競争力強化漁港機能増進事業
- 7 浜の活力再生・成長促進交付金（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）第4に定める事業）のうち水産業強化支援事業

第3 報告手続等

1 先導計画の報告手続

- (1) 市町村長は、先導計画（第1第1項のなお書きにより、バイオマス産業都市構想の策定又は基本計画の作成をもって先導計画を作成したとみなした場合にあっては、当該バイオマス産業都市構想又は基本計画）を策定した場合、別紙様式第33号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとし、別紙様式第34号により地方農政局長等へ報告した旨を都道府県知事へ報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号の規定により提出された先導計画の内容を確認し、別紙様式第 35 号により大臣官房環境バイオマス政策課長に進達するものとする。

2 先導計画の変更手続

市町村長は、前項第 1 号の規定により報告した先導計画が、次の各号のいずれかに該当する場合は、先導計画を変更するものとする。なお、変更した先導計画の報告手続については、前項第 1 号の規定を準用するものとする。

(1) 別紙様式第 15 号の(3) 目指すべき将来像と目標を変更しようとするとき(数値目標の 30%以上の増減に限る。)。

(2) 別紙様式第 15 号の(4) 事業化プロジェクトを追加し、又は中止するとき。

第 4 助成

国は、予算の範囲内において、先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトを実施する支援事業における優先採択等の措置を行うものとする。

第 5 事業の状況報告

国は、先導計画に基づき実施された第 2 各項の支援事業の事業実施主体に対し、必要に応じてその事業の状況報告を求めることができるものとする。

別記 14

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

第1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の交付を受けるに当たり、別添1に定める事業の主たる受益者（以下「受益者」という。）は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、事業実施期間中、別添2に掲げる法令を遵守し、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する必要がある。

第2 交付申請時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付申請に先立ち、次の各号に掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートの様式により、記載された各取組のうち該当する全ての項目について、事業実施期間中に実施するか否かをチェックする。
 - (1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）
別紙様式第16号－1
 - (2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）
別紙様式第16号－2
 - (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け）
別紙様式第16号－3
 - (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営体向け）
別紙様式第16号－4
 - (5) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）
別紙様式第16号－5
 - (6) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） 別紙様式第16号－6
- 2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。
- 3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第8第1項に規定する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）への交付申請書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第3 実績報告時のチェックシートの提出

- 1 受益者は、交付金事業の完了後、第2第1項で作成したチェックシートに記載さ

れた各取組のうち該当する全ての項目について、実施したか否かをチェックする。

- 2 事業実施主体（本要綱第4第9号の事業実施主体を除く。）は、前項の規定により受益者が作成したチェックシートを収集し、都道府県知事への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。
- 3 事業実施主体が都道府県又は本要綱第4第9号の事業実施主体である場合は、前項で事業実施主体より提出されたチェックシート（本要綱第4第9号の事業実施主体の場合は第1項で受益者から収集したチェックシート）について、本要綱第20第1項に規定する地方農政局長等への実績報告書の提出の際に、自らが作成したチェックシートと併せて提出する。

第4 手続の簡素化

- 1 受益者が複数の場合、事業実施主体が受益者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第16号ー7により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、第2第2項又は第3第2項の都道府県知事へ提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、都道府県知事への全てのチェックシートの提出を省略することができる。なお、第2第3項及び第3第3項に規定する地方農政局長等への提出も同様とする。
- 2 受益者がGAP認証を取得している場合は、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は以下のとおりとする。
 - (1) JGAP（農産・畜産）
 - (2) ASIAGAP
 - (3) GLOBALG. A. P
 - (4) 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（ただし、対象品目が農産の場合に限る。また、都道府県が確認体制を有するもののみ対象とする。）
- 3 受益者が都道府県の場合は、チェックシートの提出をみどり認定担当部局等が一括して行うことから、交付金事業の取組内容に応じて、別紙様式第16号ー6のうち①②⑥⑨⑩⑭のいずれかに該当しない場合に限り、チェックシートの提出を省略することができる。

第5 農林水産省の職員による確認

第3の規定により地方農政局長等へ提出されたチェックシート又は実施者リストから抽出された受益者に対し、農林水産省の職員がチェックリストの取組内容の確認を行う場合がある。

(別添1) チェックシートに記載された取組を実施する者（主たる受益者）

チェックシートに記載された取組を実施する者（主たる受益者）は、以下の受益者のうち機械・施設等を導入（リースなどを含む。）する者又は取組の中核となる者とする。

事業名	受益者
環境負荷低減事業活動定着サポート	都道府県及び事業実施主体（協議会の構成員を含む。）
有機農業拠点創出・拡大加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
有機転換推進事業	交付金の交付を受けようとする農業者
グリーンな栽培体系加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
グリーンな飼養体系加速化事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
省エネルギー型ハウス転換事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
バイオマスの地産地消（推進事業）	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
バイオマスの地産地消（整備事業）	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
みどりの事業活動を支える体制整備	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）	（1）農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） 事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者 （2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等

	にあつては、その構成員。 (3) 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	事業実施主体（協議会の構成員を含む。）及び事業に参加する者
先進的有機農業拡大促進事業	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。 ただし、農林漁業者の組織する団体等にあつては、その構成員。

(別添2) 遵守すべき法令

事業実施主体及び受益者が遵守すべき法令は、以下のとおりとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和 45 年法律第 139 号)
- ・土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- ・植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 112 号)
- ・悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 48 号)

- ・水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- ・持続的養殖生産確保法 (平成 11 年法律第 51 号)
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - ・環境と調和のとれた食料システムの確立
のための環境負荷低減事業活動の促進等
に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号)
 - ・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
 - ・環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削
減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号)
 - ・土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号)
 - ・森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
 - ・漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務局長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第8の規定により、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

} 注）様式は別添のとおりとする。

- 1 環境負荷低減活動定着サポート、有機農業拠点創出・拡大加速化事業、有機転換推進事業、バイオマスの地産地消（推進事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業、先進的有機農業拡大促進事業

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・様式A及び様式D

- 2 グリーンな栽培体系加速化事業、グリーンな飼養体系加速化事業、省エネルギー型ハウス転換事業、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）、農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・様式B及び様式D

- 3 バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち整備事業、地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・・様式C及び様式D

（注1）都道府県の交付金交付規程又は要綱を添付すること。

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B)=(C)+(D)+ (E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
環境負荷低減活動定着 サポート		円	円	円	円	円	円	
有機農業拠点創出・拡大 加速化事業								
有機転換推進事業								
バイオマスの地産地消 (推進事業)								
みどりの事業活動を支 える体制整備（基盤確 立事業）のうち推進事 業								
みどりの事業活動を支 える体制整備（環境負 荷低減事業活動）のう ち機械導入事業								
先進的有機農業拡大促 進事業								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 4 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B)=(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
グリーンな栽培体系加 速化事業		円	円	円	円	円	円	
グリーンな飼養体系加 速化事業								
省エネルギー型ハウス 転換事業								
地域循環型エネルギー システム構築（科学技 術振興事業）								
農業生産におけるプラ スチック排出抑制対策 事業								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 4 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)=(C)+ (D)+(E)+ (F)+(G)	負 担 区 分						備 考
				自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (G)	
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマスの地産地消 (整備事業)		円	円	円	円	円	円	円	円	
みどりの事業活動を支 える体制整備（基盤確 立事業）のうち整備事 業										
みどりの事業活動を支 える体制整備（環境負 荷低減事業活動）のう ち整備事業										
地域循環型エネルギー システム構築（整備事 業）										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 国又は地方公共団体の一般会計
 - ☐ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
	〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 事業内容欄は、別記 12 別表 2 に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D)+ (E)+(F)+(G)	負 担 区 分					備 考	
			自己資金 (C)	うち貸 付金等	地方公共団体等による助成金				交付金 (G)
					都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
1 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（推進事業）		円	円	円	円	円	円		
2 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（科学技術振興事業）									
3 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（整備事業）									
合 計									

(注) 別記様式第 1 号のⅡに定める区分ごとに記載すること。

Ⅳ 事業完了予定日 年 月 日

別記様式第2号（第11関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
(〇〇農政局長等) 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

(注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

2 事業実施主体が都道府県の場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別記様式第3号（第13関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

4 間接交付金事業者に対する申立ての場合であつて、交付金事業者である都道府県が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第4号（第15関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金変更等承認申請書」を「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

別記様式第5号（第17関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	交付対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

2 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を

延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定の必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 6 号（第 18 関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 18 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

- （注） 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の様式 A～C のⅡの「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 7 号（第 18、第 19 関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿
（第 19 の 1 に定める官署支出官名を記入）

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付金の交付決定の通知があった
この事業について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 19 の
規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によ
って交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告す
る。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付 対象 経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状 況報告	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 迄予定 出来高	金額	〇月〇日 迄予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の様式A～CのⅡの「区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第20第1項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地（都道府県知事は記載不用）
商号又は名称（都道府県知事は記載不用）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額としてみどりの食料システム戦略緊急対策交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

注）様式は別添様式Aから様式Dまでのとおりとする。

- 1 環境負荷低減活動定着サポート、有機農業拠点創出・拡大加速化事業、有機転換推進事業、バイオマスの地産地消（推進事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち機械導入事業、先進的有機農業拡大促進事業

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・・様式A及び様式D

- 2 グリーンな栽培体系加速化事業、グリーンな飼養体系加速化事業、省エネルギー型ハウス転換事業、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）、農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・・様式B及び様式D

- 3 バイオマスの地産地消（整備事業）、みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業、みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち整備事業、地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・・・・・・様式C及び様式D

- （注） 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、様式DのV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、事業実績内訳明細書を添付すること。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B)=(C)+(D)+ (E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
環境負荷低減活動定着 サポート		円	円	円	円	円	円	
有機農業拠点創出・拡大 加速化事業								
有機転換推進事業								
バイオマスの地産地消 (推進事業)								
みどりの事業活動を支 える体制整備（基盤確 立事業）のうち推進事 業								
みどりの事業活動を支 える体制整備（環境負 荷低減事業活動）のう ち機械導入事業								
先進的有機農業拡大促 進事業								
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
グリーンな栽培体系 加速化事業		円	円	円	円	円	円	
グリーンな飼養体系 加速化事業								
省エネルギー型ハウ ス転換事業								
地域循環型エネルギ ーシステム構築（科 学技術振興事業）								
農業生産におけるプ ラスチック排出抑制 対策事業								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額

（「減額した金額〇〇〇円　うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

- 4　総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5　その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B)=(C)+ (D)+(E)+ (F)+(G)	負 担 区 分						備 考
				自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (G)	
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマスの地産地消（整備事業）		円	円	円	円	円	円		円	
みどりの事業活動を 支える体制整備（基 盤確立事業）のうち 整備事業										
みどりの事業活動を 支える体制整備（環 境負荷低減事業活 動）のうち整備事業										
地域循環型エネルギ ーシステム構築（整 備事業）										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けた金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 1 事業内容欄は、別記 12 別表 2 に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D)+ (E)+(F)+(G)	負 担 区 分					備 考	
			自己資金		地方公共団体等による助成金				交付金 (G)
			(C)	うち貸 付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
1 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（推進事業）		円	円	円	円	円	円		
2 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（科学技術振興事業）									
3 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（整備事業）									
合 計									

（注）別記様式第8号のⅡに定める区分毎に記載すること。

Ⅳ 事業完了予定日 年 月 日

Ⅴ 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

(注) 1 別記様式第8号のⅡに定める区分毎に記載すること。

2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合は、備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

1 財産管理台帳の写し

2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（推進事業、科学技術振興事業））

事業名	交付先名	交付率	総事業費	交付対象経費 (A)=(B)+(C)+ (D)+(E)	負 担 区 分				備 考
					交 付 金 (B)	都道府県費 (C)	市町村費 (D)	そ の 他 (E)	
			円	円	円	円	円	円	
合 計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
- 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（整備事業））

事業名	交付先	施設等区分	総事業費	交 付 対 象 経 費 (A)=(B)+(C)+ (D)+(E)+(F)	負 担 区 分						備 考
					自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金 (F)	
					(B)	うち貸付 金等	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
			円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計											

(注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。

2 施設等区分の欄は、別記7-2第1の第3項に定める交付対象施設名を記入すること。

3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。

4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第9号（第20第2項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地（都道府県知事は記載不要）
商号又は名称（都道府県知事は記載不要）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第20第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請書のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

別記様式第 10 号（第 20 第 4 項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所 在 地（都道府県知事は記載不要）
商号又は名称（都道府県知事は記載不要）
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったみどりの食料システム戦略緊急対策交付金について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 20 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号） 第 15 条の交付金の額の確定額	金	円
	（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）		
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 消費税確定申告書付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- (4) 事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨をきさいすることとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨をきさいすることとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第11号（第27関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名									
事業の内容				工期		経費の配分						処分制限期		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	交付対象経費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容		
								交付金	都道府 県費	市町村 費	その他						
計																	
合計																	

（注） 1 「グリーンな栽培体系加速化事業」における「検証主体」又は「省エネルギー型ハウス転換事業」における「実証主体」が機械等を導入した場合は、「事業実施主体名」を「検証主体名（事業実施主体名）」又は「実証主体名（事業実施主体名）」に代えて記載すること。

- 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

〇〇年度
農林水産省所管

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額	
	円								円			円	

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別紙様式第 1 号（別記 1 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（環境負荷低減活動定着サポート）
事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	事業実施主体 代表者氏名
1	みどりトータルサポートチームの体制整備	
2	環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	

- （注 1）事業実施主体名が確定していない場合は仮称でも可能とする。
（注 2）連名での申請も可能とする。
（注 3）別添（事業実施計画）を添付すること。
（注 4）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
（注 5）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

環境負荷低減活動定着サポート実施計画（事業実施主体計画）

第1 事業実施主体の概要等

都道府県名	
	担当者氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）・役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施主体	
	担当者氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）・役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域	

※事業実施主体には、環境負荷低減による先進的な産地構築の推進を実施する者を記載すること。都道府県が実施する場合は、記載不要。

※事業実施主体が複数いる場合は、行を追加すること。

※事業実施主体名は仮称でも可能とする。

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
みどりトータルサポートチームの体制整備	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記1の第1の1に掲げる取組を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的	
※ 基本計画の内容及び事業実施地域における課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ みどりトータルサポートチームによる活動が事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制	
※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示。 連携する団体等があれば、併せてその名称及び概要を記載。	
3-1 事業内容（みどりトータルサポートチームの構築）	
ア チームの概要	名称
	構成員
	※ 複数のチームを設置する場合は、行を追加すること。 ※ 必須と非必須の市町村が区別できるように記載すること。
	一元的な窓口 （所在地） （電話番号） （メールアドレス）
	体制図 ※ 構築するチームの体制、構成員の役割が分かるように図示。
イ 事業スケジュール	

3-2 事業内容（専門指導員の育成） 別添〇のとおり ※取組を行わない場合、記載は不要。	
3-3 事業内容（環境負荷低減による先進的な産地構築の推進）	
①生産面の課題解決サポート	※ 事業内容と回数を記載する。 ※ 専門指導員の育成を行う場合は、本項目に記載した事業内容のうち、育成した専門指導員による取組を抜粋して別添〇又は〇記載。
②販売・経営面の課題解決サポート	※ 事業内容と回数を記載する。
③みどり認定の定着・拡大	※ 事業内容と回数を記載する。
④都道府県域内への横展開	※ 事業内容と回数を記載する。
⑤地域ぐるみの取組拡大に向けた意識醸成・合意形成	※ 事業内容と回数を記載する。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※ 目標年度を記載すること。事業実施年度から2年以内とし、事業実施年度とすることも可能とする。 目標年度：令和〇年度 ※ 法に基づく基本計画の目標又はその実現に向けた目標を定量的に記載すること。 例：みどり認定農業者等の増加 （R9） 1万人 R7年度：7千人 ※ 専門指導員の育成に取り組む場合は、有機農業指導員等の種別及びその人数も合わせて記載すること。 例：有機農業指導員 10人 グリーンな栽培体系に関する専門指導員 2人	
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載	

6 その他事業の推進に必要な事項

別添 2－1 有機農業指導体制計画

1. 有機農業指導体制計画

	事業年度当初の有機農業指導員数			事業年度中の育成人数				事業年度末の有機農業指導員数			実績報告時の人数
所属等	人数	うち有機JAS制度の指導員	うち栽培技術等の指導員	人数	有機JAS検査員養成研修受講	ほ場実地検査を活用した現地講習受講	栽培技術等の受講	人数	うち有機JAS制度の指導員	うち栽培技術等の指導員	

注 1：事業年度当初の有機農業指導員数の欄には、所属ごとに、本事業の実施前に研修及び現地講習を受講済みで事業実施主体が有機農業指導員と位置付けた者の人数を記入し、その内数として有機JAS制度の指導員や栽培技術等の指導員の人数を記入すること。
 注 2：事業年度中の育成人数の欄には、所属ごとに、それぞれの研修や現地講習の受講人数を記入すること。
 注 3：事業実施年度末の有機農業指導員数の欄には、所属ごとに、年度末に確保される見込みの指導員の合計人数を記入すること。
 注 4：実績報告時には、所属、氏名、指導区分（有機JAS制度、栽培技術等）等を記載した有機農業指導員のリストを添付すること。

2. 有機農業指導員の育成の取組

取組事項	具体的な内容（実施方法、対象人数、回数など）

注 1：取組事項の欄には、別記 1 別紙 1 の取組を記入すること。
 注 2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

3. 指導活動の取組

取組事項	実施回数	具体的な内容（実施方法、参集範囲、対象人数、回数など）
	回	
	回	
	回	
	回	
	回	

注1：取組事項の欄には、別記1別紙2の取組を記入すること。

注2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

別添 2－2 専門指導体制計画

1. 専門指導体制計画

	事業年度当初の専門技術指導員数	事業年度中の育成人数			事業年度末の 専門技術指導員数	実績報告 時の人数
所属等	人数	人数	うち専門技術 研修受講	うち現地実習 受講	人数	

注1：事業年度当初の専門技術指導員数の欄には、所属ごとに、本事業の実施前に研修等を受講済みで事業実施主体が専門技術指導員と位置付けた者の人数を記入すること。
注2：事業年度中の育成人数の欄には、所属ごとに、それぞれの研修や現地実習の受講人数を記入すること。
注3：事業実施年度末の専門技術指導員数の欄には、所属ごとに、専門技術研修及び現地実習の両方を受講した者の合計人数を記入すること。
注4：実績報告時には、所属、氏名、資格等を記載した専門技術指導員のリストを添付すること。

2. 専門指導員の育成の取組

取組事項	具体的な内容（実施方法、対象人数、回数など）

注1：取組事項の欄には、別記1別紙1の取組を記入すること。
注2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

3. 指導活動の取組

取組事項	実施回数	具体的な内容（実施方法、参集範囲、対象人数、回数など）
	回	
	回	
	回	
	回	
	回	

注1：取組事項の欄には、別記1別紙2の取組を記入すること。

注2：具体的な内容の欄には、取組事項を実施する方法や対象人数、回数などを記入すること。

別紙様式第2号（別記2関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	有機農業実施計画の策定	別添1	
2	有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	別添2	
3	飛躍的な拡大産地の創出	別添3	
4	有機農業の拡大加速化の推進	別添4	

- （注1）事業実施計画を添付すること。
- （注2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。
- （注3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

(別紙様式第 2 号別添 1)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（有機農業実施計画の策定）
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L （事業実施主体のウェブサイト等）
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村		
中心となる市町村 ※有機農業実施計画の策定を予定している市町村名を記載すること。		
中心となる市町村の「有機農業と地域振興を考 える自治体ネットワーク」への参加状況 ※ 該当する項目に○（協議会の場合は参画し ている市町村の参加状況を記載） ※ 参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記 載	参加済み	
	参加予定	年 月 頃

【協議会に参画し連携して有機農業の拡大に取り組む市町村】

市町村名					
代表者名					
連絡先	担当部署・担当者氏名				
	メールアドレス				
	電話番号				
	住所				
「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況 ※ 該当する項目に○（協議会の場合は参画している市町村の参加状況を記載） ※ 参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記載			参加済み		
			参加予定		年 月頃

（注） ない場合は削除、複数ある場合は表を追加して記載

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
有機農業実施計画の策定	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合計					

- （注） 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。
2 備考欄には、当該事業の直接的な実施者を記載する。
3 備考欄は別紙とすることができる。
4 別紙様式第2号別添1の別紙「事業費内訳表」を添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載	
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。） ※ 消費地自治体との連携の取組を実施する場合には、体制図の中に消費地自治体の名称・担当部署名を明記すること。	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
試行的な取組の実施	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
消費地との連携に向けた試行的な取組の実施	連携自治体： 事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
情報発信	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果） 目標年度：令和 年度 成果目標：有機農業実施計画の策定	
5 有機農業に関する特定区域の設定等について （1）特定区域の設定予定 設定予定時期： 設定予定の区域：	

※ 有機農業に関する特定区域を既に設定している場合は設定予定時期の欄に設定済みと記載し、設定予定の区域の欄に区域名と当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等のURLを記載すること。 (2) 特定区域の設定等に向けた取組について ※ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、栽培管理協定の締結に向けた取組について具体的に記載すること。
6 行政施策との関連性について
7 グリーンな栽培体系加速化事業の実施状況について 申請（実施）状況： 事業実施主体： 取組内容： 事業費： ※ 事業実施年度に事業実施主体もしくは事業実施主体の構成員が活用している場合及び活用を予定している場合に記載。
8 本交付金を活用せずに実施する有機農業実施計画の策定に向けた取組の実施状況について 取組内容： 取組時期： 事業費： ※ 事業実施年度に実施している場合及び実施を予定している場合に記載（任意）。
9 その他事業の推進に必要な事項 ※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。 (例) ① : ○ポイント ②-1 : ○ポイント (中略) ⑦-2 : ○ポイント

(別紙様式第2号別添1の別紙 事業費内訳表)

取組	経費の内容	費目（細目）	単価 （円）	員数 （人数、回数等）	事業費 （円）	負担区分（円）		備考 ※単価や員数の根拠等を記載 ※委託費の場合は委託先も記載	分類 ※複数選択可能		
						交付金	事業実施主体		生産	加工・流通	消費
検討会の開催											
試行的な取組の実施											
消費地との連携に向けた試行的な取組の実施											
情報発信											
総額											

※必要に応じて行を追加して記入

生産に関連する取組	
事業費合計	
割合	

(別紙様式第 2 号別添 2)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践）
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名			
事業実施主体の概要（団体概要） ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。			
	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	メールアドレス	U R L （事業実施主体のウェブサイト等）	
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村			
中心となる市町村 ※有機農業実施計画を策定した又は策定予定の市町村名を記載すること。			
中心となる市町村の「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況 ※該当する項目に○（協議会の場合は参画している市町村の参加状況を記載） ※参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記載	参加済み		
	参加予定		年 月頃

【協議会に参加し連携して有機農業の拡大に取り組む市町村】

市町村名			
代表者名			
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	メールアドレス		
	電話番号		
	住所		
「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況 ※該当する項目に○（協議会の場合は参画している市町村の参加状況を記載） ※参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記載		参加済み	
		参加予定	年 月 頃

（注） ない場合は削除、複数ある場合は表を追加して記載

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- （注） 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。
2 備考欄には、当該事業の直接的な実施者を記載する。
3 備考欄は別紙とすることができる。
4 別紙様式第2号別添2の別紙「事業費内訳表」を添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。

※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。） ※ 消費地自治体との連携の取組を実施する場合には、体制図の中に消費地自治体の名称・担当部署名を明記すること。	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
消費地との連携の取組の実施	連携自治体： 事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
情報発信	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 目標年度：令和 年度 成果目標： ※ 有機農業実施計画終期の目標値及び有機農業実施計画策定以前の現状値を記載すること。	
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる検証方法を記載すること。	
6 有機農業に関する特定区域の設定等について （1） 特定区域の設定予定 設定予定時期： 設定予定の区域： ※有機農業に関する特定区域を既に設定している場合は設定予定時期の欄に設定済み	

と記載し、設定予定の区域の欄に区域名と当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等のURLを記載すること。 (2) 特定区域の設定等に向けた取組について ※ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、栽培管理協定の締結に向けた取組（検討会の開催等）について具体的に記載すること。
7 行政施策との関連性について
8 グリーンな栽培体系加速化事業の実施状況について 申請（実施）状況： 事業実施主体： 取組内容： 事業費： ※事業実施年度に事業実施主体もしくは事業実施主体の構成員が活用している場合及び活用を予定している場合に記載。
9 本交付金を活用せずに実施する有機農業実施計画の実現に向けた取組の実施状況について <u>取組内容：</u> <u>取組時期：</u> <u>事業費：</u> <u>※事業実施年度に実施している場合及び実施を予定している場合に記載（任意）。</u>
10 その他事業の推進に必要な事項 ※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。 (例) ① : ○ポイント ②-1 : ○ポイント (中略) ⑦-3 : ○ポイント

(別紙様式第2号別添2の別紙 事業費内訳表)

取組	経費の内容	費目（細目）	単価 （円）	員数 （人数、回数等）	事業費 （円）	負担区分（円）		備考 ※単価や員数の根拠等を記載 ※委託費の場合は委託先も記載	分類 ※複数選択可能		
						交付金	事業実施主体		生産	加工・流通	消費
検討会の開催											
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践											
消費地との連携の取組の実施											
課題解決に向けた調査等											
情報発信											
総額											

※必要に応じて行を追加して記入

生産に関連する取組	
事業費合計	
割合	

(別紙様式第 2 号別添 3)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業（飛躍的な拡大産地の創出）
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
氏名（ふりがな）		
所属（部署名等）		
役職		
所在地		
電話番号	F A X	
メールアドレス	U R L （事業実施主体のウェブサイト等）	
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村		
中心となる市町村 ※有機農業実施計画を策定した市町村名を記載すること。		
中心となる市町村の「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況 ※該当する項目に○（協議会の場合は参画している市町村の参加状況を記載） ※参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記載	参加済み	
	参加予定	年 月頃

【協議会に参画し連携して有機農業の拡大に取り組む市町村】

市町村名			
代表者名			
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	メールアドレス		
	電話番号		
	住所		
「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況 ※該当する項目に○（協議会の場合は参画している市町村の参加状況を記載） ※参加予定の場合は参加予定時期を右欄に記載		参加済み	
		参加予定	年 月 頃

（注） ない場合は削除、複数ある場合は表を追加して記載

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
飛躍的な拡大 産地の創出	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- （注） 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。
2 備考欄には、当該事業の直接的な実施者を記載する。
3 備考欄は別紙とすることができる。
4 別紙様式第2号別添3の別紙「事業費内訳表」を添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の有機農業の推進にどのように寄与するかについて記載
2 実施体制

※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示すること。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。）	
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載	
新たな有機農業実施計画の策定	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
検討会の開催	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査等	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
情報発信	事業内容 ※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 【基準】：令和 年度、面積 ha（又は面積割合（%）） 【目標】：令和 年度、面積 ha（又は面積割合（%）） ※ 【基準】には別記2の第1の1（1）で策定した有機農業実施計画における計画終期の年度及び当該年度の目標面積（割合）を記載し、【目標】には別記2の第1の1（3）で策定する新たな有機農業実施計画において掲げる予定の計画終期の年度及び当該年度の目標面積（割合）を記載すること。	
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる検証方法を記載すること。	

6 有機農業に関する特定区域の設定等について (1) 特定区域の設定予定 設定予定時期： 設定予定の区域： ※有機農業に関する特定区域を既に設定している場合は設定予定時期の欄に設定済みと記載し、設定予定の区域の欄に区域名と当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等のURLを記載すること。 (2) 特定区域の設定等に向けた取組について ※ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、栽培管理協定の締結に向けた取組（検討会の開催等）について具体的に記載すること。
7 行政施策との関連性について
8 グリーンな栽培体系加速化事業の実施状況について 申請（実施）状況： 事業実施主体： 取組内容： 事業費： ※事業実施年度に事業実施主体もしくは事業実施主体の構成員が活用している場合及び活用を予定している場合に記載。
9 本交付金を活用せずに実施する有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けた取組の実施状況について 取組内容： 取組時期： 事業費： ※事業実施年度に実施している場合及び実施を予定している場合に記載（任意）。
10 その他事業の推進に必要な事項 ※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。 (例) ① : ○ポイント ②-1 : ○ポイント (中略) ⑦-2 : ○ポイント

(別紙様式第2号別添3の別紙 事業費内訳表)

取組	経費の内容	費目（細目）	単価 （円）	員数 （人数、回数等）	事業費 （円）	負担区分（円）		備考 ※単価や員数の根拠等を記載 ※委託費の場合は委託先も記載	分類 ※複数選択可能		
						交付金	事業実施主体		生産	加工・流通	消費
新たな有機農業実施計画の策定											
検討会の開催											
新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践											
課題解決に向けた調査等											
情報発信											
総額											

※必要に応じて行を追加して記入

生産に関連する取組	
事業費合計	
割合	

(別紙様式第 2 号別添 4)

有機農業拠点創出・拡大加速化事業 (有機農業の拡大加速化の推進)
事業実施計画

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L (事業実施主体のウェブサイト等)
事業実施地域		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
有機農業の拡大加速化の推進	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、別記2の第1の1に掲げる事業を記載すること。
2 備考欄には、当該事業の直接的な実施者を記載する。
3 備考欄は別紙とすることができる。
4 別紙様式第2号別添4の別紙「事業費内訳表」を添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的

- ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。
- ※ 事業で作成するマニュアル及びマニュアルの活用計画が、域内の有機の拡大の加速化にどのように寄与するか記載すること。

2 事業の実施体制

- ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示すること。
- ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。
(開催(参加)回数も記載すること。)

3 事業の内容 ※必要に応じて行及び列を追加して記載

(1) 検討会の開催

実施時期	検討内容	参加者
年 月		
年 月		
年 月		

(2) 有機農業経営・技術指導マニュアルの作成

①作成する栽培体系 ※品目を特定して記載						
②栽培技術の体系化 ※取り組む場合に○						
③経営指標の作成 ※取り組む場合に○						
④取組内容 ※実際に実施する調査や 実証試験等について品目 ごとに具体的に記載	実施時期	取組内容	実施時期	取組内容	実施時期	取組内容
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	
	年 月		年 月		年 月	

⑤マニュアルの完成予定時期	年 月	年 月	年 月

(3) マニュアルの活用計画の作成

①マニュアルの活用に向けた検討方針	※ 都道府県普及組織等によるマニュアルの活用に係る基本的な考え方を記載すること。 ※ 都道府県普及組織以外で活用の検討をする団体（農業協同組織等）があれば記載すること。		
②計画作成に向けた取組 ※計画を作成するために実施する検討会等について具体的に記載 ※（１）の検討会の中で実施する場合はその旨を記載	実施時期	取組内容	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
③計画の完成予定時期	年 月		

4 その他事業の推進に必要な事項

※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。

(例) ① : ○ポイント

②-1 : ○ポイント

(中略)

⑦-2 : ○ポイント

(別紙様式第2号別添4の別紙 事業費内訳表)

取組	経費の内容	費目(細目)	単価 (円)	員数 (人数、回数等)	事業費 (円)	負担区分(円)		備考 ※単価や員数の根拠等を記載 ※委託費の場合は委託先も記載
						交付金	事業実施主体	
検討会の開催								
有機農業の経営・技術に関する調査、分析又は実証								
有機農業の経営・技術指導マニュアルの作成								
マニュアルの活用計画の作成								
情報発信								
総額								

※必要に応じて行を追加して記入

別紙様式第3号（別記3関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（有機転換推進事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注1）別添（事業実施計画）を添付すること。

（注2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

(別紙様式第3号別添)

有機転換推進事業 事業実施計画

第1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体の概要（団体概要） ※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
事業実施地域		

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

(注) 1 区分欄は、別記3の第1の3(1)から(2)に掲げる事業を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。

3 備考欄は別紙とすることができる。

第3 事業の内容

(1) 有機転換支援

有機転換支援実施総括表（別紙）のとおり

(2) 推進事業

1 推進・指導等の計画

実施時期	内容	備考
月		

2 実施状況の確認事務等の計画

実施時期	体制・件数等	備考

3 その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考

(3) 成果目標

目標年度	成果目標	成果の検証方法
令和 年度		

(別紙) 有機転換支援事業実施総括表

都道府県名	市町村名	農業者名	交付単価 ① (円 /10a)	合計 ② (a)	品目別の転換予定面積 (a)											交付予定金額 ①×②/10 (円)	有機農業の生 産開始 (予 定) 日 (年月日)	備考
					水稻	麦類	豆類	いも 類	野菜 (葉茎 菜類)	野菜 (果菜 類)	野菜 (根菜 類)	果樹	工芸 作物	花き	その他			
合計																		

(注) 1 実施面積②は農業者ごとに品目別の面積を合計して、a 未満を切り捨てた値を記入すること。
2 ②の合計は品目別面積の総合計と合致しない可能性がある。
3 「有機農業の生産開始日」について、複数の品目を栽培する場合は、最も生産開始が早い品目の生産開始日を記載すること。なお、「生産開始」とは、交付対象のほ場への播種又は定植作業を指す。

別紙様式第4号（別記4関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（グリーンな栽培体系加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注1） 別添（事業実施計画）を添付すること。

（注2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

(別紙様式第4号別添)

グリーンな栽培体系加速化事業 事業実施計画

事業実施年度	令和 年度 (年目)
事業実施期間	令和 ～ 年度
事業目標年度	令和 年度
産地戦略実施期間	令和 ～ 年度 (事業目標年度の翌年度から5年間)

(事業実施主体概要)

事業実施主体名		
代表者名	所属・役職	
所在地	電話番号 Eメール	

(事業実施地区)

〇〇都道府県〇〇市町村(〇〇地区)

※ グリーンな栽培体系の普及を図る地域とし、市町村の地区まで(複数の市町村域で取り組む場合は市町村まで)特定すること。

(事業対象品目)

※ 園芸品目の場合は、栽培方式(露地又は施設)を追記すること。

(環境負荷低減等の取組の分類)

※該当するものにチェックを付すこと。

☐	化学農薬の使用量の低減	☐	水田からのメタン排出削減	☐	プラスチック被覆肥料対策
☐	化学肥料の使用量の低減	☐	バイオ炭の農地施用	☐	省資源化
☐	有機農業の取組面積の拡大	☐	石油由来資材からの転換	☐	その他温室効果ガス排出削減
☐	気候変動適応技術				

(グリーンな栽培体系の検証の分類)

※該当するものにチェックを付すこと。

☐	検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証 〔対象技術〕 ※技術名及び当該技術の環境負荷低減の取組の分類を記載すること
☐	環境にやさしい栽培技術を複数の産地で連携して検証 〔産地連携の考え方〕 ※連携する産地の概要(地域等)及び連携する技術・内容を記載すること
☐	気候変動適応技術を検証 〔対象技術〕 ※技術名及び当該技術の気候変動適応への効果を記載すること
☐	「グリーンな栽培体系への転換サポート」から継続して検証

(選択の取組)

☐	スマート農業機械等の導入等	☐	消費者理解の醸成

※1 本事業で取り組む場合にチェックを付すこと。

※2 消費者理解の醸成は、令和7年度から継続して取り組んでいる地区のみが選択可。

(事業実施計画に対する評価の考え方)

第1 事業内容
1 事業の目的

- ※1 地域の課題を踏まえた目的、期待される環境負荷低減への効果及び地域への普及の見込み等を記載。
※2 消費者理解の醸成の取組を行う場合は、その目的及び効果の見込み等を追記すること。
※3 事業実施期間を複数年又は目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度以降とする場合は、その理由を簡潔に追記すること。
※4 気候変動適応技術を検証する場合は、その目的及び効果の見込み等を追記すること。

2 事業の実施体制

- ※1 事業の実施体制について、事業に関わる者の名称及び役割を明示し、責任体制が把握できるように記載すること。
※2 実施体制は、次の①②について都道府県が確認済みであるものを記載すること。
①事業実施主体の要件を満たすこと。 ②交付金事業を実施できる能力(財政状況を含む。)を有し、かつ、交付金事務に係る経理・その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有する体制であること。
※3 都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合においても、同組織との連携方法を記載すること。

3 事業の概要

(1) 取組概要

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

- ※1 事業実施期間を複数年とする場合は、参考として過年度の実績及び翌年度の計画を上記に準じて追記すること。ただし、翌年度の計画は、〈グリーンな栽培体系の検証〉が年度をまたがない場合において、〈グリーンな栽培体系の検証〉の内容が事業実施年度と同一のときは、省略してよい。
※2 消費者理解の醸成は、令和7年度から継続して取り組んでいる地区のみが選択可。

(参考)取組概要(前々年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 当該欄が不要な場合は削除すること。

(参考)取組概要(前年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※ 当該欄が不要な場合は削除すること。

(参考)取組概要(翌年度)

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな栽培体系の検証 〉				
〈 栽培マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				
〈 消費者理解の醸成 〉				

※1 当該欄が不要な場合は削除すること。

※2 消費者理解の醸成は、令和7年度から継続して取り組んでいる地区のみが選択可。

(2) グリーンな栽培体系の検証内容

区分			作業段階	新たに取り入れる技術とその効果	検証内容等
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 気候変動適応技術	☐ 省力化に資する技術		(取り入れる技術) (環境負荷低減・気候変動適応／省力化効果の見込み) (地域の慣行)	
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 気候変動適応技術	☐ 省力化に資する技術		(取り入れる技術) (環境負荷低減・気候変動適応／省力化効果の見込み) (地域の慣行)	
☐ 環境にやさしい栽培技術	☐ 気候変動適応技術	☐ 省力化に資する技術		(取り入れる技術) (環境負荷低減・気候変動適応／省力化効果の見込み) (地域の慣行)	

- ※1 「作業段階」の欄は、「施肥・土づくり」「耕起」「播種」「追肥」「雑草管理」「病害虫管理」「収穫」「収穫後作業」「栽培期間全般」のように、栽培期間のどの工程に係る技術か分かるように記載すること。
- ※2 事業が2年目以降の場合において検証する技術が過年度と異なるときは、異なる技術について次のとおり記載すること。①当該年度に新たに検証する技術:当該技術名の頭に【新】を付して記載。②過年度に検証を終えた技術:当該技術名の頭に検証年度を、末に検証結果(栽培マニュアル等に反映、要因分析等)をそれぞれ()書きで付して記載
- ※3 (地域の慣行)の欄は、(取り入れる技術)に対する地域の慣行の技術等を記載すること。ただし、(取り入れる技術)が慣行の栽培体系に追加的に実施されるものであって、対応する技術等がない場合は「ー」としてよい。
- ※4 「検証内容等」の欄は、(取り入れる技術)の検証方法、データの収集方法等の事業設計を具体的に簡潔に記載すること。
- ※5 (取り入れる技術)の環境負荷低減、省力化又は気候変動適応の効果が一般に認知されていないと地方農政局等又は都道府県が判断する場合は、効果の分かる資料を添付又はURLを貼付すること。

(3) 取組面積

	現状年(事業開始前年) (令和 年度)	事業実施年 (令和 年度)	普及目標年 (令和 年度)
対象品目の作付面積	ha	ha	ha
グリーンな栽培体系の取組面積	ha	ha	ha
環境にやさしい栽培技術の取組面積	ha	ha	ha
気候変動適応技術の取組面積	ha	ha	ha
省力化に資する技術の取組面積	ha	ha	ha

- ※1 「普及目標年」は、産地戦略実施期間の最終年度のことを指す。
- ※2 「対象品目の作付面積」について、取りまとめ中等の場合は「事業実施年」及び「普及目標年」の欄を空欄にして構わない。なお、有機農業の取組面積拡大に資する技術を検証する場合は、有機農業の取組面積を()書きで併せて記載すること。
- ※3 「グリーンな栽培体系の取組面積」「環境にやさしい栽培技術の取組面積」「気候変動適応の取組面積」「省力化に資する技術の取組面積」について、「普及目標年」は、原則、「事業実施年」より拡大すること。
- ※4 「環境にやさしい栽培技術」又は「気候変動適応技術」のいずれか一方のみを検証する場合は、検証しない技術の面積欄に「ー」を記入すること。

(4) 検証に必要なスマート農業機械等の導入等の概要

事業実施主体等名	機械等名	台数	導入種別	事業における活用(検証)内容

- ※1 導入等する機械等ごとに機械導入計画書又は機械等リース導入計画書を添付すること。
- ※2 グリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)が機械等の導入等を行う場合は、事業実施主体等名の欄に検証主体名を記載の上、検証主体明細書を添付すること。

第2 事業費の総括

(事業費総括表)

[illegible]

※1 備考欄には、区分・費目欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる経費の根拠(内容・単価・数量・員数等)を記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

※2 事業実施期間を複数年度とする場合は、参考として、過年度の事業費の実績及び翌年度の事業費の見込みについて、事業費総括表に準じた資料を添付すること。
なお、グリーンな栽培体系の検証が複数年度をまたがない場合において、地方農政局等及び都道府県が認めるときは、下表に事業費のうち交付金額について過年度の実績及び翌年度の見込みを記入することをもって、当該資料の添付を省略することができる。

※3 消費者理解の醸成は、令和7年度から継続して取り組んでいる地区のみ選択可。

(過年度及び翌年度の事業費のうち交付金額)

年度	グリーンな栽培体系 の検討 消費者理解の醸成	検討会の開催	グリーンな栽培体系 の検証	栽培マニュアル 産地戦略の策定	情報発信	消費者理解の醸成	スマート農業機械等 の導入等
前々年度							
前年度							
翌年度							

※1 事業費給付表の※2のなお書きに基づいて対応する場合は、事業費のうち交付金額について過年度の実績及び翌年度の見込みを上表に記載すること。
なお、検証会の開催「グリーンな栽培体系の検証」「栽培マニュアル・産地戦略の策定」「情報発信」の欄は省略して構わない。

※2 上表が不要である場合は削除すること。

※3 消費者理解の醸成は、令和7年度から継続して取り組んでいる地区のみ選択可。

(別紙1)

機械等導入計画書

事業実施年度	令和〇 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	〇台
利用面積(ha)	〇〇 ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有、4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 購入費助成要望額

購入価格(税抜き)	(記載例:14,000,000) 円
購入価格(税込み)	(記載例:15,400,000) 円
購入費助成要望額	(記載例:6,000,000) 円
物件管理者	(記載例:鈴木太郎)
物件設置・保管場所	(記載例:鈴木太郎の倉庫)
備考	(記載例:下取り価格2,000,000円、除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円)

(注) 1: 下取り価格又は処分益がある場合は、控除した上で購入費助成要望額を算出ください。備考欄には、本事業の実施に伴って、下取り又は処分益が発生する場合は、その額(税抜き)を記入すること。(計画時に額が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)

2: 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

3: 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。

4: 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。

5: その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合

金融機関名	融資名	融資額	償還期間

4 その他

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
- ☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deer)、

SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

(別紙2)

機械等リース導入計画書

事業実施年度	令和〇 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 リース導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	〇台
当該機械の検証面積(ha)	〇〇 ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 リース料助成要望額

リース期間	開始日～終了予定日(※1)	年 月 日 ~ 年 月 日	年
	リース借受日から〇年間(※2)	(記載例:7) 年	
リース物件取得予定見込額(税抜き) ①		(記載例:14,000,000) 円	
リース期間終了後の残価設定(税抜き) ②		(記載例:0) 円	
リース料助成要望額 ③		(記載例:7000000 円	
リース諸費用(金利・保険料・消費税等) ④		(記載例:2,730,000) 円	
機器等利用者負担リース料(税込み) ①-②-③+④		(記載例:9,730,000) 円	
リース物件管理者		(記載例:鈴木太郎)	
リース物件設置・保管場所		(記載例:鈴木太郎の倉庫)	

- (注) 1 : ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2 : リース料助成要望額は、A又はBのいずれか小さい額を記入すること。
A : ①×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
B : (①-②)×1/2以内
3 : 複数の物件をリースする場合には、物件ごとに当該計画書を作成すること。
4 : 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
5 : 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
6 : その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 その他

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー : 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー : AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deer)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

(別紙3)

検証主体明細書

以下の者を、本事業実施計画においてグリーンな栽培体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)として位置付ける。

No	検証主体名 (代表者名)	(対象品目の作付面積(ha)) グリーンな栽培体系の取組面積(ha)		本事業における役割
		事業実施年	普及目標年	

※1 「本事業における役割」の欄には、グリーンな栽培体系の検証を中心的に行うことが分かるように記載すること。

※2 有機農業の取組面積拡大に資する技術を検証する場合は、有機農業の取組面積を対象品目の作付面積の欄に()書きで併せて記載すること。

別紙様式第 5 号（別記 5 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（グリーンな飼養体系加速化事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注 1） 別添（事業実施計画）を添付すること。

（注 2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

(別紙様式第5号別添)

グリーンな飼養体系加速化事業 事業実施計画

事業実施年度	令和	年度
事業目標年度	令和	年度
産地戦略実施期間	令和	～ 年度 (事業目標年度の翌年度から5年間)

(事業実施主体概要)

事業実施主体名	
代表者名	所属・役職
所在地	電話番号 Eメール

(事業実施地区)

〇〇都道府県〇〇市町村(〇〇地区)

(事業対象畜種)

※ グリーンな飼養体系の普及を図る地域とし、市町村の地区まで(複数の市町村域で取り組む場合は市町村まで)特定すること。

(環境負荷低減の取組の分類) ※検証する取組にチェックを付すこと。

アミノ酸バランス改善飼料の給与	牛の暖気中のメタンを削減する飼料添加物(3-ニトロオキシプロパノール、カシューナッツ殻液)を含む飼料の給与
肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与	その他畜産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

(事業実施計画に対する評価の考え方)

※「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準」の別表2(1の①及び④を除く。)の考え方を記載すること。

第1 事業内容
1 事業の目的

- ※1 地域の課題を踏まえた目的、期待される環境負荷低減への効果及び地域への普及の見込み等を記載。
 ※2 目標年度を事業が終了した年度の翌年度以降とする場合は、その理由を簡潔に追記すること。

2 事業の実施体制

- ※1 事業の実施体制について、事業に関わる者の名称及び役割を明示し、責任体制が把握できるように記載すること。
 ※2 実施体制は、次の①②について都道府県が確認済みであることを記載すること。
 ①事業実施主体の要件を満たすこと。 ②交付金事業を実施できる能力(財政状況を含む。)を有し、かつ、交付金事務に係る経理・その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有する体制であること。
 ※3 都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合においても、同組織との連携方法を記載すること。

3 事業の概要
(1) 取組概要

取組内容	実施時期	回数	対象者・人数	備考
〈 検討会の開催 〉				
〈 グリーンな飼養体系の検証 〉				
〈 飼養マニュアル・産地戦略の策定 〉				
〈 情報発信 〉				

(2) グリーンな栽培体系の検証内容

作業段階	新たに取り入れる技術とその効果	検証内容等
	(取り入れる技術)	
	(環境負荷低減の見込み)	
	(地域の慣行)	

- ※1 「作業段階」の欄は、「飼料の調整」「飼料の給与」「牛体の計測」等のように、飼養期間のどの工程に係る技術が分かるように記載すること。
- ※2 (地域の慣行)の欄は、(取り入れる技術)に対する地域の慣行の技術等を記載すること。ただし、(取り入れる技術)が慣行の飼養体系に追加的に実施されるものであって、対応する技術等がない場合は「－」としてよい。
- ※3 「検証内容等」の欄は、(取り入れる技術)の検証方法、データの収集方法等の事業設計を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ※4 (取り入れる技術)の環境負荷低減の効果が一般に認知されていないと地方農政局等又は都道府県が判断する場合は、効果の分かる資料を添付又はURLを貼付すること。

(3) 取組頭数

	現状年(事業開始前年) (令和 年度)	事業実施年 (令和 年度)	普及目標年 (令和 年度)
対象畜種の頭数	頭	頭	頭
グリーンな飼養体系の取組頭数	頭	頭	頭

- ※1 「普及目標年」は、産地戦略実施期間の最終年度のことを指す。
- ※2 「対象畜種の取組頭数」について、取りまとめ中等の場合は「事業実施年」及び「普及目標年」の欄を空欄にして構わない。
- ※3 「グリーンな飼養体系の取組頭数」について、「普及目標年」は、原則、「事業実施年」より拡大すること。

第2 事業費の総括

(事業費総括表)

[illegible]

※ 備考欄には、区分・費目欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる経費の根拠(内容・単価・数量・員数等)を記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載すること。

(別紙1)

検証主体明細書

以下の者を、本事業実施計画においてグリーンな飼養体系の検証を中心的に行う農業者等(検証主体)として位置付ける。

No	検証主体名 (代表者名)	(対象畜種の頭数(頭)) グリーンな飼養体系の取組頭数(頭)		本事業における役割
		事業実施年	普及目標年	

※ 「本事業における役割」の欄には、グリーンな飼養体系の検証を中心的に行うことが分かるように記載すること。

別紙様式第 6 号（別記 6 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（省エネルギー型ハウス転換事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注 1）事業実施計画を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(省エネルギー型ハウス転換事業)
事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度 (年目)

目 標 年 度 令和 年度

都道府県名：

事業実施主体名：

第1 事業実施主体等の概要

1 事業実施主体等及び事業実施地区の概要

(注) 1：事業実施主体が協議会の場合は、責任体制が把握できるように記載すること。

2：交付金事業を実施できる能力（財政状況含む）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。

2 事業実施主体の代表者連絡先

所属		役職		代表者名		事業実施地域	
所在地				電話番号		Eメール	

3 事業実施主体等の体制

< 農業者等 >

実証主体	所属（企業等）	氏名	役割

< 行政機関 >

所属（都道府県・市町村等）	氏名	役割

< 民間事業者 >

所属（企業等）	氏名	役割

(注) 1：省エネルギー型ハウスの実証を中心的行う農業者等（実証主体）に「○」をし、機械等の管理する者を明らかにする。

2：「役割」の欄には、各者の役割を具体的に記入する。なお、本実証に関与する者をもれなく記載する。

3：欄が不足する場合は、欄を追加し、不要な場合は削除する。

第2 事業内容

1 本事業に取り組む目的（地域における課題、事業を行う必要性、本事業で期待される効果等）

（注） 1：事業実施期間を複数年とする場合は、その理由や1年目の実証結果等を簡潔に追記すること。

2 事業の実施期間等

事業実施期間：令和 年度～令和 年度

3 事業の内容

取組内容	実施時期	実施場所	対象者・人数	備考
（1）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成				
（2）省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組				
ア 検討会の開催				
イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証				
ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等				

エ	環境影響評価の実施				
オ	横展開の取組				

(注) 1：取組内容が不足する場合は、欄を追加する。

2：（2）イ及びウを行う場合は、取組内容欄に実証を行う品目を記載する等、実証内容や有効性等を具体的に記載する。

なお、複数品目の実証を行う場合は、それぞれの品目ごとの取組がわかるように記載する。

(参考) 事業の内容 (前年度)

取組内容	実施時期	実施場所	対象者・人数	備考
(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成				
(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組				
ア 検討会の開催				
イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証				
ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等				
エ 環境影響評価の実施				
オ 横展開の取組				

(注) 当該欄が不要な場合は削除すること。

(参考) 事業の内容 (翌年度)

取組内容	実施時期	実施場所	対象者・人数	備考
(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成				
(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組				
ア 検討会の開催				
イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証				
ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等				
エ 環境影響評価の実施				
オ 横展開の取組				

(注) 当該欄が不要な場合は削除すること。

4 工程表

各取組	令和〇年									令和〇年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成												
(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組												
ア 検討会の開催												
イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証												
ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等												
エ 環境影響評価の実施												
オ 横展開の取組												

(注) 1：(2)イ及びウについては、準備期間（資材や機械等の導入時期）や実証期間等の詳細を記載する。

2：年月は、本事業に取り組む期間を記載する。

第3 成果目標

1 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

目標年度	
成果目標	

2 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

品目名		成果目標① 加温にかかる温室効果ガスの排出量の低減割合			
①基準値 令和 年度 (事業開始前年度)	②目標値 令和 年度 (目標年度)	低減後の使用量 令和 年度 (目標年度)	基準値・目標値の 考え方・計算方法	効果の検証方法	
加温にかかる温室効果ガスの排出量	加温にかかる温室効果ガスの排出量の低減割合	加温にかかる温室効果ガスの排出量			
	tCO ₂	%		tCO ₂	

品目名	成果目標②													単収当たりの加温にかかる温室効果ガスの排出量の低減割合																			
	①基準値						②目標値				低減後の加温にかかる温室効果ガスの排出量と単収																						
	令和			年度			令和		年度		令和			年度			令和			年度			令和			年度							
（事業開始前年度）						（目標年度）				（目標年度）						（目標年度）						（目標年度）						（目標年度）					
加温にかかる温室効果ガスの排出量				単収		単収当たりの加温にかかる温室効果ガスの排出量				加温にかかる温室効果ガスの排出量の低減割合				加温にかかる温室効果ガスの排出量				単収		単収当たりの加温にかかる温室効果ガスの排出量													
		tCO ₂				kg/10a				tCO ₂ /(kg/10a)				%				tCO ₂				kg/10a				tCO ₂ /(kg/10a)							
基準値・目標値の考え方・計算方法													効果の検証方法																				

- (注) 1: 実証する品目や省エネルギー型ハウスが複数ある場合は、欄を追加する。
- 2: 基準値は、原則として事業開始前年度とするが、当該年度が災害等で異常年度であったときは、さらに前年のデータ又は5中3の平均値とすることができるものとする。
また、実証に取り組む者が、新規就農者や実証する栽培体系の一部をすでに実施している農業者等、過年度との比較では実証成果を適切に評価できないと想定される場合は、地域の慣行栽培での直近の平均値や設置する対象区の事業開始前年度の数値等とすることができるものとする。
- 3: 「加温にかかる温室効果ガスの排出量」の欄は、省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証に取り組むすべての者(以下「実証者」という)の加温にかかる化石燃料使用量の合算値から算出した温室効果ガスの排出量を記載する。
- 4: 「基準値・目標値の考え方・計算方法」の欄は、どのような考え方(根拠)・計算方法を基に基準値や目標値を設定したか具体的に記載する。
- 5: 「効果の検証方法」の欄は、どのような手法により目標数値の効果を検証するのか具体的に記載する。なお、効果の検証にあたっては、対象区の設置や栽培体系等の変更がない農業者等の温室効果ガスの排出量の変化率等の勘案等により、外的要因(外気温等)を可能な限り排除すること。
- 6: 「単収」の欄は、実証者の加温に化石燃料を使用する園芸施設での平均単収を記載する。

第4 事業実施経費

1 事業内容毎の事業実施経費

(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成

取組内容	総事業費（円）	負担区分（円）				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
合計						

(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

取組内容	総事業費（円）	負担区分（円）				備考
		国費	都道府県費	市町村費	その他	
ア 検討会の開催						
小計						
イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証						
小計						
ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入 [※]						
小計						

エ 環境影響評価の実施						
小計						
オ 横展開の取組						
小計						
合計						

- (注) 1：適宜、行を追加し、不要な場合は削除する。
- 2：「取組内容」の欄には、第2の3の内容に対応する形で具体的に記入する。
- 3：「備考」の欄には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかな場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 4：事業実施期間を複数年度とする場合は、参考として、過年度の事業費の実績及び翌年度の事業費の見込みについて、「1 事業内容毎の事業実施経費」に準じた資料を添付すること。

2 事業実施経費（費目別内訳）

取組		費目	細目	金額（円）	経費の根拠（各費目の単価、回数、面積等）
（１）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成					
小計（a）					
（２）省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組	ア 検討会の開催				
	小計				
	イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証				
	小計				
	ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等				
	小計				
	エ 環境影響評価の実施				
	小計				
	オ 横展開の取組				
	小計				
合計（b）					
総計（a） + （b）					

- (注) 1：本要綱別記5の別添2の費目、細目ごとに経費を分類し記入する。
- 2：「備考」の欄には、各費目の単価や回数等、経費の根拠を記入する。
- 3：「小計」「合計」の欄には、各取組事項に要する経費、「総計」の欄には全取組事項に要する経費を記入する。
- 4：別葉とすることも可。
- 5：事業実施期間を複数年度とする場合は、参考として、過年度の事業費の実績及び翌年度の事業費の見込みについて、「2 事業実施経費（費目別内訳）」に準じた資料を添付すること。

第5 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

第6 収入予算

1 収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較増減（円）	
			増	減
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
その他				
合計				

2 支出の部

区分		本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較増減（円）	
				増	減
（１）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成					
（２）省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組	ア 検討会の開催				
	イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証				
	ウ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等				
	エ 環境影響評価の実施				
	オ 横展開の取組				
合計					

第7 添付書類

(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) 事業実施主体が協議会の場合、協議会の規約、協議会体制図等の協議会の内容が確認できる資料
- (2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等を行う場合は、次に掲げる資料を添付する。
 - ア 別紙様式第5号別添2の機械等導入計画
 - イ 販売会社等の見積書の写し、機械設備のカタログ等
 - ウ 設備の能力、稼動期間等の詳細
 - エ 位置、配置図及び平面図
 - オ その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料 等
- (3) 機械等のリース導入を行う場合は、次に掲げる資料を添付する。
 - ア 別紙様式第5号別添3の機械等リース計画書
 - イ 販売会社等の見積書の写し、機械設備のカタログ等
 - ウ 設備の能力、稼動期間等の詳細
 - エ 位置、配置図及び平面図
 - オ その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料 等
- (4) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (5) 謝金、賃金等の経費がある場合は、その単価等の設定根拠となる資料
- (6) その他、事業計画を補足する資料として必要な資料
- (7) 市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、地球温暖化対策計画の推進に関する法律に基づく計画(区域施策編)と連携している取組である場合には、連携している取組であることが分かる資料
- (8) 脱炭素先行地域に選定されている場合、選定の内容が確認できる資料
- (9) スマート農業技術活用促進法に基づく、生産方式革新実施計画が認定されている場合、認定の内容が確認できる資料
- (10) 市町村が農林漁業循環経済先導計画を策定している場合、策定された農林漁業循環経済先導計画の内容が確認できる資料

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（省エネルギー型ハウス転換事業）
機械等導入計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
対象品目	

1 導入する機械等

機械等No	1		2		3	
加温にかかる化石燃料の使用量削減						
生産性の維持・向上						
機種名	(記載例：地下水熱源ヒートポンプ)					
型式名	(記載例：AB-XXV)					
能力	(記載例：○馬力)					
数量（台等）		台		台		台
当該機械の実証面積(a)		a		a		a
現有機の有無 (有の場合：能力、取得年月日、台数等)						

(注) 導入した機械等について、「加温にかかる化石燃料の使用量削減」「生産性の維持・向上」の資するものに「○」を記載すること。

2 購入費助成要望額

機械等No	1		2		3	
購入価格（税抜き）	(記載例：14,000,000)	円		円		円
購入価格（税込み）	(記載例：15,400,000)	円		円		円
購入費助成要望額	(記載例：6,000,000)	円		円		円
物件管理者	(記載例：鈴木太郎)					
物件設置・保管場所	(記載例：鈴木太郎の倉庫)					
備考	(記載例：下取り価格2,000,000円、除税額○○○円うち国費○○○円)					

(注) 1：下取り価格又は処分益がある場合は、控除した上で購入費助成要望額を算出ください。備考欄には、本事業の実施に伴って、下取り又は処分益が発生する場合は、その額（税抜き）を記入すること。
(計画時に額が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)

- 2：備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
- 3：販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
- 4：機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
- 5：その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

購入費助成要望額合計（※3）
円

3 補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合

金融機関名	融資名	融資額	償還期間

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（省エネルギー型ハウス転換事業）
機械等リース計画書

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	
対象品目	

1 リース導入する機械等

機械等No		1		2		3	
加温にかかる化石燃料の使用量削減							
生産性の維持・向上							
機種名		(記載例：地下水熱源ヒートポンプ)					
型式名		(記載例：AB-XXV)					
能力		(記載例：○馬力)					
数量（台等）			台		台		台
当該機械の実証面積（a）			a		a		a
現有機の有無 （有の場合：能力、取得年月日、台数等）							

（注）リース導入した機械等について、「加温にかかる化石燃料の使用量削減」「生産性の維持・向上」の資するものに「○」を記載すること。

2 リース料助成要望額

機械等No		1		2		3	
リース期間	開始日～終了予定日（※1）	年 月 日	年 月 日	年	年 月 日	年 月 日	年
	リース借受日から○年間（※2）		年	年			年
リース物件取得予定見込額（税抜き） ①		(記載例：14,000,000)		円		円	円
リース期間終了後の残価設定（税抜き） ②		(記載例：0)		円		円	円
リース料助成要望額 ③		(記載例：7,000,000)		円		円	円
リース諸費用（金利・保険料・消費税等） ④		(記載例：2,730,000)		円		円	円
機械設備等利用者負担リース料（税込み）①－②－③＋④		(記載例：9,730,000)		円		円	円
リース物件管理者		(記載例：鈴木太郎)					
リース物件設置・保管場所		(記載例：鈴木太郎の倉庫)					

（注） 1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2：リース料助成要望額は、（1）又は（2）のいずれか小さい額を記入すること。

（1）：①×（リース期間/法定耐用年数）×1/2以内（定額の場合は1で計算）

（2）：（①－②）×1/2以内（定額の場合は1で計算）

3：複数の物件をリースし、当該表に収まらない場合には、表を追加し、※3の欄には、合計額を記入する。

4：販売会社等の見積書の写し等を添付する。

5：その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料を添付する。

リース導入助成要望額合計（※3）
円

年 月 日

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（バイオマスの地産地消（推進事業））事業実施計画書

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第7号（1）事業化の推進

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうち事業化の推進）事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○事業実施主体の概要			
※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。			
過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。）			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail	URL	
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的			
イ 事業の内容			
※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載。			
(4) モデル性			
ア 交付要件（いずれかに必ずチェックを付すこと）			
※バイオマスの地産地消（整備事業）の交付要件（本要綱別記7-2第1第2項に掲げる交付要件）との整合性について記載 ☐ 大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ☐ 地方公共団体等との連携協定等に基づきマテリアル資材（原料）を製造し当該地帯に			

供給することができる。 ☐ 市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた施設で、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することとなっている。 ※根拠となる資料を添付。	
イ 該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと） ☐ バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（マテリアル利用推進モデル） ☐ バイオマス新技術利用モデルの構築（スマート技術モデル）	
ウ モデル性 ※バイオマスの地産地消（整備事業）の事業内容（本要綱別記 7－2 第 1 第 1 項に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載。	
（5）導入技術 記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF 製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造	
（6）バイオマス原料調達（見込み）	
ア バイオマスの種類 記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等	
イ 原料の性状	
ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³等） ☐ ・日利用量：○○○□/日 ・年間利用日数：○○○日/年	
エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。	
オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）	
カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。	

(7) 製造物 (見込み)	
ア 製造物の種類 イ 主たる製造物量 (年間製造量) 年間製造量: ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等) { ・ 時間当たり設備能力: ○○□/h ・ 日製造量: ○○○□/日 ・ 年間製造日数: ○○○日/年 例) バイオガス製造量: ○○Nm³/年、発電量: ○○kwh/年、 熱製造量: ○○GJ/年 BDF: ○○L/年、エタノール: ○○L/年 シリカ (原料) 製造量: ○○t/年 ウ 副産物量 ○○製造量: ○○○□/年 (□には kg、t、L 等) 例) 液肥製造量: ○○ t/年、年間堆肥製造量: ○○ t/年、グリセリン: ○○ t/年 エ 販売先・利用先 ※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。 ※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。 オ 販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料 (地域での販売価格等、価格の根拠) を添付。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。 カ 製造物の品質の確保 ※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。	
(8) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 5)	
目標年度: ○年度 ※目標年度は施設整備完了から 3 年経過した年度とすること。 成果目標:	
(9) 事業費	
ア 事業費積算内訳書 (別紙様式第 7-1 号) ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる	

資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第7－2号） ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	
(10) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第7－3号）	
(11) 関係法令の許認可の状況	
（廃掃法、肥料法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可） ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。 参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	
(12) 実施体制	
ア 実施体制図 ※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。 イ 発注業者の選定方法	

ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。	
(13) 関係者との調整状況	
地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。	
(14) 行政施策との関連性について	
以下の施策と連携している取組であるか記載すること。 ・バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクト ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・市町村バイオマス活用推進計画 ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 ・脱炭素先行地域に選定されており地域脱炭素に資する取組 ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画	
(15) 想定される効果（見込み）	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（2）効果促進対策

みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうち効果促進対策）事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。 〔 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。） 〕			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail	URL	
(3) 事業の概要			
ア 施設の概要 イ 課題解決を図るもの（次のいずれかにチェックを付すこと（複数選択可）） ☐（ア）熱電併給による農林水産関係施設への供給等を行う場合 ☐（イ）災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合 ☐（ウ）新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合 ☐（エ）エネルギー利用後の副産物（発酵残渣・燃焼灰・Co2等）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合 ウ 生じている課題の詳細 エ 事業目的・内容 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載。			

※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷軽減にどのように寄与するかについて記載。	
(4) 調査概要	
※実証・検証する内容を記載。	
(5) 成果目標（本要綱別記7－1第5）	
目標年度：○年度 ※目標年度は事業実施年度から3年以内とすること。 成果目標：	
(6) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第7－1号） ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金計画（別紙様式第7－2号） ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	
(7) 実施計画	
ア 当該年度事業実施内容 イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第7－3号）	
(8) 関係法令の許認可の状況	
（廃掃法、肥料法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可） ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。	

参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(9) 実施体制

ア 実施体制図

※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。

イ 発注業者の選定方法

ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。

(10) 行政施策との関連性について

以下の施策と連携している取組であるか記載すること。

- ・都道府県バイオマス活用推進計画
- ・市町村バイオマス活用推進計画
- ・バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクト
- ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画
- ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト
- ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン
- ・脱炭素先行地域に選定されている地域脱炭素に資する取組
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画

(11) 想定される効果（見込み）

ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）

イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）

※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。

ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）

エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（3）バイオ液肥散布車等の導入

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうちバイオ液肥散布車等の導入）事業実施計画

(1) 事業実施地所在地			
(2) 事業実施主体名			
事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載すること。 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。）			
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	FAX	
	E-mail	URL	
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的 イ 事業の内容 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。			
(4) バイオマス原料調達			
ア バイオマスの種類 （記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等 イ 原料の性状 ウ バイオマス原料調達量（利用量） 年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm3 等）			

・日利用量：〇〇〇□/日
 ・年間利用日数：〇〇〇日/年

エ 原料調達先

※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。

※本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ 原料調達価格

※原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

カ 原料調達手段

※収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

（５）製造物

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量（年間製造量）

年間製造量：〇,〇〇〇□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh 等）

・時間当たり設備能力：〇〇□/h
 ・日製造量：〇〇〇□/日
 ・年間製造日数：〇〇〇日/年

（記載例）年間バイオガス製造量：〇〇Nm³/年

年間発電量：〇〇kwh/年

年間熱製造量：〇〇GJ/年

ウ 副産物量

年間〇〇製造量：〇〇〇□/年（□には kg、t、L 等）

（記載例）年間液肥製造量：〇〇 t/年

年間堆肥製造量：〇〇 t/年

グリセリン：〇〇 t/年

エ 販売先・利用先

※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。

※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載すること。

オ 販売予定価格

※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付すること。

※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載すること。

カ 製造物の品質の確保 ※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載すること。	
<table border="1" data-bbox="193 336 1098 385"> <tr> <td>(6) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 5)</td> </tr> </table> ア 目標年度：○年度 ※目標年度は事業実施年度から 3 年以内とすること。 イ 成果目標：	(6) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 5)
(6) 成果目標 (本要綱別記 7-1 第 5)	
<table border="1" data-bbox="193 622 994 672"> <tr> <td>(7) 事業費</td> </tr> </table> ア 事業費積算内訳書 (別紙様式第 7-1) ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金調達 (別紙様式第 7-2 号) ※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。	(7) 事業費
(7) 事業費	
<table border="1" data-bbox="193 1153 1098 1202"> <tr> <td>(8) 関係法令の許認可の状況</td> </tr> </table> ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値 (規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと) への設備の対応計画を記載すること。 (参考) 関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	(8) 関係法令の許認可の状況
(8) 関係法令の許認可の状況	

(9) 行政施策との関連性について	
※	以下の施策と連携している取組であるか記載すること。 ・都道府県バイオマス活用推進計画 ・市町村バイオマス活用推進計画 ・バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクト ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 ・市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置づけられた事業化プロジェクト ・分散型エネルギーインフラプロジェクトに基づくマスタープラン ・脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素に資する取組 ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画
(10) 想定される効果	
ア	農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）
イ	地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。
ウ	資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）
エ	産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）
(11) リース料（※該当ない場合は本欄削除）	
ア	設備・機器の名称
イ	リース料総額
ウ	リース事業者の設備・機器の物件購入価格
エ	補助金相当額（ウの1／2以内とする。）
オ	支払期間 （○年○月～○年○月（○年○ヶ月）、支払回数○回）
カ	リース料額 （○円／回）
キ	リース期間終了後の設備・機器の取扱い ※残存価格が設定される場合はその額も記載すること。

ク 関係書類 ※導入する設備・機器のパンフレット等、見積書の写し、複数の相見積りを添付すること。
(12) リース事業者の名称及び概要 (※該当ない場合は本欄削除)
ア リース事業者の名称及び代表者 イ 所在地及び電話番号 ウ 資本金 エ 主な株主

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第7号（4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業）のうちメタン発酵バイオ液肥等の利用促進）事業実施計画

第1 事業実施主体の概要

※1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。		
過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 （該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。）		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL

（添付資料）

（1）事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の特認団体認定申請書

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

（2）金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

第2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（1）委託先 （2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

（注）「事業内容」は、本要綱別記7-1第1第4項第1号から第5号までを記入すること。

別紙様式第8号（別記第7－2関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（バイオマスの地産地消（整備事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、
事業実施計画を提出する。

（注1）事業実施計画を添付すること。

（注2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添
に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付
すること。

別紙様式第 8 号別添

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（整備事業））事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載すること。 （過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載すること。））			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	E-mail	U R L	
(3) 実施体制			
ア 実施体制図 ※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 導入技術に必要な技術者 ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載すること。 ※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付すること。 ウ 発注業者の選定方法 エ 運営管理費 ※年間ランニングコストを記載すること。 オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等			

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載すること。	
(4) 事業の概要	
ア 背景 イ 事業の目的 ウ 補助対象施設等の概要 ※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。 ※機能強化対策の場合は、地域の社会・経済における役割、今回対策を講じることにより達成する機能強化の内容（資源やエネルギーの種類・量の増、施設の高度化・効率化、利用先（農林漁業施設での利用）・利用方法の増等）を記載すること。	
(5) モデル性	
ア 交付要件 ☐ 大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ☐ 地方公共団体等との連携協定等に基づきマテリアル資材（原料）を製造し当該地帯に供給することができる。 ☐ 市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた施設で、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。 ※根拠となる資料を添付すること。 イ 該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと） ☐ バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル） ☐ 地域資源循環の高度化（マテリアル利用推進モデル） ☐ バイオマス新技術利用モデルの構築（スマート技術モデル） ウ モデル性 ※バイオマスの地産地消（整備事業）の事業内容（交付等要綱別記7-2第1に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載すること。	
(6) 導入技術及び施設計画	
ア 導入技術の方式 (記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵 ・直接燃焼…専焼、混焼 ・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、炭化 ・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造	

イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又は電力市場と連動した買取制度（以下「FIP」という。）による売電の有無

発電を行う取組の場合は次の１、２のいずれかにチェックを付すこと。

☐ １ FIT 又は FIP を活用した売電を行わない。

☐ ２ FIT 又は FIP を活用して売電する（発電された電気が最終的に FIT 又は FIP を活用して売電される場合を含む。）。

※２の場合、発電設備に係る経費は交付対象外となる。

ウ 基本計画フロー図（別紙様式第８－１号 参考図参照）

※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載すること。

※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付すること。

エ 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示すること。

オ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

カ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）

キ 機器リスト

※基本仕様（設備能力、容量等）を記載すること。

ク 施設用地の確保状況

※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。

※自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。

※設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。

（７）バイオマス原料調達

ア バイオマスの種類

（記載例）木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量（利用量）

年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、L、Nm³ 等）

・ 日利用量：〇〇〇□/日 ・ 年間利用日数：〇〇〇日/年 エ 原料調達先 ※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。 ※本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。 オ 原料調達価格 ※原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。 カ 原料調達手段 ※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。	
(8) 製造物	
ア 製造物の種類 イ 主たる製造物量（年間製造量） 年間製造量：〇, 〇〇〇□/年（□には kg、L、GJ、Nm³、kwh 等） ・ 時間当たり設備能力：〇〇□/h ・ 日製造量：〇〇〇□/日 ・ 年間製造日数：〇〇〇日/年 （記載例）バイオガス製造量：〇〇Nm³/年、 発電量：〇〇kwh/年、 製造量：〇〇GJ/年 B D F：〇〇L/年、エタノール：〇〇L/年	
(9) 成果目標（本要綱別記 7－2 第 5）	
ア 成果物の利用量 ※機能強化対策施設及び成果拡大施設については、改修及び増設・改造により拡大する量とすること。 ※機能強化対策施設については、全体量を記載し増加する量を上段（ ）欄に記載すること。 ※産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定すること。 ※目標年度は施設整備完了から 3 年経過した年度とすること。 （記載例）熱利用量：〇〇G J/年 売電量：〇〇〇kwh/年 固体燃料利用量：〇〇t/年 イ 販売先・利用先	

※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。 ※副産物がある場合は、処理方法を記載すること。 ※本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。	
ウ 販売予定価格 ※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付すること。 ※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載すること。	
エ 成果物の品質の確保 ※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載すること。	
オ 事業成果の検証方法 ※成果目標の検証方法を記載すること。	
(10) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 8－2 号） ※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。 ※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。	
イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 8－3 号） ※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。	
(11) 事業収支	
ア 事業収支計画（別紙様式第 8－4 号） ※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載すること。	
イ 費用対効果（別紙様式第 23 号） ※投資効率を記載すること。	
(12) 実施計画	

ア 当該年度事業実施内容 ※事業着手からバイオマスの原料調達及び再生可能エネルギー等の成果物の利用開始まで事業内容を記載すること。 イ 年度別の事業実施内容 ※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。 ウ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第8－5号）		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 571 997 622">(13) 関係法令の許認可の状況</td> <td data-bbox="997 571 1396 622"></td> </tr> </table> ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 （参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	(13) 関係法令の許認可の状況	
(13) 関係法令の許認可の状況		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 1675 997 1727">(14) 関係者との調整状況</td> <td data-bbox="997 1675 1396 1727"></td> </tr> </table> ア 地方自治体計画等既存の計画との整合 ※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載すること。 イ 地域住民との調整 ※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全て（手続進捗状況及び完了したものを含む。）について記載すること。	(14) 関係者との調整状況	
(14) 関係者との調整状況		

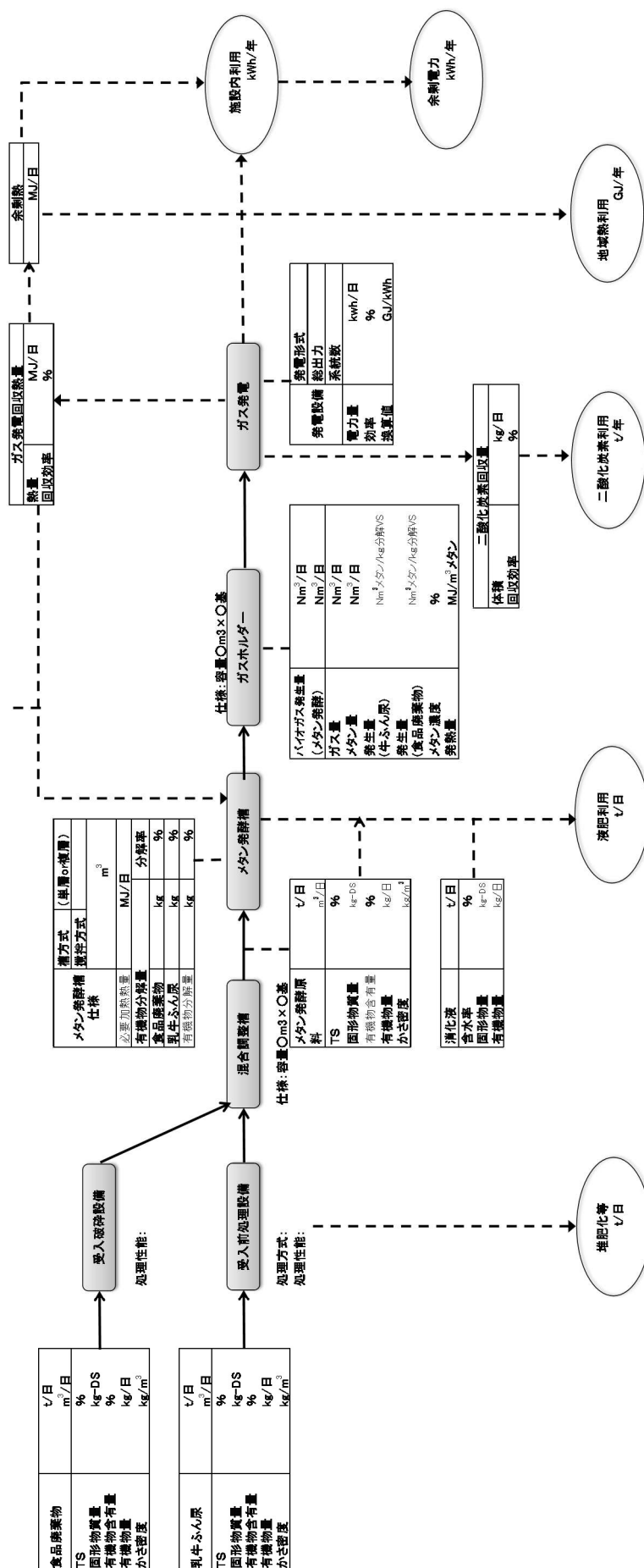
※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。	
(15) 行政施策との関連性について	
ア 地域別農業振興計画との整合 ※都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組への該当の有無を記載すること。 イ その他行政施策との関連 ※「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画、「農林漁業循環経済先導計画」等、行政施策に位置付けられた取組の該当があれば記載すること。	
(16) 想定される効果	
ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等） イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減） ※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。 ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等） エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）	
(17) 事業計画図	
ア 位置図 イ 計画平面図 ※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

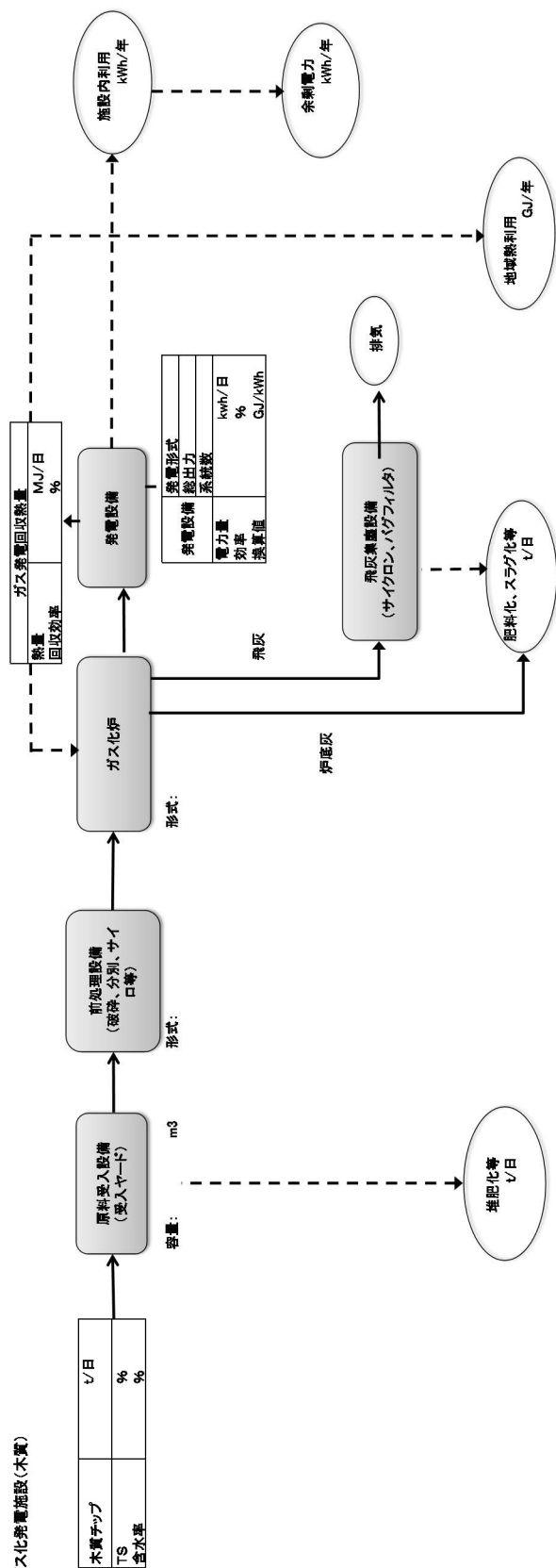
※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料〇）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

基本計画図一

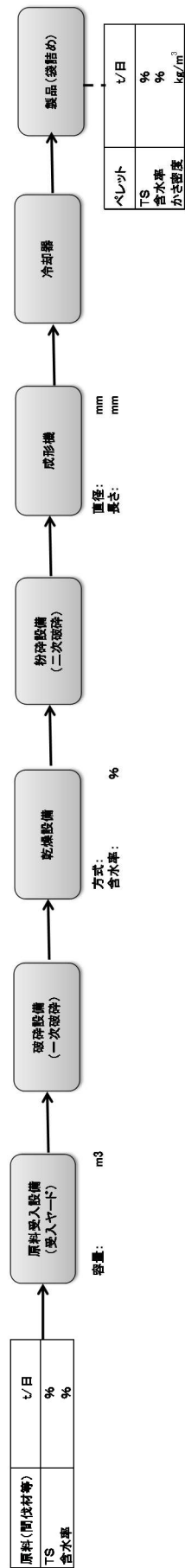
1. メタン発酵施設



2. 木質ガス化発電施設(木質)



3. 固体燃料化施設(ペレット)



別紙様式第8－2号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費 目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備 考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び設計費								
測量試験費								
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとすること。

別紙様式第 8－3 号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が
確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第8－4号

事業収支計画表

基本諸元	導入技術	〇〇施設
	建設費	18百万円
	耐用年数	20年

(主たる施設の標準耐用年数)

単位: 百万円

事業年度		初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
I	a建設費	-18																				
II	a.収入		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	①売電収入		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③製品販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	④受入処理費による収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤副産物販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b.支出		3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	(1)原料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①原料購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)製造経費		3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	①人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	②ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	③メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	④廃棄物等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	⑤減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(3)製品出荷費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6)一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	c.税引前利益		0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	d.法人税等		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	e.税引後利益		0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	f.減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	g.毎年のキャッシュフロー	-18	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	IRR(内部収益率)													0.3%	1.4%	2.4%	3.2%	3.9%	4.5%	5.0%	5.4%	5.8%
III	a.キャッシュの累計額		1.4	2.9	4.4	5.8	7.3	8.8	10.3	11.9	13.5	15.1	16.7	18.3	19.9	21.5	23.1	24.7	26.4	28.0	29.6	31.2
	b.回収率		8%	16%	24%	32%	41%	49%	57%	66%	75%	84%	93%	102%	111%	120%	129%	137%	146%	155%	164%	173%

※ ☐ の欄に記載すること
 ※ 必要に応じて欄を追加すること。

事業実施予定スケジュール

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■											
土木建築工事				■	■	■	■	■				
機械製作設置工事				■	■	■	■					
支払											●	
試験稼働									■	■		
実績報告書提出												●
本格稼働											■	■

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

〈全体〉

項目	〇年度	□年度	◇年度

(注) 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

(添付書類)

(2) 事業実施主体名

○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(3) 実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等

(5) モデル性

○ア 交付要件

- ・大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給できることが確認できる資料（地方自治体との議事録等）

(6) 導入技術及び施設計画

○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

○イ 基本計画フロー図関係

- ・記載した数値の設計根拠となる資料

○キ 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

(7) バイオマス原料調達

○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

(9) 成果目標

- イ 販売先・利用先関係
 - ・販売先又は利用先との契約書等
- ウ 販売予定価格
 - ・販売予定価格の根拠資料

(10) 事業費

- ア 事業費積算内訳書関係
 - ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則３社以上）
- イ 費用負担の方法及び資金調達関係
 - ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等）

(11) 事業収支

- ア 事業収支計画関係
 - ・算出根拠となる資料

(13) 関係法令の許認可の状況

- ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係
 - ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料
- イ 周辺環境への影響関係
 - ・必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料

(15) 行政施策との関連性について

○「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオ戦略」に基づき選定されたバイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画、「農林漁業循環経済先導計画」等、行政施策に位置付けられた取組であることが確認できる資料

※上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、事業実施計画本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること

別紙様式第9号（別記8－1関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務 〕

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	区分	事業メニュー			様式
1	推進事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－1号
2	整備事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－4号
3	推進事業 及び整備 事業	資材の 製造・販売	新商品の 生産・販売	流通の合理化	第9－4号

（注）該当する事業メニューに「○」を記載すること。

（注1） 事業実施計画及び認定を受けた基盤確立事業実施計画の認定通知書の写しを添付すること。

（注2） 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注3） 事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別紙様式第 9－1 号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画（推進事業）

該当する事業メニューに「○」を記載すること。

事業メニュー	認定された計画に基づく事業	認定に向けた事業
資材の生産・販売		
新商品の生産・販売		
流通の合理化		

※「認定に向けた事業」は別記 8－1 第 3 第 3 項なお書きとする。

(1) 事業実施地域	
(2) 事業実施主体の概要	
ア 氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） イ 住所又は主たる事務所の所在地： ウ 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： エ 業種： ※「業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載すること。	
(3) 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無（該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載してください。）	有・無
(4) 実施体制	
ア 実施体制図 ※ 事業全体の進行管理部門、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※ 資材の製造・販売の場合は、実施箇所、対象の資材等、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、実施箇所、原材料である農林水産物の品目、	

加工品目、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 流通の合理化の場合は、整備箇所、取り扱う農林水産物、規模、流通の方式、稼働年月等を記載すること。	
(5) 事業の概要	
ア 事業実施上の課題・背景 ※ (6) 事業の効果・波及性・先進性に繋がる内容となるよう基盤確立事業の事業実施の考えに至った課題・背景、ニーズの把握状況を記載すること。 イ 基盤確立事業の取組内容 ※課題・背景を踏まえた事業の内容を記載すること。 (ア) 基盤確立事業の取組内容 ※ 基盤確立事業の実施期間内に行う取組の実施内容を記載すること。 ※ いつ、どこで、どのような取り組みを行うのか、具体的な事業内容を記載すること。 ※ 設備導入を行う場合は、なぜその設備が事業の実施に必要となるのか簡潔に記載すること。 (イ) 本事業を活用して行う取組内容 ※ いつ、どこで、どのような成果を得るために、どのような取り組みを行うのか、具体的な事業内容を記載すること。 (ウ) 事業実施予定スケジュール ※ (イ) に記載した取組内容の実施スケジュールを、別紙様式第9－2号に記載すること。	
(6) 事業の波及性・先進性	
※ 基盤確立事業の実施が、「環境負荷低減の効果の増進」又は「農林水産物の付加価値の向上」にどのように寄与するのか、その因果関係が分かるように記載すること。 ※ 事業の波及性・先進性が分かるように記載すること。 ※ 必要に応じて、製品等の概要、環境負荷の低減に資することを示す根拠が分かる資料を添付してください。(例：化学肥料・化学農薬の削減効果を示すデータ等) ※ 資材の生産・販売の場合は、事業により調査分析する代替肥料やバイオ炭等の原材料の種類、利活用方法、実施する地域の範囲、流通量の規模及び実施体制等の観点から具体的に記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、事業により生産する新商品の内容、原材料と	

なる農林水産物の品目・種類、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載する。 ※ 流通の合理化の場合は、事業により改善又は新たに導入する流通の方式、集出荷する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載すること。	
(7) 基盤確立事業の実施期間	
(認定を受けた事業を行う場合) 実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月 (目標年度：令和 年度) ※ 目標年度は認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。(終了時期は開始時期から5年を目処に設定すること。) (認定に向けた事業を行う場合) 目標年度：令和 年度 (基盤確立事業の実施期間の目標年度：令和 年度) ※ 認定に向けた事業を行う場合は、基盤確立事業実施計画の認定を受けることが成果目標になり、目標年度は翌年度とする。なお、この場合、括弧書きで、申請予定の基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度を記載する。	
(8) 成果目標 (目標年度：〇〇年度)	
(認定を受けた事業を行う場合) ※ 以下、取組内容に合わせて下記のいずれかの場合を記載する。 (資材の生産・販売) ア 生産量 ※ 現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³等) 年間製造量：〇,〇〇〇□/年 (現状：〇〇□/年) { ・ 時間当たり設備能力：〇〇□/h ・ 日製造量：〇〇〇□/日 ・ 年間製造日数：〇〇〇日/年 イ 販売量 ※ 目標年度における販売量について、現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³等) 例：年間販売量〇〇□/年 (現状：〇〇□/年) 〇〇年度末までに、〇t 販売 (現状：〇年～〇年で□t 販売) ウ 販売先・利用先 ※ 販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。 ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。	

エ 販売予定価格

- ※ 販売予定価格の根拠資料（類似製品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（新商品の生産・販売）

ア 販売量

- ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）
例： 年間の販売量：○, ○○○□/年（現状：○○□/年）
○○年度末までに、○t 販売（現状：○年～○年で□t 販売）

イ 販売先

- ※ 販売先との契約書等、根拠を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 販売等予定価格

- ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似商品の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（流通の合理化）

ア 年間の流通・販売量

- ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg 等）
年間の流通・販売量：○, ○○○□/年（現状：○○□/年）

イ 流通・販売先

- ※ 流通・販売先との契約書等、根拠を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、流通・販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 販売等予定価格

- ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似農林水産物の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（認定に向けた事業を行う場合）

- ※ 認定取得に向けた解決すべき課題を記載すること。

（９）原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達

（資材の生産・販売）

ア 原材料

記載例）食品残さ、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 調達量（利用量）

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg、L、m³等）

{	・日利用量：○○○□/日
	・年間利用日数：○○○日/年

ウ 調達先

- ※ 調達先の事業者との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達先の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

エ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。

オ 調達手段

- ※ 収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

（新商品の生産・販売）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

（流通の合理化）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、調達価格についての考え方を記載すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

(10) 事業費

ア 事業費積算内訳書

- ※ 別紙様式第 8－3 号に記載すること。
- ※ 公的な積算基準に基づき算定されていること。または公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

(11) 関係法令の許認可の状況

ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し

- ※ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令に基づき、事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。
- ※ その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ 周辺環境への影響

- ※ 本事業の実施に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。
- ※ 対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。
- ※ その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

(参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等
- ・流通の合理化…食品等持続的供給法

(12) 行政施策との関連性について

- ※ 関係自治体におけるみどりの食料システム法に基づく基本計画、バイオマス活用推進計画等、地域計画との整合性を記載すること。

(13) 基盤確立事業実施計画の認定による特例措置の活用

- ※ 活用する特例措置がある場合は、□にチェックを入れた上で、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領(令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)で定める別記様式2号の別表としてそれぞれ右欄に掲げる必要な書類を添付すること。

- ☐ みどり投資促進税制を活用し設備等を導入する場合(別表3添付)
- ☐ 新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合(別表3及び9添付)(注)
- ☐ 食品等持続的供給促進資金の貸付けを希望する場合(別表3及び5添付)(注)
- ☐ 農地を農地以外のものにする場合(別表4及び6-1)
- ☐ 農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合(別表4及び6-2)
- ☐ 補助金等交付財産の目的外使用をする場合(別表7)

(注) 新事業活動促進資金や食品等持続的供給促進資金の貸付けを希望する場合、計画の内容について、株式会社日本政策金融公庫等に提供されることとなります。

- ※ 関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号(添付資料○)を記載するとともに、本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。
- ※ 本事業計画は、基盤確立事業実施計画の作成様式(基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領別記様式第2号)に代えることができる。

○添付書類チェックシート別紙様式第9－1号

※申請時は添付する資料にチェックを入れ、交付申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定通知書（写し）
☐	（１）事業実施地域 ・事業実施地域の分かる位置図又はこれに代わる資料
☐	（２）事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近３期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	（10）事業費 ア 事業費積算内訳書 ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則３社以上）
☐	（11）関係法令の許認可の状況 ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料 イ 周辺環境への影響 ・必要となる届出がなされていないければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料
☐	別紙様式第16号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）
「資材の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（８）成果目標 ウ 販売先・利用先 ・販売先又は利用先との契約書等 エ 販売予定価格 ・販売予定価格の根拠資料
☐	（９）原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 ウ 調達先 ・調達先との契約書等 エ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「新商品の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（８）成果目標 イ 販売先

	・販売先との契約書等 ウ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 - イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 - ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「流通の合理化」を行う事業者の場合	
☐	(8) 成果目標 - イ 流通・販売先 ・流通・販売先との契約書等 - ウ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 - イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 - ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料

※ 上記以外についても、関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。

事業実施スケジュール

[illegible]

〈全体〉

項目	○年度	○年度

402

別紙様式第9－3号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説明	積算内訳			
原材料等調達の安定・強化		例) ○○調査		例) ○○調査		定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良						定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
事業成果の情報発信						定額(リースは1/2以内)		
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第9－4号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業））事業実施計画（整備事業）

該当する事業メニューに「○」を記載すること。

資材の生産・販売	新商品の生産・販売	流通の合理化
（1）事業実施地域 ※ 施設整備を行う市町村名まで記載すること。		
（2）事業実施主体の概要 ア 氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） イ 住所又は主たる事務所の所在地： ウ 連絡先 ・ 電話番号： ・ E-mailアドレス： ・ 担当者名： } エ 業種： ※ 「業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目を記載すること。		
（3）過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無（該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載してください。）		有・無
（4）実施体制 ア 実施体制図 ※ 事業全体の進行管理部門、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 発注業者の選定方法 ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等 ※ 資材の生産・販売の場合は、実施箇所、対象の資材等、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、実施箇所、原材料である農林水産物の品目、加工品目、規模、稼働年月等を記載すること。 ※ 流通の合理化の場合は、実施箇所、農林水産物の品目、流通の方式、規模、稼働年月等を記載すること。		

(5) 事業の概要	
ア 事業実施上の課題・背景 ※ (6) 事業の効果・波及性・先進性に繋がる内容となるよう基盤確立事業の事業実施の考えに至った課題・背景、ニーズの把握状況を記載すること。 イ 基盤確立事業の取組内容 ※課題・背景を踏まえた事業の内容を記載すること。 (ア) 基盤確立事業の取組内容 ※ 基盤確立事業の実施期間内に行う取組の実施内容を記載すること。 ※ いつ、どこで、どのような取り組みを行うのか、具体的な事業内容を記載すること。 ※ 設備導入を行う場合は、なぜその設備が事業の実施に必要となるのか簡潔に記載すること。 (イ) 本事業を活用して行う取組内容 ※ 本事業を活用して整備を行う機械・施設等の概要を記載すること。 施設の整備を伴う場合は(11)を記載すること。 ※ 課題・背景を踏まえ、整備事業を行う必要がある理由を記載すること。 ※ いつ、どこで、どのような成果を得るために取り組みを行うのか、具体的に事業内容を記載すること。(推進事業を併せて行う場合) (ウ) 事業実施予定スケジュール ※ (イ)に記載した取組内容の実施スケジュールを、別紙様式第9-5号に記載すること。	
(6) 事業の波及性・先進性	
※ 基盤確立事業の実施が、「環境負荷低減の効果の増進」又は「農林水産物の付加価値の向上」にどのように寄与するのか、その因果関係が分かるように記載すること。 ※ 事業の波及性・先進性が分かるように記載すること。 ※ 必要に応じて、製品等の概要、環境負荷の低減に資することを示す根拠が分かる資料を添付してください。(例：化学肥料・化学農薬の削減効果を示すデータ等) ※ 資材の生産・販売の場合は、資材に利用する原材料の種類、利活用方法、実施する地域の範囲、流通量の規模及び実施体制等の観点から具体的に記載すること。 ※ 新商品の生産・販売の場合は、事業により生産する新商品の内容、原材料となる農林水産物の品目・種類、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量	

の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載する。 ※ 流通の合理化の場合は、事業により改善又は新たに導入する流通の方式、集出荷する地域の範囲、調達及び流通・販売量の規模並びに実施体制等の観点から具体的に記載する。	
(7) 基盤確立事業の実施期間	
(認定を受けた事業を行う場合) 実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月 (目標年度：○年度) ※ 目標年度は認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。(終了時期は開始時期から5年を目処に設定すること。)	
(8) 成果目標	
(資材の生産・販売を行う場合) ア 年間生産量 ※ 現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³ 等) 年間製造量：○, ○○○□/年 (現状：○○□/年) ・ 時間当たり設備能力：○○□/h ・ 日製造量：○○○□/日 ・ 年間製造日数：○○○日/年 イ 販売量 ※ 目標年度における販売量について、現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³ 等) 例：年間販売量○○□/年 (現状：○○□/年) ○○年度末までに、○t 販売 (現状：○年～○年で□t 販売) ウ 販売先・利用先 ※ 販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付すること。 ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。 エ 販売予定価格 ※ 販売予定価格の根拠資料(類似製品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの)を添付すること。 (新商品の生産・販売を行う場合) ア 販売量 ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。(□には kg、m³ 等) 年間の販売量：○, ○○○□/年 (現状：○○□/年)	

〇〇年度末までに、〇t 販売（現状：〇～〇年で〇t 販売）

イ 販売先

- ※ 販売先との契約書等、根拠を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 販売等予定価格

- ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似商品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（流通の合理化を行う場合）

ア 年間流通・販売量

- ※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg、m³ 等）
年間の流通・販売量：〇, 〇〇〇□/年（現状：〇〇□/年）

イ 流通・販売先

- ※ 流通・販売先との契約書等、根拠を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、流通・販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 販売等予定価格

- ※ 販売等予定価格の根拠資料（類似農林水産物の販売価格、流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（9）原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達

（資材の生産・販売を行う場合）

ア 原材料

記載例）食品残さ、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 調達量（利用量）

年間調達量 〇, 〇〇〇□/年（□には kg、L、m³ 等）
〔 ・ 日利用量：〇〇〇□/日
・ 年間利用日数：〇〇〇日/年 〕

ウ 調達先

- ※ 原材料調達先との契約書等、原材料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。

- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原材料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

エ 調達価格

- ※ 原材料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

オ 調達手段

- ※ 収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。

（新商品の生産・販売を行う場合）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格

- ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。

エ 集荷手段

- ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。

（流通の合理化を行う場合）

ア 環境負荷低減農林水産物の調達量

年間調達量 ○,○○○□/年（□には kg 等）

イ 調達先の農林漁業者等

- ※ 調達先の農林漁業者等との契約書等、調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。
- ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、農林漁業者等の候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

ウ 調達価格 ※ 調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）を添付すること。 エ 集荷手段 ※ 外部委託する場合、集荷費、運送費を記載すること。	
(10) 事業費	
ア 事業費積算内訳書 ※ 別紙様式第9－6号に記載すること。 ※ 公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※ 見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。 ※ 機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。 ※ 工事費は工事ごと（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）に内訳が分かるように整理すること。 イ 費用負担の方法及び資金調達 ※ 別紙様式第9－7号及び別紙様式第9－8号に記載すること。 ※ 自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。 ウ 導入設備規模の妥当性 ※ 導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であること。	
(11) 施設計画	
ア 全体配置図（略図、面積、容量等記載） ※ 交付対象範囲を明示すること。 イ 工事概要 ・土木建築工事 ・機械装置等製作据付工事 ウ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等） エ 機械・機器のリスト ※ 基本仕様（設備能力、容量等）を記載すること。 オ 施設用地の確保状況 ※ 土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について	

記載すること。 ※ 自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。 ※ 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。 ※ 用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。	
(12) 費用対効果	
※ 本要綱第5第6項及び別記8－1第7に定めるところにより、投資効率を記載すること。	
(13) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に基づき、事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※ その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 イ 周辺環境への影響 ※ 本事業の実施に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※ 対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※ その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 （参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等 ・流通の合理化…食品等持続的供給法	
(14) 地域住民その他関係者との調整状況	
※ 事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要と	

なる手続の内容及び進捗状況について網羅的に記載すること。 ※ 解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。	
(15) 行政施策との関連性について	
※ 関係自治体におけるみどりの食料システム法に基づく基本計画、バイオマス活用推進計画等、地域計画との整合性を記載すること。	
(16) 基盤確立事業実施計画の認定による特例措置の活用	
※ 活用する特例措置がある場合は、□にチェックを入れた上で、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領(令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)で定める別記様式2号の別表としてそれぞれ右欄に掲げる必要な書類を添付すること。 ☐ みどり投資促進税制を活用し設備等を導入する場合(別表3添付) ☐ 新事業活動促進資金の貸付けを希望する場合(別表3及び9添付)(注) ☐ 食品等持続的供給促進資金の貸付けを希望する場合(別表3及び5添付) (注) ☐ 農地を農地以外のものにする場合(別表4及び6-1) ☐ 農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合(別表4及び6-2) ☐ 補助金等交付財産の目的外使用をする場合(別表7) (注) 新事業活動促進資金又は食品等持続的供給促進資金の貸付けを希望する場合、計画の内容について、株式会社日本政策金融公庫等に提供されることとなります。	
※ 関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号(添付資料○)を記載するとともに、本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。 ※ 本事業計画は、基盤確立事業実施計画の作成様式(基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領別記様式第2号)に代えることができる。	

○添付書類チェックシート（別紙様式第9－4）

※申請時は添付する資料にチェックを入れ、申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定通知書（写し）
☐	（１）事業実施地域（事業実施地域の分かる位置図またはこれに代わる資料）
☐	（２）事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近３期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	（11）施設計画 オ 施設用地の確保状況 ・自己所有でないときは利用許可書等 ・設置予定場所及びその周辺写真 ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等
☐	（10）事業費 ア 事業費積算内訳書 ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則３社以上） イ 費用負担の方法及び資金調達 ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等） ウ 導入設備規模の妥当性 ・導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることが分かる資料
☐	（13）関係法令の許認可の状況 ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料 イ 周辺環境への影響 ・必要となる届出がなされていなければ、その届出時期の見通しについて参考となる資料
☐	別紙様式第16号(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート)
「資材の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	（８）成果目標 ウ 販売先・利用先

	・販売先又は利用先との契約書等 エ 販売予定価格 ・販売予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 ウ 調達先 ・調達先との契約書等 エ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「新商品の生産・販売」を行う事業者の場合	
☐	(8) 成果目標 イ 販売先 ・販売先との契約書等 ウ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料
「流通の合理化」を行う事業者の場合	
☐	(8) 成果目標 イ 流通・販売先 ・流通・販売先との契約書等 ウ 販売等予定価格 ・販売等予定価格の根拠資料
☐	(9) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達 イ 調達先の農林漁業者等 ・調達先の農林漁業者等との契約書等 ウ 調達価格 ・調達価格の根拠資料

※ 上記以外についても、関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本計画本文中に参照すべき当該資料番号を併せて記載すること。

事業実施予定スケジュール

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■	■	■									
土木建築工事				■	■	■	■	■				
機械製作設置工事				■	■	■	■					
支払											●	
試験稼働									■	■		
実績報告書提出											●	
本格稼働											■	■

〈全体〉

項目	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度

(注) 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

別紙様式第9－6号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2以内		
(小計)								
機械器具の購入費								
(小計)								
測量及び設計費		工事に必要な実施設計費						
		測量試験費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第9－7号 費用負担の方法及び資金計画

※事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第 9－8 号

基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)	○年度 (年 月 期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①＋②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち食品等持続的供給促進資金)					
自己資金					
その他					

(単位：千円)

注 設備等の導入をする場合は別紙様式第 9－9 号に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別紙様式第 9－10 号に、それぞれ必要事項を記載すること。

別紙様式第 9－9 号

基盤確立事業の用に供する設備等の導入に関する事項

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～ウ）を記載すること。

ア：食品等持続的供給促進資金

イ：みどり投資促進税制

ウ：新事業活動促進資金

5 施設を整備する場合には、必要事項を別紙様式第 9－10 号に記載の上、これを添付すること。

基盤確立事業に係る施設の整備に関する事項

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに以下の欄を設けて記載すること。

1 基盤確立事業に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				農地法の特例
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」は、別紙様式第 9 - 9 号の番号と対応するように記載すること。

3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

5 農地法の特例措置の適用を受けようとする場合には、「農地法の特例」の欄に○印を記載するとともに、別紙様式第 9 - 12 号又は別紙様式第 9 - 13 号に必要事項を記載の上、これを添付すること。

2 基盤確立事業に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間					
	年	月	日～	年	月	日
	年	月	日～	年	月	日

注 「番号」の欄は、別紙様式第 9 - 9 号の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

流通合理化事業活動に関する事項
(みどり法第 41 条関係)

申請者の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

1 流通合理化事業活動の目標

目標 ※ 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業若しくは当該農林水産物の流通の合理化に関する事業として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。 ※ 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。				
目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率（％） ((②－①)/①×100)

注 1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。なお、別紙基盤確立事業の実施に関する計画の「3 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に関する目標」に同様の記載がある場合は、省略することができる。

2 申請する事業活動計画の目的に沿って、1つ以上の目標値を設定すること。

例) 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト 等

2 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別紙様式第 9－4 号（5）事業の概要及び（6）事業の波及性・先進性に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別紙様式第 9－4 号（7）基盤確立事業の実施期間と異なる場合には記載すること。

実施期間： 年 月 ～ 年 月（目標年度）

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

3 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

注 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。

4 借入する資金の内容

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借入する資金の内容	該当するものに ○印を記載	添付する様式
食品産業・農林漁業連携型事業		別紙様式第9－11号－2
食品産業生産性向上型事業		別紙様式第9－11号－3
卸売市場機能高度化型施設		別紙様式第9－11号－4

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業の活用を希望する者ごとに作成すること。

（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその他決定方法	販売段階の情報の農林漁業者等への伝達方法

品目	取引量（kg、%）			取引額（千円、%）			その他
	実績（年度）	計画（5年後）	伸び率	実績（年度）	計画（5年後）	伸び率	
計							

注1 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された地域の農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後1年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

3 「申請者の氏名又は名称」には、法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業の活用を希望する者ごとに作成すること。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された地域の農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後1年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設の活用を希望する者ごとに作成すること。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第41条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別紙様式第9-9号の番号
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別紙様式第9-9号に記載した施設等のうち、1の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)	別紙様式第9-9号の番号
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
	別紙様式第9-9号に記載			別紙様式第9-9号に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別紙様式第9-9号に記載した施設等のうち、2の措置を実施す

るために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別紙様式第9－9号の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別紙様式第9－9号に記載			別紙様式第9－9号に記載					
	別紙様式第9－9号に記載			別紙様式第9－9号に記載					
	別紙様式第9－9号に記載			別紙様式第9－9号に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別紙様式第9－9号に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別紙様式第9－9号の番号
	別紙様式第9－9号に記載						別紙様式第9－9号に記載	
	別紙様式第9－9号に記載						別紙様式第9－9号に記載	
	別紙様式第9－9号に記載						別紙様式第9－9号に記載	

	式第9 －9号 に記載						－9号に記載	
	別紙様 式第9 －9号 に記載						別紙様式第9 －9号に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別紙様式第9－9号に記載した施設等のうち、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別紙様式第9－12号－1

(別紙様式第9－10号)の施設の番号：

農地法第4条第1項の特例措置の申請（みどり法第43条第1項関係）

注1 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別紙様式第9－10号に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名	住 所				
2 施設の種類						
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	
	計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで				
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積	
	土地造成				m ²	
	建築物			m ²		
	小 計					
	工作物					
	小 計					
計						
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要						
6 その他参考となるべき事項						

注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
- 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙様式第9－8号又は別紙様式第9－15号と整合性を図ること。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

別紙様式第9-13号

(別紙様式第9-10号)の施設の番号:

農地法第5条第1項の特例措置の申請(みどり法第43条第2項関係)

注1 農地法の特例措置(農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合)を必要とする場合に記載すること。

2 別紙様式第9-10号に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏 名	住 所		職 業
	譲 受 人				
	譲 渡 人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は 移転しようとする契 約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権利の設定 ・移転の時期		権利の存続期間
5 土地の利用状況等	土地の所在		地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高
	計		筆	m ² (田	m ² 、畑
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
7 転用することによ って生ずる付近の農 地又は採草放牧地、 作物等の被害の防除 施設の概要					
8 その他参考となる べき事項					

注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にはその業務の内容を記載すること。

4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。

6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本基盤確立事業の認定申請者である場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 基盤確立事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙様式第9－8号又は別紙様式第9－15号と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別紙様式第9－13号の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別紙様式第9－13号の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者 の氏名	所有権以外の使用収益権が設定 されている場合		利用状況	10a 当たり 普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

別紙様式第 9－14 号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の特例措置の申請（みどり法第 44 条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の補助金等の名 称
①			
②			
③			

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者の氏名を記載すること。

申請者の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者ごとに作成すること。

1 環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業であることの確認

環境負荷の低減に資する資材又は機械類等の生産・販売等に関する事業を行う中小企業者が営む事業が次のいずれかに該当する。

環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業

(例：農林漁業経営に必要な資材や機械設備の製造・販売)

環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業

(例：農林漁業経営に必要な機械・ソフトウェアのレンタル・リース)

2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第4項に定める農商工等連携事業を行っていない者であることの確認

☐ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条第4項に定める農商工等連携事業を行っていません。

3 経営計画

☐ 前1について、下記のとおり黒字化が見込まれること等から、生産・販売等に本格的に着手します。

(単位：千円)

内容 \ 年度	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
支払利息						
その他損益						
経常利益						
減価償却費						
キャッシュ・フロー						

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 減価償却費にはリース費用を算入すること。

3 キャッシュ・フローは「経常利益×50%＋減価償却費」により算出すること。

4 販売計画（販売先）

（単位：千円）

年度 販売先名	直近期	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 資金計画

（単位：千円）

必要な資金	計画実施 から1年目	同 左 2年目	同 左 3年目	同 左 4年目	同 左 5年目
運転資金					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 （うち新事業活動促進資金）					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
設備等投資額					
補助金・委託費・寄付等					
政府系金融機関借入 （うち新事業活動促進資金）					
民間金融機関からの借入					
自己資金					
その他					
合計					

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「設備等投資額」については、基盤確立事業の用に供する設備等の導入のために必要な資金の額も含めて記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別紙様式第9－9号に必要事項を記載すること。

6 運転資金計画

年 度	金 額（千円）	内 訳

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

別紙様式第 10 号（別記 8－2 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	区分	事業メニュー		様式
1	特定計画認定者向け	施設整備（整備事業）		第 10－1 号
2		機械導入（推進事業）		第 10－1 号
3	みどり計画認定者向け	施設整備（整備事業）		第 10－1 号
4		機械導入（推進事業）		第 10－1 号
5	関連措置実施者向け	施設整備（整備事業）		第 10－2 号
6		機械導入（推進事業）		第 10－2 号

（注）該当する事業メニューに「○」を記載すること。

（注 1）事業実施計画及び都道府県による認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画を添付すること。なお、認定見込みの場合には、事業実施計画及び都道府県の指定する様式で作成した環境負荷低減事業実施計画書を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別紙様式第 10 - 1 号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動)) 事業実施計画

(注) 該当する事業メニューに「○」を記載すること。

区分	事業メニュー	
特定計画認定者向け	施設整備(整備事業)	
	機械導入(推進事業)	
みどり計画認定者向け	施設整備(整備事業)	
	機械導入(推進事業)	

(注) 該当する事業メニューに「○」を記載すること。

1 申請者等の概要

申請者(代表者)
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ⑤過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は中止の有・無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日) ⑥他の国庫補助事業等の活用の有無(活用していない場合は、チェック(レ)を付けること) ☐ (特定)環境負荷低減事業活動実施計画の実施に当たり、他の国庫補助事業等 を使用して本事業対象の機械・施設の整備を行っていない又は活用予定がない
申請者
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業 ⑤過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は中止の有・無

有・無（該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日） ⑥他の国庫補助事業等の活用の有無（活用していない場合は、チェック（レ）を付けること） ☐（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施に当たり、目標年度までの期間に他の国庫補助事業等を使用して本事業対象の機械・施設の整備を行っていない又は行う予定がない

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

2 （特定）環境負荷低減事業活動の事業の概要

添付 特定計画又はみどり計画3（2）及び（3）のとおり

3 （特定）環境負荷低減事業活動の内容及び成果目標

添付 特定計画又はみどり計画3（5）のとおり

（みどり計画認定者の場合のみ）

1	主要な事業対象作物	
2	目標年度における主要な事業対象作物の有機農業による作付面積（ha）	
3	有機農産物の安定供給や物流の効率化に向けた取組内容	

4 （特定）環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

（1）事業費積算内訳書

別紙様式第10-3号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注1 公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

注2 見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。

注3 機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

注4 工事費は工事ごと（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）に内訳が分かるように整理すること。

（2）費用負担の方法及び資金調達

別紙様式第10-3号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注 自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

（3）導入設備規模の妥当性

注 導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることを記載すること。

(4) 費用対効果 (施設整備のみ)

別紙様式第 24 号に準ずる書類に記載し、添付すること。

注 本要綱第 5 第 6 項及び別記 9－2 第 6 項に定めるところにより、投資効率を記載すること。

5 施設計画 (施設整備のみ)

(1) 全体配置図 (略図、面積、容量等記載)

注 交付対象範囲を明示すること。

(2) 工事概要

注 土木建築工事、機械装置等製作据付工事等を記載すること

(3) 工事工程表 (設計期間、工事期間、試運転期間等)

別紙様式第 10－5 号で事業実施予定のスケジュールを記載すること。

(4) 機械・設備のリスト

注 基本仕様 (設備能力、容量等) を記載すること。

(5) 施設用地の確保状況

注 土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。

注 自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。

注 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

注 用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。

(6) 地域住民その他関係者との調整状況

注1 事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容及び進捗状況について網羅的に記載すること。

注2 解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

(7) 特定計画の認定を受けない相当の理由（みどり計画認定者の場合のみ）

○添付書類チェックシート（別紙様式第 10－1 号）

※交付申請時は添付する資料にチェックを入れ、交付申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	認定を受けた特定計画又はみどり計画の認定通知書及び実施計画書（写し）
☐	別紙様式第 16 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）
☐	事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近 3 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	4（１）～（３）事業費 ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 10－3 号） ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則 3 社以上） イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 10－4 号） ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等） ウ 導入設備規模の妥当性 ・導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることが分かる資料
☐	（別紙様式第 10－6 号）国庫補助事業等の活用にかかる誓約書
施設整備事業の場合	
☐	施設計画 オ 施設用地の確保状況 ・自己所有でないときは利用許可書等 ・設置予定場所及びその周辺写真 ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等
☐	（別紙様式第 10－5 号）事業実施スケジュール
☐	（別紙様式第 24 号）費用対効果分析
大規模に有機農業に取り組むみどり計画認定者の場合	
☐	（別紙様式第 10－7 号）事業実施主体に関する要件確認書

別紙様式第 10－2 号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金

(みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動)) 事業実施計画

(注) 該当する事業メニューに「○」を記載すること。

区分	事業メニュー	
関連措置実施者向け	施設整備 (整備事業)	
	機械導入 (推進事業)	

(1) 事業実施地域	
(2) 事業実施主体の概要	
ア 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) イ 住所又は主たる事務所の所在地： ウ 連絡先 (・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名：)	
(3) 過去3年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無 (該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載してください。)	有・無
(4) 実施体制	
※事業実施主体と特定計画認定者の関連性が分かるように記載すること。	
(5) 実施期間	
実施期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月 (目標年度：○年度) ※ 特定計画の実施期間と一致させること。(目標年度は、実施期間の年月を含む年度とする。)	
(6) 事業の概要	
※関連措置実施者として行う取組を記載すること。	
(7) 成果目標	

(環境負荷低減に資する資材を製造する場合) 成果目標：環境負荷低減に資する資材の販売量 年間販売量：○, ○○○□/年 (□には kg 等)	
(環境負荷低減農林水産物の加工・流通を行う場合) 成果目標：環境負荷低減農林水産物の調達量 年間調達量 ○, ○○○□/年 (□には kg 等)	
(8) 原材料又は環境負荷低減農林水産物の調達先・販売先	
(環境負荷低減に資する資材を製造する場合) ア 代替肥料やバイオ炭等の環境負荷低減に資する資材の種類 記載例：家畜排せつ物由来の堆肥、下水汚泥肥料、バイオ炭	
イ 原材料 記載例) 食品残さ、家畜排せつ物、下水汚泥等	
ウ 調達量 (利用量) 年間調達量 ○, ○○○□/年 (□には kg、L、m³ 等) { ・ 日利用量：○○○□/日 ・ 年間利用日数：○○○日/年 }	
エ 調達先 ※ 原材料調達先との契約書等、原材料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付すること。 ※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原材料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。	
オ 調達価格 ※ 原材料調達価格の根拠資料 (契約書又は価格の根拠となる資料) を添付すること。	
カ 調達手段 ※ 収集・運搬方法を記載すること。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載すること。	
キ 生産量	

年間製造量：○,○○○□/年

- ・時間当たり設備能力：○○□/h
- ・日製造量：○○○□/日
- ・年間製造日数：○○○日/年

ク 販売先・利用先

※ 生産した資材の相当量を特定計画の認定者に供給すること。

ケ 販売予定価格

※ 販売予定価格の根拠資料（類似製品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（環境負荷低減農林水産物の加工・流通を行う場合）

ア 取り扱う環境負荷低減農林水産物又は加工品

イ 調達先の農林漁業者等

※ 調達する環境負荷低減農産物の生産者の大半が特定計画の認定者であること。

ウ 販売量

※ 新規又は現状と比べて拡大すること。（□には kg、m3 等）

年間の販売量：○,○○○□/年（現状：○○□/年）

○○年度末までに、○t 販売（現状：○～○年で○t 販売）

エ 販売先

※ 販売先との契約書等、根拠を添付すること。

※ 本計画作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載すること。

オ 販売等予定価格

※ 販売等予定価格の根拠資料（類似商品の販売価格、製造・流通コスト等、価格設定の考え方が分かるもの）を添付すること。

（9）事業費

ア 事業費積算内訳書

※ 別紙様式第 10－3 号に記載すること。

※ 公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

※ 見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。

※ 機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

※ 工事費は工事ごと（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）に内訳が分かるように整理すること。	
イ 費用負担の方法及び資金調達 ※ 別紙様式第 10－3 号及び別紙様式第 10－4 号に記載すること。 ※ 自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。	
ウ 導入設備規模の妥当性 導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であること。	
(10) 機械・施設導入計画※施設整備事業を行う場合	
ア 全体配置図（略図、面積、容量等記載） ※ 交付対象範囲を明示すること。	
イ 工事概要 ・土木建築工事 ・機械装置等製作据付工事	
ウ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）	
エ 機械・機器のリスト ※ 基本仕様（設備能力、容量等）を記載すること。	
オ 施設用地の確保状況 ※ 土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。 ※ 自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。 ※ 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。 ※ 用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載すること。	
(11) 費用対効果※施設整備事業を行う場合	
※ 本要綱第 5 第 6 項及び別記 12 の第 7 に定めるところにより、投資効率を記載すること。	
(12) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※ 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令に基づき、事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の	

場合は取得予定時期）を記載すること。

- ※ その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ 周辺環境への影響

- ※ 本事業の実施に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。
- ※ 対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。
- ※ その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

（参考）関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等
- ・流通の合理化…食品等持続的供給法

（13）地域住民その他関係者との調整状況

- ※ 事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容及び進捗状況について網羅的に記載すること。
- ※ 解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

○添付書類チェックシート（別紙様式第 10－2 号）

※交付申請時は添付する資料にチェックを入れ、交付申請書提出時に添付すること。

全事業者共通	
☐	認定を受けた特定計画又はみどり計画の認定通知書及び実施計画書（写し）
☐	別紙様式第 16 号（環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート）
☐	（2）事業実施主体の概要（地方公共団体を除く。） ・法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類） ・最近 3 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類） ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
☐	（9）事業費 ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 10－3 号） ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則 3 社以上） イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 10－4 号） ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書又は契約の見込みが分かる書類（金融機関の関心表明書等） ウ 導入設備規模の妥当性 ・導入設備が目標・原材料調達量・設備性能に対して妥当な規模であることが分かる資料
☐	（別紙様式第 10－6 号）国庫補助事業等の活用にかかる誓約書
施設整備事業の場合	
☐	（10）機械・施設導入計画 オ 施設用地の確保状況 ・自己所有でないときは利用許可書等 ・設置予定場所及びその周辺写真 ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等
☐	（別紙様式第 10－5 号）事業実施スケジュール
☐	（別紙様式第 24 号）費用対効果分析

別紙様式第 10－3 号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する費用		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2以内		
(小計)								
機械器具の購入費								
(小計)								
測量及び設計費		工事に必要な実施設計費						
		測量試験費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注 2) 金額は契約単位ごとに記入すること。

(注 3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第 10－4 号 費用負担の方法及び資金計画

※事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第 10－ 5 号 事業実施スケジュール

(○年度)

項目	○年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計												
土木建築工事												
機械設置工事												
支払												
実績報告書提出												
本格稼働												

別紙様式第 10－6 号

国庫補助事業等の活用に係る誓約書

都道府県知事 殿

事業実施主体名

代表者氏名

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に基づく取組を実施するに当たり、本事業を活用して機械・施設の導入を行った場合は、同計画の目標年度までの期間は他の国庫補助事業等を活用して、本事業対象機械・施設を導入しないことを誓約します。

別紙様式第 10－7 号

事業実施主体に関する要件確認書

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務

都道府県知事

氏 名

本事業活用者について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）別記 8－2 第 2 第 2 号を満たす者であることを、下記の理由をもって認めたため、報告します。

（地域の相当規模で取り組む見込みであることを認めた理由）

別紙様式第 11 号（別記 9－1 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業））
事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）	別添 1	
2	未利用資源等のエネルギー促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証	別添 2	
3	未利用資源等のエネルギー促進への対策調査支援 ②未利用資源の混合利用促進	別添 3	
4	次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援	別添 4	

（注）作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

（注 1）別添（事業実施計画）を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

(別紙様式第 11 号別添 1)

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築 (科学技術振興事業))
実施計画 (事業実施主体計画)

事業項目名	(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり (計画策定、体制整備等)

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名	
事業実施主体及び構成員の概要 (団体概要)	
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力 (財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
事業担当者名及び連絡先	氏名 (ふりがな)
	所属 (部署名等)
	役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域	
〇〇都道府県〇〇市町村 (〇〇地区) ※ 市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細が分かる資料を添付すること。	

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
ア 推進会議 の開催 イ 課題解決 に向けた調 査・地域人 材育成・栽 培実証等 ウ 営農型太 陽光発電設 備の導入	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託す る事業の内 容及びそれ に要する経 費	
合 計					

- (注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、見積書、定価表、カタログ等を添付すること(委託費、備品費については、原則3社以上)。さらに、当該事業の直接的な実施者を記載すること。
- 2 備考欄は別紙とすることができる。
- 3 賃金、謝金、旅費が含まれる場合は、その根拠とした事業実施主体の賃金、謝金、旅費に関する規程を添付すること。なお、当該規程が本事業のために新たに整備されたものである場合には、その整備に当たり根拠とした規程(地方公共団体の旅費規程等)も併せて添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載									
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。） ※ 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等の取得を確実に遂行できることが把握できるように記載 ※ 営農型太陽光発電等再生可能エネルギーに関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていることが把握できるように記載									
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして）を記載 ※ 地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できることが把握できるように記載 ※ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できることが把握できるように記載									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進会議の開催</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>営農型太陽光発電設備の導入</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業内容	推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。
事業区分	事業内容								
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。								
※ 事業実施期間を複数年とする場合（栽培実証に関連する部分に限る。）は、参考として前年度の実績及び次年度以降の計画を上記に準じて追記 ※ 栽培実証に複数年を要する理由が把握できるように記載 ※ 今年度に農林漁業循環経済モデルを策定し、次年度に営農型太陽光発電設備の導入を予定する場合は、次年度の計画を上記に準じて追記									
（参考）取組概要（前年度の実績） ※当該欄が不要の場合は削除すること <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進会議の開催</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>課題解決に向け</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業内容	推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	課題解決に向け	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。		
事業区分	事業内容								
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
課題解決に向け	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								

た調査・地域人材育成・栽培実証等	
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。

(参考) 取組概要 (次年度の計画) ※当該欄が不要の場合は削除すること

事業区分	事業内容
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。 ※ 設備ごとに先進性・普及性を明らかにすること。

(参考) 取組概要 (次々年度の計画) ※当該欄が不要の場合は削除すること

事業区分	事業内容
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
営農型太陽光発電設備の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。

4 事業の目標 (達成すべき成果) 及び波及効果
目標年度: 令和 年度
成果目標:
波及効果:

※ みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。
1. 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。
2. モデル地区 (先進性、普及性) に該当する取組。

5 事業成果・効果の検証方法
※ 4 の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載

6 事業実施期間
令和 年 月～令和 年 月

7 行政施策との関連性について
※ 次のいずれかに該当する場合は、チェックを付す

□ 事業実施地域の所在する市町村が、農林漁業循環経済先導計画を作成しており事業内容に関連が見られる □ 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、農林漁業循環経済先導計画を令和7年度までに当該市町村が作成することが見込まれる ※ 交付金の配分に当たり、行政施策との関連性に応じてポイントを与えるので、それが把握できるように記載 ※ 根拠となる資料を添付（ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）
8 その他事業の推進に必要な事項

第4 推進会議・協議会構成員の概要

(1) 必須構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考
都道府県等						
農林漁業者						食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる者 ☐ 効率的かつ安定的な農業経営 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 ☐ 上記以外
発電事業者						

(2) その他構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考

- ※ 推進会議構成員欄、協議会構成員欄は、該当者に「○」を記載する。
- ※ 交付金の配分に当たり、構成員の多様性に応じてポイントを与えるので、構成員となることが確実な者のみ記載する。事業の執行過程で、構成員が減少すること等により与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を取り下げ、中止又は廃止することとなる。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」

という。)に基づき、法第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第 21 条第 1 項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第 39 条第 1 項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和 7 年度までに認定を受ける見込みがある者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

※ 推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「法」という。）に基づき、法第 7 条第 1 項に規定する「生産方式革新実施計画」の認定を受けている者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

※ 設備管理責任者欄は、営農型太陽光発電設備の導入を行う場合に、該当者に「○」を記載する。

（3）添付書類

（添付しない書類名は削除すること。）

1. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
2. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
3. 暴力団排除に関する誓約書
4. その他参考資料

(別紙様式第 11 号別添 2)

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築 (科学技術振興事業))
実施計画 (事業実施主体計画)

事業項目名	(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

第 1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
※1 営業経歴 (沿革) など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性 (インターネットによる公表等) を示す内容を記載すること。 [] 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載すること。)		
事業担 当者 名 及 び 連 絡 先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL

(添付資料)

- (1) 事業実施主体の概要 (団体概要等) が分かる資料
ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴 (沿革) 及び直前 3 か年分の決算 (事業) 報告書 (又はこれに準ずるもの)
イ 事業実施主体が民間企業以外の者 (地方公共団体を除く。) である場合にあっては、定款及び直前 3 か年分の決算 (事業) 報告書 (又はこれに準ずるもの)
ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書
ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
(2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料 (借入金融機関名 (支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

第2 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

- (注) 1 「事業内容」は、本要綱別記9-1第1第2項第1号アからオまでを記入すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の内容

1 事業の目的
※ 事業実施地域における国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向けた事業の目的を記載すること。 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。
2 事業の内容
※ 事業の具体的な取組内容を記載すること。
3 成果目標 目標年度：〇〇年度 目標（達成すべき成果） （注1）目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること。 （具体的な数値目標等の記載例） ・ 荒廃農地等を活用した国産バイオ燃料等の製造に向け、実証作物の収穫量等を設定すること。 ・ 事業実施により、●年までに国産バイオ燃料等の原料を目的とした資源作物の栽培面積を●haと記載すること。 ・ 事業実施により、●年までに国産バイオ燃料等の製造を目的とした資源作物の受入先（燃料製造業者等）を獲得すると記載すること。 （注2）可能な限り、収穫量を目標の一つとすること。
4 国産バイオ燃料等の製造に向けた資源作物の栽培実証を目的とした協議会の設立について ☐ 設立済み ☐ 設立予定あり ☐ 設立予定なし （いずれかを選択） 主な構成員（予定を含む。）
5 行政施策との関連性について 関連する行政施策 （注）都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画、農林漁業循環経済先導計画等、本事業に関連する施策を記入すること。
6 農業者・地方公共団体等の連携について 主な連携内容（予定を含む。） （注）国産バイオ燃料等の製造に向けた資源作物の栽培を目的として、農業者や地方公共団体等と連携して取組内容について記入すること。

第4 具体的な活動内容

バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証において実施できることとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載すること。

- ・資源作物の種類・品種
- ・検討会における検討項目（生産コストの分析・ビジネスモデルの検討等）
- ・検討会の開催時期（着手前、栽培実証中、栽培実証終了後等）
- ・現地での栽培実証（実施予定地、面積、栽培品種、実証期間等）
- ・栽培体系の分析（施肥概要、生育状況調査等の内容、分析項目、分析回数等）
- ・上記の結果や調査・実証で得られた結果等の活用内容

第5 事業実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
（記載例）												
播種○	○											
施肥△	△											
生育												
収穫●						●						
燃焼実証												
検討会の開催												
報告書の作成												
支払												

(別紙様式第 11 号別添 3)

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業))
実施計画(事業実施主体計画)

事業項目名	(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ②未利用資源の混合利用促進

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名		
事業実施主体及び構成員の概要(団体概要)		
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力(財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	URL
事業実施地域		

(添付資料)

- (1) 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
- ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3か年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
- イ 事業実施主体が民間企業以外の者(地方公共団体を除く。)である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
- ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書
- ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。
- (2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

第2 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合計					

- (注) 1 「事業内容」は、本要綱別記9-1第1第2項第2号アからウまでを記入すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

第3 事業の目的及び内容

1 事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載				
2 実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像及び地域ぐるみの取組であることが把握できるように図示。 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。）				
3 事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容を記載				
事業項目(取組内容)	実施場所	実施時期・回数	対象者・数	備考
4 事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 ※₁ 目標年度を記載すること。 目標年度：令和○年度 ※₂ みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。 1 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。 2 モデル地区（先進性、普及性）に該当する取組。				
5 事業成果・効果の検証方法 ※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載				
6 事業実施期間				
7 行政施策との関連性について				
8 その他事業の推進に必要な事項				

(別紙様式第 11 号別添 4)

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(地域循環型エネルギーシステム構築 (科学技術振興事業))
実施計画 (事業実施主体計画)

事業項目名	(3) 次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組支援

第 1 事業実施主体の概要等

事業実施主体名	
事業実施主体及び構成員の概要 (団体概要)	
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力 (財政状況含む。)、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
事業担 当者 名 及 び 連 絡 先	氏名 (ふりがな)
	所属 (部署名等)
	役職
	所在地
	電話番号
	メールアドレス URL
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村 (〇〇地区) ※ 市町村区域全域以外の場合、実施区域の地図等詳細が分かる資料を添付すること。	

第2 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
ア 推進会議 の開催 イ 課題解決 に向けた調 査等 ウ 次世代型 太陽電池の 導入	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託す る事業の内 容及びそれ に要する経 費	
合 計					

- (注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる取組の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、見積書、定価表、カタログ等を添付すること(委託費、備品費については、原則3社以上)。さらに、当該事業の直接的な実施者を記載すること。
- 2 備考欄は別紙とすることができる。
- 3 賃金、謝金、旅費が含まれる場合は、その根拠とした事業実施主体の賃金、謝金、旅費に関する規程を添付すること。なお、当該規程が本事業のために新たに整備されたものである場合には、その整備に当たり根拠とした規程(地方公共団体の旅費規程等)も併せて添付すること。

第3 事業の目的及び内容

1	事業の目的 ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載								
2	実施体制 ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示 ※ 協議会等の連携する団体、委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載（開催（参加）回数も記載する。） ※ 地域農林漁業の特色や電力需要等を踏まえた次世代型太陽電池に関する調査を確実に遂行できることが把握できるように記載 ※ 推進会議又は協議会について、次世代型太陽電池に係る知見や経験を有している者による体制が確保されていることが把握できるように記載								
3	事業の内容 ※ 事業区分ごとに具体的な内容（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして）を記載 ※ 地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できることが把握できるように記載 ※ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できることが把握できるように記載 ※ 導入する次世代型太陽電池について、軽量・柔軟といった特徴を有し、既存のシリコン型太陽電池の設置が困難であった場所への導入が可能なもの又は既存のシリコン型太陽電池には無い導入メリット（架台コストの削減等）が見込まれるものであることが把握できるように記載。また、発電効率や耐久性、量産の見込み等を踏まえ、2030年を目途に、その普及が見込まれることが把握できるように記載 <table border="1" data-bbox="225 1292 1406 1592"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進会議の開催</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>課題解決に向けた調査等</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>次世代型太陽電池の導入</td> <td>※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	事業内容	推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。	次世代型太陽電池の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。
事業区分	事業内容								
推進会議の開催	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
課題解決に向けた調査等	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
次世代型太陽電池の導入	※ 具体的な取組内容、対象者等を記載すること。								
4	事業の目標（達成すべき成果）及び波及効果 目標年度：令和 年度 成果目標： 波及効果： ※ みどりの食料システム戦略及び以下を踏まえた事業の目標を設定すること。 1 事業実施地域の環境負荷軽減を図る取組。 2 モデル地区（先進性、普及性）に該当する取組。								
5	事業成果・効果の検証方法								

※ 4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載	
6	事業実施期間 令和 年 月～令和 年 月
7	行政施策との関連性について ※ 交付金の配分に当たり、行政施策との関連性に応じてポイントを与えるので、それが把握できるように記載 ※ 根拠となる資料を添付（ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。）
8	その他事業の推進に必要な事項

第4 推進会議・協議会構成員の概要

(1) 構成員

区分	所属・役職名	氏名	推進会議 構成員	協議会 構成員	設備管理 責任者	備考

- ※ 推進会議構成員欄、協議会構成員、設備管理責任者欄は、該当者に「○」を記載する。
- ※ 交付金の配分に当たり、構成員の多様性に応じてポイントを与えるので、構成員となることが確実な者のみ記載する。事業の執行過程で、構成員が減少すること等により与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を取り下げ、中止又は廃止することとなる。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和7年度までに認定を受ける見込みがある者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。
- ※ 推進会議又は協議会の構成員に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「法」という。）に基づき、法第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」の認定を受けている者が含まれる場合、備考欄にその旨を記載する。

(2) 添付書類

（添付しない書類名は削除すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- 2 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- 3 暴力団排除に関する誓約書
- 4 その他参考資料

参考様式（別記 9－1、9－2 関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

応募団体住所（郵便番号・事務所所在地）

応募団体名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

別紙様式第 12 号（別記 9－2 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業））
事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注 1）事業実施計画を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

別紙様式第 12－1 号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業））
事業実施計画

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載すること。 ※事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前 3 か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料を添付すること。 ※事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前 3 か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料を添付すること。 ※事業実施主体が協議会の場合にあっては、組織運営に関する規約及び構成員が確認できる資料及びその他必要に応じ財務状況に関する資料を添付すること。 ※暴力団排除に関する誓約書を添付すること。 （ 過去 3 年以内における補助金等の交付決定取消又は補助事業中止の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消又は中止を受けた年月日を記載すること。） ）			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号		
	E-mail		URL
(3) 実施体制			
ア 実施体制図 ※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載すること。 イ 導入設備等を運営管理する技術者 ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載すること。 ※事業実施主体が導入設備等を運営管理できる技術者を有さない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付すること。 ウ 発注業者の選定方法 エ 事業実施主体の同種又は類似の事業の運営実績 ※事業内容、設置箇所、規模、稼働年月を記載すること。 ※実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付すること。			
(4) 事業の概要			

ア 事業の目的	※事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。 ※事業で実施する内容がみどりの食料システム戦略及びこれを踏まえた事業実施地域の環境負荷低減にどのように寄与するかについて記載すること。
イ 事業の内容	(ア) 事業年度の実施内容
	(イ) 事業年度以降の実施内容
	(ウ) 事業実施予定スケジュール (別紙様式第12-2号)
	※地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できることが把握できるように記載すること。
	※地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できることが把握できるように記載すること。
	※事業実施により、地域の農林漁業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれることが把握できるように記載すること。
(5) 施設等の導入計画	
ア 全体配置図 (略図、面積、容量等記載)	※交付対象範囲を明示すること。 ※地域資源・再生可能エネルギーの流れ及びそれに伴うお金の流れと金額について記載すること。 ※営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、地域に最適な作目や栽培体系、設備設計等について定めた営農型太陽光発電に関するモデルを添付すること。 ※営農型太陽光発電設備の導入を行う場合、次のいずれかの規模要件を満たしていることを把握できる資料を添付すること。 ・その発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬間的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模 ・その1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模
イ 工事概要	・土木建築工事 ・機械装置等製作据付工事
ウ 機器リスト	※基本仕様 (設備能力、容量等) を記載すること。
エ 施設用地の確保状況	※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載すること。 ※自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。 ※設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。 ※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等 (協議実績、確保の見込時期等) について記載すること。
(6) 成果目標 (本要綱別記9-2第5)	
ア 成果目標 (導入する設備等に応じてチェックを付すこと)	☐ 地域の再生可能エネルギー設備で生産したエネルギーを、導入した附帯設備等により農林漁業関連施設等をはじめ地域に供給する。 ☐ 導入した営農型太陽光発電設備で発電した電気を、農林漁業関連施設等をはじめ地域

に供給する。	
イ 事業成果の検証方法 ※成果目標の検証方法を記載すること。	
(7) 事業費	
ア 事業費積算内訳書（別紙様式第 12－3 号） ※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。 ※見積りによる場合は、3 社以上の見積書を添付すること。 ※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。 ※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。	
イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第 12－4 号） ※金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。	
(8) 費用対効果（別紙様式第 25 号）	
※投資効率を記載すること。	
(9) 関係法令の許認可の状況	
ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し ※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。 ※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。 ※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。	
イ 周辺環境への影響 ※事業運営に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。 ※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。 ※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 （参考）関係法令例 ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等 ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等 ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等 ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等	
(10) 関係者との調整状況	
ア 関係する行政計画等既存の計画との整合 ※農業経営基盤強化促進法の地域計画との整合性等を記載すること。	
イ 地域住民との調整	

※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全て（手続進捗状況及び完了したものを含む。）について記載すること。
 ※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

(11) 行政施策との関連性について

※交付金の配分に当たり、行政施策との関連性に応じてポイントを与えるので、それが把握できるように記載すること。
 ※根拠となる資料を添付すること。（ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる）
 ※事業実施地域の所在する市町村が作成した農林漁業循環経済先導計画を添付すること。

- ※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。
- ※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式 12－ 2 号 事業実施予定スケジュール

項目	○年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例)												
実施設計	■											
土木建築工事				■								
機械設置工事				■								
支払											●	
試験稼働									■			
実績報告書提出											●	
本格稼働											■	

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(全体)

項目	○年度	○年度	○年度

(注) 複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

別紙様式第 12－3 号 事業費積算内訳書

事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費目		事業に要する経費		助成対象経費の額			交付申請 予定額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳		
工事費			例) ○○工事 ○○設備工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○電気設備工事	規格等を記載		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測 量 及 び 設 計 費	工事に必要 な実施設計 費							
	測量試験費							
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注 1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付すること。

(注 2) 金額は契約単位で記入すること。

(注 3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとすること。

別紙様式第 12－4 号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載すること。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	補助金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注) 金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。

別紙様式第13号（別記10関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第5第2項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注1）別添（事業実施計画書）を添付すること。

（注2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

(別紙様式第 13 号別添)

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
(農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業) 事業実施計画書

事業実施年度		
事業目標年度		
取組内容	新たなリサイクル技術の実証	
	回収システムの実証	
	排出抑制に資する資材への転換	
	排出抑制のための普及啓発	

*取組内容は、別記 10 第 1 第 2 項のうち該当する項目に○を記載する。

1 事業実施主体の概要等

(1) 事業実施主体名

事業実施主体名	
区分	*別記 10 第 2 の 1 の (1) ~ (4) の内容を記載する。 <記載例> (1) 都道府県又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる都道府県協議会 (2) 市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会 (3) 前 2 号の事業実施主体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者(資材製造事業者又は資材販売事業者)が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会 (4) その他農業由来の廃プラスチック処理に携わる者

(2) 事業実施主体の概要

* 1 営業経歴(沿革)など事業実施主体の概要を記載すること。 2 前項の区分が(4)に該当する場合、事業を実施しようとする地域において、実際に農業由来の廃プラスチック回収作業に携わった実績のある又は事業実施以降継続して携わる予定を記載すること。 3 組織運営の公開性(インターネットによる公表等)を示す内容を記載すること。 4 現在の協議会の処理方法・処理体制について記載すること。 5 これまでの資源循環利用に向けた取組について、どのような団体と連携を図ってきたか等について実績がある場合は、具体的に記載すること。

(3) 事業実施主体の代表者名及び事業担当者名、連絡先

代表者	氏名	
	役職	
事業担当者	氏名	
	所属(部署名等)	
	役職	
	所在地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

(4) 事業実施地域

〇〇都道府県〇〇市町村 (〇〇地区) *本事業の実施地域とし、都道府県全域で取り組む場合は都道府県まで、市町村又は部会単位等で取り組む場合は市町村の地区まで特定する。

2 事業の実施体制

*事業の実施体制について、事業に関わる者の名称及び役割を明示し、責任体制が把握できるように記載すること。

3 事業の概要

(1) 事業の目的 *事業実施地域における課題を踏まえた、農業由来の廃プラスチック対策に係る本事業の目的を記載
(2) 事業の内容 *本事業における取組内容に応じ、項目ごとに具体的に記載 【推進会議の開催】
【新たなリサイクル技術の実証】

【回収システムの実証】									
【排出抑制に資する資材への転換】 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">対象資材</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実施時期 (年月)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">マルチの使用量 (m²)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">紙マルチ</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生分解性マルチ</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	対象資材	実施時期 (年月)	マルチの使用量 (m ²)	紙マルチ			生分解性マルチ		
対象資材	実施時期 (年月)	マルチの使用量 (m ²)							
紙マルチ									
生分解性マルチ									
【排出抑制のための普及啓発】									
(3) 事業の実施方法 ＊事業の実施手順等について、具体的に記載すること。									
(4) 事業の目標 ＊事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。 ＜具体的な数値目標等の記載例＞ ・新たなリサイクル技術の実証により、埋立及び単純焼却からリサイクルへ移行し、協議会内でのリサイクルの割合を○%増加 ・紙・生分解性マルチの導入により、ポリマルチの使用面積に占める生分解性マルチの面積の割合を○%増加									

4 事業実施のスケジュール

＊3 (2) で記載した事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

5 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	事業実施主体	
計				

- (注) 1 備考欄には、取組内容ごとに区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- 2 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。
- *欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 1 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料(定款等(又はこれに準ずるもの。地方公共団体である場合を除く。))
- 2 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 4 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(注) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

検体主体明細書

以下の者を、本事業実施計画において紙マルチ又は生分解性マルチといった排出抑制に資する資材への転換を中心的に行う農業者等（検証主体）として位置付ける。

No	検証主体名 (代表者名)	排出抑制に資する資材への転換	本事業における役割
		種類 (紙マルチ又は 取組面積(ha) 生分解性マルチ)	

※ 「本事業における役割」の欄には、排出抑制に資する資材への転換を中心的に行うことが分かるように記載すること。

別紙様式第 14 号（別記 11 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（先進的有機農業拡大促進事業）事業実施計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 5 第 2 項の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

（注 1）事業実施計画を添付すること。

（注 2）各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

（注 3）事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

先進的有機農業拡大促進事業
事業実施計画

第 1 事業実施計画作成主体

事業実施計画作成主体名	
事業実施計画作成主体の概要（団体概要） ※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 交付金事業を実施できる能力（財政状況含む。）、交付金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	F A X
メールアドレス	U R L（ホームページ等）
事業実施地域 〇〇都道府県〇〇市町村（〇〇地区） ※実施区域の地図等詳細がわかる資料を添付すること。	
有機農業に関する特定区域の設定状況（別記 11 第 2 第 1 項（1）関係）	（1）設定予定時期： （2）設定予定の区域： ※既に設定している場合は、（1）に設定済みと記載し、（2）に当該特定区域の計画が位置付けられている基本計画が掲載されている都道府県のウェブサイト等の U R L を記載すること。
「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への参加状況（別記 11 第 2 第 1 項（2）関係）	（1）参加状況： （2）参加予定時期： ※既に参加している場合は、（1）に参加済みと記載し、（2）には記載不要。

第2 事業実施主体

1 スマート農業技術等に関する機械等の導入（別記11第1第1項第1号関係）

事業実施主体名							
代表者氏名							
住所							
連絡先（メール及び電話）							
有機農業の取組面積と拡大目標（ha）	品目	R〇年度	R〇年度 基準値	R〇年度 実施年度	R〇年度	R〇年度	R〇年度 目標値
（注）実施年度の欄には取り組み予定面積を記載すること。							
目標地図に位置付けられた地域計画の地域名（別記11第2第2項（1）関係）							
環境負荷低減事業活動実施計画等の認定（申請）年月日（別記11第2第2項（2）関係）	※団体及び協議会の場合は、農業者ごとに記入						
化学肥料及び農薬の低減に関する取組実績（別記11第2第2項（3）関係）	取組概要：（例）稲の有機栽培（〇〇氏） 取組期間：〇年～〇年 ※2年間分の取組実績が分かる資料（栽培記録、販売伝票等）を添付すること ※団体又は協議会の場合は、どの農業者の取組実績であるか分かるように記載すること。						

- （注）1 定款、規約、収支予算等活動内容が確認できる資料を添付すること。
 2 事業実施主体が複数の場合は表を追加し、事業実施主体ごとに記載すること。

2 有機農業の拡大に向けた取組（別記11第1第1項第2号関係）

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先（メール及び電話）	

- （注）1 定款、規約、収支予算等活動内容が確認できる資料を添付すること。
 2 事業実施主体が複数の場合は表を追加し、事業実施主体ごとに記載すること。

3 有機農業拡大支援（別記 11 第 1 第 2 項関係）

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所	
連絡先（メール及び電話）	

- (注) 1 定款、規約、収支予算等活動内容が確認できる資料を添付すること。
2 事業実施主体が複数の場合は表を追加し、事業実施主体ごとに記載すること。

第 3 事業費総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
1 スマート 農業技術等 を活用した 有機農業の 拡大	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容及 びそれに要す る経費	
2 有機農業 の拡大に向 けた取組					
3 有機農業 拡大支援					
合 計					

- (注) 1 区分欄は、別記 11 の第 1 第 1 項に掲げる事業を記載すること。
2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる（2）の経費の内訳（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載し、記載の根拠となる資料を添付すること。また、当該事業の直接的な実施者を記載する。
3 備考欄は別紙とすることができる。

第4 事業の目的及び内容

1 事業の目的

※ 有機農業の面積拡大の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載

2 実施体制

※ 事業実施体制について、事業実施主体の構成員に加え、出荷契約先の実需者等事業に関わる者の全体像が把握できるように図示すること。

※ 協議会等の連携する団体、契約先委託を行う団体、関係者が連携する会議等について、その名称及び概要を記載すること。（開催（参加）回数も記載する。）

3 事業の内容

(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入

※事業実施主体ごとの具体的な取組内容等を記載すること。

(注) 導入等する機械等ごとに別紙様式第 14 号別添 2（機械等導入等計画書）を作成し、添付すること。

(2) 有機農業面積拡大に向けた取組

※事業実施主体ごとの具体的な取組内容等を記載すること。

(3) 有機農業拡大支援

※事業実施主体ごとの具体的な取組内容等を記載すること。

4 事業の目標

(1) 有機農業の取組面積(単位：ha)※必須

品目	R○ 年度	R○ 年度 (基準値)	R○ 年度 (実施年度)	R○ 年度	R○ 年度	R○ 年度 (目標値)	増加面積 目標値－基準値

- (注) 1 品目は、「稲」、「麦・大豆・雑穀」、「いも類・露地野菜」、「茶」、「果樹」、「施設園芸」のいずれかの分類で設定すること。
- 2 実施年度の欄には取り組み予定面積を記載すること。

(2) 有機農産物等の販売数量又は販売額（単位：〇）※選択

	R〇 年度	R〇 年度 (基準値)	R〇 年度 (実施年度)	R〇 年度	R〇 年度	R〇 年度 (目標値)	増加率 (目標値－基準 値) / 基準値
販売数量							
販売額							

(3) 取組品目の 10a 当たり収量の向上（単位：〇）※選択

品目	R〇 年度	R〇 年度 (基準値)	R〇 年度 (実施年度)	R〇 年度	R〇 年度	R〇 年度 (目標値)	増加率 (目標値－基準 値) / 基準値
		()					
		()					
		()					

(注) 基準値の欄は、基準値に加えて、地域の当該品目の慣行栽培における平均的な収量を括弧書きで記載すること。

(4) 労働生産性の向上（単位：％）※選択

	R〇 年度	R〇 年度 (基準値)	R〇 年度 (実施年度)	R〇 年度	R〇 年度	R〇 年度 (目標値)	増加率 (目標値－基準 値) / 基準値
労働生産性							

5 事業成果・効果の検証方法

※ 4 の目標の達成状況を定量的に確認できる検証方法を記載すること。

6 行政施策との関連性について

7 その他事業の推進に必要な事項

※ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準に基づくポイントの内容を記載すること。

(例) ① : 〇ポイント

②-1 : ○ポイント
(中略)
⑦-1 : ○ポイント

先進的有機農業拡大促進事業 機械等導入計画書

事業実施年度	令和〇 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	〇台
利用面積(ha)	〇〇ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有、4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 購入費助成要望額

購入価格(税抜き)	(記載例:14,000,000) 円
購入価格(税込み)	(記載例:15,400,000) 円
購入費助成要望額	(記載例:6,000,000) 円
物件管理者	(記載例:鈴木太郎)
物件設置・保管場所	(記載例:鈴木太郎の倉庫)
備考	(記載例:下取り価格2,000,000円、除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円)

- (注) 1: 複数の物件を導入する場合には、物件ごとに当該計画書を作成すること。
2: 下取り価格又は処分益がある場合は、控除した上で購入費助成要望額を算出すること。備考欄には、本事業の実施に伴って、下取り又は処分益が発生する場合は、その額(税抜き)を記入すること。(計画時に額が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)
3: 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
4: 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
5: 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
6: その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合

金融機関名	融資名	融資額	償還期間

4 その他

- トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェック※を入れ、導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
- ☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和7年11月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー: 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー: AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH Industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deere)、

SDF Group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

先進的有機農業拡大促進事業 機械等リース導入計画書

事業実施年度	令和○ 年度
事業実施主体等名	
対象品目	

1 リース導入する機械等

機種名	(記載例:収量コンバイン)
型式名	(記載例:PC-XXV)
能力	(記載例:4条刈り)
数量(台等)	○台
当該機械の検証面積(ha)	○○ha
現有機の有無(有の場合:能力、取得年月日、台数等)	(記載例:有4条刈り平成25年1台(廃棄予定))

2 リース料助成要望額

リース期間	開始日～終了予定日(※1)	年 月 日 ～ 年 月 日	年
	リース借受日から○年間(※2)	(記載例:7) 年	
リース物件取得予定見込額(税抜き) ①		(記載例:14,000,000) 円	
リース期間終了後の残価設定(税抜き) ②		(記載例:0) 円	
リース料助成要望額 ③		(記載例:7000000) 円	
リース諸費用(金利・保険料・消費税等) ④		(記載例:2,730,000) 円	
機器等利用者負担リース料(税込み) ①－②－③＋④		(記載例:9,730,000) 円	
リース物件管理者		(記載例:鈴木太郎)	
リース物件設置・保管場所		(記載例:鈴木太郎の倉庫)	

- (注) 1 : ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
2 : リース料助成要望額は、A又はBのいずれか小さい額を記入すること。
A : ①×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内
B : (①－②)×1/2以内
3 : 複数の物件をリースする場合には、物件ごとに当該計画書を作成すること。
4 : 販売会社等の見積書の写し、機器のカタログ等を添付すること。
5 : 機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細を添付すること。
6 : その他、地方農政局長等が必要と認める資料や事業実施計画の内容を補足するために必要な資料を添付すること。

3 その他

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェック※を入れてください。

- ・導入を希望する農機メーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データ連携できる環境を
☐ 整備している(又は整備する見込みである) ☐ 整備していない

(参考)APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和7年11月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー : 井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー : AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH Industrial N.V (Case IH、New Holland、Stayer)、Deere & Company(John Deere)、

SDF Group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※「整備していない」にチェックがついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり
〇〇市農林漁業循環経済先導計画

市町村名	〇〇市
策定年月	令和〇年〇月

(1) 地域の概要

※対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色等を記載
(位置、面積、人口、交通、農林漁業等産業の状況、気候等)

(2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題

※地域内のバイオマス資源循環、再生可能エネルギーの取組状況と課題を記載
※既存施設の機能強化対策を行う事業化プロジェクトを位置付ける場合は、当該施設の社会インフラとしての役割や事業継続の必要性等を記載

(3) 目指すべき将来像と目標

※地域内の再生可能エネルギー比率や資源循環量向上、農林漁業施設における再生可能エネルギー等の利用による循環経済の確立に向けた目標等を記載
※目標の例：農林漁業関連施設等における再生可能エネルギーやマテリアル等の利用量（再生可能エネルギー量、バイオマス利用量、廃棄物再生利用量、廃棄物処理費用削減額等）、温室効果ガス削減量等
※目標年度は5年後とする

（４）事業化プロジェクト									
※再生可能エネルギー設備・バイオマスマテリアル製造設備を１設備以上、及び、エネルギー・マテリアル材を供給する農林漁業関連施設等を１施設以上、合計３施設以上（組合せは問わない）を１つのプロジェクトとして位置付けること									
※プロジェクトごとに①再生可能エネルギー設備・マテリアル製造設備、②農林漁業関連施設等を記載									
※記載内容：「施設・設備名」・「事業主体」・「事業量」・「生産量・製造量等」・「区分（新設・既設等）」・「工期」・「概算事業費」・「活用予定の支援事業」・「供給先」等を記載									

プロジェクト名	〇〇バイオマスプラント等地域循環プロジェクト
事業場所	〇〇県〇〇市〇〇、〇〇、・・・

①再生可能エネルギー設備・マテリアル製造設備

施設・設備名	事業主体	事業量	生産量・製造量等	区分	工期	概算事業費	活用予定の支援事業	供給先（施設、販売先等）	備考
(株)〇〇 バイオマスプラント〇号機	(株)〇〇	家畜糞尿処理量 〇〇億 t/年(〇〇t/日)	①蒸気：〇〇千 t/年 ②電気：〇〇kWh/年 ③燃焼灰：〇〇千 t/年 ④C02:〇〇万 m3/年	新設 (機能向上)	R6～R9	〇. 〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち バイオマスの地産地消	食品加工施設 肥料製造設備 食用油脂製造設備 園芸施設 A（ハウス）	
営農型太陽光発電設備	〇〇地域協議会	設備容量：〇〇kw/h 設置面積：〇〇〇m2	⑤電気：〇〇kWh/年	新設	R7	〇. 〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム 構築	園芸施設 A（ハウス） 園芸施設 B（ハウス） 農林水産加工販売施設	
(株)〇〇 自営線・蓄電設備	(株)〇〇	自営線：〇〇km(〇〇 kv、〇〇A、CVV) 蓄電容量：〇〇kw	—	新設	R7	〇. 〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム 構築	レンダリング設備 肥料製造設備 食用油脂製造設備 園芸施設 A（ハウス）	

②農林漁業関連施設等

施設・設備名	事業主体	事業量	エネルギー・マテリアル利用 量	区分	工期	概算事業費	活用予定の支援事業	供給先（施設、販売先等）	備考
(株)〇〇 食品加工施設	(株)〇〇	製造物：食用油脂、飼料 用油脂 製造量：〇〇万 t/年	①蒸気：〇〇千 t/年 ②電気：〇〇kWh/年	既設	H〇完成	—	—	〇〇養鶏(株)、(株)〇〇牧場、 (株)〇〇精油	
(株)〇〇 肥料製造設備	(株)〇〇	製造物：鶏糞ペレット 製造量：〇〇万 t/年	②電気：〇〇kWh/年 ③燃焼灰：〇〇千 t/年	新設	R7	〇. 〇億円	国内肥料資源利用拡大対策事業 のうち 国内肥料資源活用総合支援事業	(株)〇〇肥料	
〇〇農園(有) 園芸施設 A（ハウス）	〇〇農園(有)	作目：イチゴ 面積：〇〇a 出荷量：〇〇t/年	⑤電気：〇〇kWh/年 ④C02:〇〇万 m3/年	既設	H〇完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇	
(株)〇〇 園芸施設 B（ハウス）	(株)〇〇	作目：マンゴー 面積：〇〇a 出荷量：〇〇t/年	⑤電気：〇〇kWh/年 ④C02:〇〇万 m3/年	既設	H〇完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇、〇 〇デパート	
〇〇 農林水産加工販売施設	〇〇	鶏肉・野菜等加工販売	⑤電気：〇〇kWh/年	新設	R7	〇. 〇億円	農産漁村振興交付金 地域資源活用創出対策のうち産 業支援型	直売	

(5) 実施体制
※第1(2)に規定する農林漁業循環経済先導地域協議会の設置・運営方針を記載

(6) フォローアップ方法
※体制、方法、時期等を記載

(7) 事業実施工程表
※5年間の事業実施工程表を作成し、計画期間内に(4)で位置付けた設備又は施設を1施設以上整備し、農林漁業施設で利用を開始する工程とすること ※6年目以降の事業実施計画がある場合は当該事業実施工程も記載

(8) 関連する計画
※バイオマス産業都市構想等のバイオマスの資源循環や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定した市町村の認定を受けた設備整備計画等の再生可能エネルギーに関連する計画を記載

(9) その他必要な事項
※その他参考となる事項があれば記載

※(1)～(9)に関する補足説明資料を添付する場合は、該当する項目及び資料の名称を記載した資料目録とともに添付すること
 ※記載内容をわかりやすく示すために、図表等を用いたり、複数の事項をまとめて記載すること等は可

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① 肥料の適正な保管	☐
☐	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
☐	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
☐	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	⑤ 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
☐	⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
☐	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
☐	⑨ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
☐	⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑯ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑰ 関係法令の遵守	☐
☐	⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名 (法人の場合は代表者名)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
☐	② ※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
☐	(2) 適正な防除	☐
☐	③ ※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	④ ※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
☐	⑤ ※飼料生産を行う場合 (該当しない ☐) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	⑥ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
☐	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	☐
	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
☐	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない ☐) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐
☐	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	☐
☐	⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ ※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫ 関係法令の遵守	☐
☐	⑬ GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
☐	⑭ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	☐
☐	⑮ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
☐	⑰ ※和牛生産を行っている場合 (該当しない ☐) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名(法人の場合は代表者名)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (林業事業者向け)

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
☐	② ※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除	
☐	③ ※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
☐	④ ※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	⑤ 林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑥ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑧ 廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑨ 未利用材の有効活用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ 生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫ 関係法令の遵守	☐
☐	⑬ 林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑭ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です

別紙様式第16号－4（別記14関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
☐	② ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	(2) 適正な防除	
☐	③ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 水産用医薬品の適正な使用	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	④ 漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑧ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑨ ※資源管理協定を締結している場合（該当しない ☐ ） 資源管理協定の遵守	☐
☐	⑩ ※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
☐	⑪ ※漁場改善計画を策定している場合（該当しない ☐ ） 漁場改善計画の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑫ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑬ 関係法令の遵守	☐
☐	⑭ 漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
☐	⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名 (法人の場合は代表者名)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	② 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	③ 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討	☐
☐	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ ※と畜場でない場合 (と畜場である ☐) 食品ロスの削減に努める	☐
☐	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑨ 資源の再利用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
☐	⑪ ※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑫ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑬ 関係法令の遵守	☐
☐	⑭ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
☐	⑮ ※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
☐	⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には口チェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には口チェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

都道府県知事 殿

住所

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請時
(します)報告時
(しました)

	(1) 適正な施肥	
☐	① ※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	(2) 適正な防除	
☐	② ※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
	(3) エネルギーの節減	
☐	③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
☐	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
☐	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑥ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	⑧ 資源の再利用を検討	☐
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑨ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
☐	⑩ ※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	(7) 環境関係法令の遵守等	
☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	⑫ 関係法令の遵守	☐
☐	⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
☐	⑭ ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
☐	⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です

別紙様式第16号－7（別記14関係）

年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式第16号－1～6）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施すること／したことを報告します。

番号	住所	氏名等	対象シート
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

（注1）下線部について、申請時に添付する場合は「すること」、実績報告時に添付する場合は「したこと」と記載してください。

（注2）別記 14 の別添に定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

（注3）「氏名等」の欄については、組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名を記載してください。

（注4）「対象シート」の略称については、以下のとおり記載してください。なお、GAP認証を取得しており、認証書等の写しの提出をもってチェックシートの提出を省略している受益者については、「GAP」と記載してください。この場合、住所の記載は不要です。また、チェックシートの提出を省略している都道府県については、「民」と記載してください。この場合も住所の記載は不要です。

農：農業経営体向け（別紙様式第16号－1）

畜：畜産経営体向け（別紙様式第16号－2）

林：林業事業者向け（別紙様式第16号－3）

水：漁業経営体向け（別紙様式第16号－4）

食：食品関連事業者向け（別紙様式第16号－5）

民：民間事業者・自治体等向け（別紙様式第16号－6）

GAP：GAP認証を取得し、チェックシートの提出を省略する者

別紙様式第17号（別記7－1、7－2、9－1、9－2関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における特認団体認定
申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）必要に応じて都道府県知事が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第18号（別記7－1、7－2、9－1、9－2関係）

番 号
年 月 日

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
における特認団体に係る認定協議について

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ
第245号農林水産事務次官依命通知）別記〇第〇第〇項に基づき、関係書類を添えて協議
します。

（注） 関係書類として、別紙様式第17号「特認団体認定申請書」及び添付書類の写しを添
付することとする。

別紙様式第 19 号（各別記）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業実施状況報告及び評価報告

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知）の第 30 第 3 項及び第 31 第 3 項の規定により、別添のとおり報告します。

様式	事業名	チェック欄
別表 1	環境負荷低減事業活動定着サポート	
別表 1	有機農業拠点創出・拡大加速化事業	
別表 1	有機転換推進事業	
別表 1	バイオマスの地産地消（推進事業）	
別表 1	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち推進事業	
別表 1	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）	
別表 2	グリーンな栽培体系加速化事業	
別表 2	グリーンな飼養体系加速化事業	
別表 1	省エネルギー型ハウス転換事業	
別表 1	地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）	
別表 3	バイオマスの地産地消（整備事業）	
別表 3	みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業	
別表 3	地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）	
別表 1	農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	
別表 1	先進的有機農業拡大促進事業	

（注 1）提出する際には、作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

（注 2）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱第 31 第 3 項に基づき評価報告を行う場合は、下線部を追加の上、「事業実施主体の自己点検結果」を「事業

実施主体の自己評価」とし記載すること。また、「都道府県における事業実施状況の点検結果」を「都道府県における事業実施状況の評価結果」として記載すること。

市区町村 名	事業実施主体 名	目標項目	目標年度	成果目標	計画時の 目標値 (A)	現状値 (B)	実績値 (C)	達成率 (D) ((C-B) / (A-B))	事業の実施状況概要	総事業費 (円)	(〇〇都道府県) (〇年度)				完了年月 日	事業実施主体の自己点検結果 及び自己評価		都道府県における事業実施状況の点検結果 及び評価結果		備考			
											負担区分 (円)					達成率	点検結果及び評価	評価	点検結果及び評価				
											交付金	都道府 県費	市町村 費	その他									
〇〇市	事業実施主体 A	成果目 標	(〇目標 年度度)		900	400	750	70.0%								70.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	A	(評価結果)				
					20	0	18	90.0%								90.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	A	(評価結果)				
		実績 (初年度)			900	400	650	50.0%								50.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
					20	0	10	50.0%								50.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
		実績 (第2年度)			900	400	700	60.0%								60.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
					20	0	14	70.0%								70.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
		実績 (第3年度)			900	400	750	70.0%								70.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
					20	0	18	90.0%								90.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)		(評価結果)				
		〇〇市		事業実施主体 B	成果目 標	(△目標 年度度)		700	300	500	50.0%								50.0%	(事業成果) (課題) (改善方法) (今後の方策)	B	(評価結果)	
					実績 (初年 度)			700	300	400	25.0%								25.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)	
					実績 (年度) (第2 年度)			700	300	500	50.0%								50.0%	(点検結果) (課題) (改善方法)		(点検結果)	
					実績 (年度) (第3 年度)																		
都道府県 平均達成率					—		—	70.0%								70.0%	A						
総合所見																							

(注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
2 達成率の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
3 事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
4 事業実施年度（初年度）を目標年度とする場合は、第2年度、第3年度の記載は不要とする。
5 目標年度については、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
6 都道府県平均達成率の欄には、目標年度における達成率の合計を事業実施件数で除した値を記載すること。
7 事業実施年度（初年度）から目標年度までにおける報告の際は、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付すること。
8 都道府県における評価の欄には、達成率に応じた次のアルファベットを記載する。
A：達成率が70%以上
B：達成率が50%以上70%未満
C：達成率が30%以上50%未満
D：達成率が30%未満

都道府県事業実施状況報告書（グリーンな栽培体系加速化事業、グリーンな飼養体系加速化事業）

(〇〇都道府県 〇年度)

[illegible]

なお、過年度に検証を終えた技術についても、検証を終えた年度を当該技術名に【】書きで付し

事業実施主体の自己点検結果の欄には、栽培マニュアル等の作成に向けて取組が遅れている場合において、その改

(注3) 都道府県の点検結果の欄には、事業実施主体の自己点検結果を踏まえた上で、取組が立ち遅れていると都道府県が判断する場合において、事

なお、都道府県が事業実施主体の場合は「一」とすること。

各事業実施計画の実施状況に応じて、検証結果、栽培マニユ

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金における改善計画について

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の導入及び取組の経過
- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 4 事業の実績及び改善計画
(改善計画は原則 1 か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分		事業実施後の状況					改善計画		
		目標値	事業開始 前の現状 (年)	事業実施 年度 (年)	目標年度 (年)	達成率 (%)	改善措置の 指導内容	改善計画 初年度 (年)	達成率 (%)
成果 目標									

- (注) 1 事業実施計画にて設定した成果目標ごとに改善計画を作成すること。
2 改善計画に 2 年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 5 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 6 改善計画を実施するための推進体制

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の評価結果に係る改善措置について

（都道府県名：〇〇県）

事業名	市区町村名	事業実施主体名	事業概要	成果目標（A） （計画時の現状値（B））	事業実施後 （目標年度）	目標達成率 （％） （C-B）/ （A-B）	都道府県における改善措置の方針
					実績値（C）		

（注） 1．各地方農政局等による改善指導に対する都道府県における改善措置の方針を記入すること。
2．各事業実施主体から提出された別紙様式第20 号-1 を添付すること。

別紙様式第21号（各別記）

大臣官房環境バイオマス政策課長、農産局長又は畜産局長 殿

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 氏 名
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業評価における報告書について

都道府県名	事業名	評価対象地区数	都道府県 平均達成率（％）	農政局等から都道府県 への改善指導等の 必要の有無	都道府県による 総合所見	各地方農政局等による総合所見
〇〇県				○／×		

（注）「都道府県平均達成率」欄は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別紙様式第19号に記載された率について確認の上、転記する。

別紙様式第 22 号（各別記）

番 号
年 月 日

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金に関する交付金支払確認書

都道府県知事 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

このことについて、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出する。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付すること。

別紙様式第23号（別記7－2関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のバイオマスの地産地消（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）

第1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$
- 2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。
 - （1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$
 - （2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に従い算定するものとする。
 - （3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\} \quad (\text{別表参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$
 ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数
 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。
- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 バイオマス利活用による総収入

（1）発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kW)	収入 (千円)	備考
()		()	

（注）1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格（税抜き）を用いて計算するものとする。

- 2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

（2）熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
()		()	

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出すること。

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.5GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver5.0 環境省、経済産業省)

灯油単価=100 円/ℓ=100,000 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

1 G J =100,000/36.5=2,740 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

2 売熱単価は、(税抜き)を用いて計算するものとする。

3 自家利用を行う場合には、その熱量も売熱したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(3) 受入処理費による収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(4) 販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
堆肥				
消化液				
〇〇				
計				

(注) 1 B D F の単位はℓ。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用すること。

2 エタノールの単位はℓ。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用すること。

3 自家利用を行う場合には、その生産量も販売したものとみなして総収入を計算するものとする。

(5) 総収入

種類	収入額（千円）	備考
（１）発電による収入		
（２）熱利用による収入		
（３）受入処理費による収入		
（４）販売による収入		
計		

２ バイオマス利活用年間総支出

（１）維持管理・運営費

直接費 （千円）	管理部門費 （千円）	総支出 （千円）	備考

（注） １ 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

２ 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

（２）原料購入費

種類	購入量 （t）	購入単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ペレット				
チップ				
〇〇				
計				

（３）副産物処理費

種類	処理量 （t）	処理単価 （円/t）	総支出 （千円）	備考
ガリセリン				
灰かす残さ				
〇〇				
計				

（注） バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入すること。

（４）総支出

種類	支出額（千円）	備考
（１）維持管理・運営費		
（２）原料購入費		
（３）副産物処理費		
計		

3 バイオマス利活用年間総利益

総収入（１． （５）） （千円）	総支出（２． （４）） （千円）	年間総利益 （１．（５）－２． （４）） （千円）	備考

4 投資効率の算定

（１）年総効果額（＝年間総利益） ○○○千円

（２）総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額（減価額） ③＝②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数＝④÷⑤		年	

（３）廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

（単位：千円）

名称	廃用損失額
計	

（４）経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ ＝ (②÷④) －⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ ＝⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別紙様式第24号（別記8－1、8－2関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のみどりの事業活動を支える体制整備（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）

第1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。

- （1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- （2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に従い算定するものとする。

- （3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第2 投資効率の算定に用いる年総効果額等

投資効率の算出に用いる年総効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 総収入

- （1）販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
（ペレット 堆肥）				
（有機野菜）				
〇〇				
計				

※（ ）内は記載例

- （2）その他収入（受入処理費による収入、サービス料等）

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考

(食品残さ)				
(家畜ふん尿)				
〇〇				
計				

※ () 内は記載例

(3) 総収入

種類	収入額 (千円)	備考
ア 販売による収入		
イ その他収入		
計		

2 年間総支出

(1) 施設維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料、農林水産物仕入費、資材等購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
(おが粉)				
(包装資材)				
(有機野菜)				
計				

※ () 内は取組の記載例

(3) 物流に係る費用

種類	輸送量 (t)	輸送単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
〇〇				
〇〇				
〇〇				
計				

(注) 原料、製品等の輸送を外部委託や自社で実施している場合の費用を記載すること。

(4) その他費用

種類	〇〇	〇〇	〇〇	備考

〇〇				
〇〇				
〇〇				
計				

(注) (1)～(3)に係る費用以外について、必要に応じて記載すること。

(5) 総支出

種類	支出額（千円）	備考
ア 施設維持管理・運営費		
イ 原料、農林水産物仕入費、 資材購入費等		
ウ 物流に係る費用		
エ その他費用		
計		

3 年間総利益

総収入 (1の(3)) (千円)	総支出 (2の(4)) (千円)	年間総利益 (1の(3)) － 2の(4)) (千円)	備考

4 投資効率の算定

(1) 年総効果額（＝年間総利益） ○○○千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額（減価額） ③＝②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数＝④÷⑤		年	

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考

総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	$⑤ = (② \div ④) - ⑥$	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	$⑦ = ⑤ \div ①$		

※ 上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業ごとに判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別紙様式第 25 号（別記 9－2 関係）

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）に関する費用対効果分析（投資効率）

第 1 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の（１）から（３）までにより行うものとする。

（１）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

（２）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 2 に従い算定するものとする。

（３）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

また、総合耐用年数については、小数第 1 位の数字を四捨五入して整数で表した数値とする。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 2 投資効率の算定に用いる年総効果額等

投資効率の算出に用いる年総効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 年間総収入

(1) 発電による収入

売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kWh)	収入 (千円)	備考

(注) 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして収入を計算し、記載する。

(2) 熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出すること。

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.5GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver5.0 環境省、経済産業省)

灯油単価 = 100 円/ℓ = 100,000 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

$1 \text{ G J} = 100,000 / 36.5 = 2,740 \text{ 円/GJ}$

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

2 売熱単価は、(税抜き)を用いて計算するものとする。

3 自家利用を行う場合には、その熱量も売熱したものとみなして総収入を

計算し、上段括弧に記載する。

(3) その他収入

種類	収入 (千円)	備考

計		

(4) 総収入

種類	収入額（千円）	備考
(1) 発電による収入		
(2) 熱利用による収入		
(3) その他収入		
計		

2 年間総支出

(1) 維持管理・運営費

直接費 （千円）	管理部門費 （千円）	総支出 （千円）	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) その他費用

種類	総支出 （千円）	備考
計		

(3) 総支出

種類	支出額（千円）	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) その他費用		
計		

3 年間総利益

総収入（１． （４）） （千円）	総支出（２． （３）） （千円）	年間総利益 （１．（４）－２． （３）） （千円）	備考

４ 投資効率の算定

（１）年総効果額（＝年間総利益） 〇〇〇千円

（２）総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額（減価額） ③＝②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数＝④÷⑤		年	

（３）廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

（単位：千円）

名称	廃用損失額
計	

（４）経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ ＝（②÷④）－⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ ＝⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関する入札結果報告・
着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施行業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年	月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び入札 価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税抜）	円 (うち 年度補助対象経費 円)	
契約年月日	年	月 日
着手住所		
工事開始年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
工事監理者		
入札結果の公表方法		
備 考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号交付決定通知	

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入すること。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入すること。
 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）
 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また「落札業者名」欄は契約業者名を記入すること。
 6 「施行業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入

すること。

- 7 複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、括弧書き内に当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着手前に都道府県へ提出すること。
- 8 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入すること。
- 9 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別紙様式第 27 号（別記 12 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の整備事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおりしゅん功を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日（又は 予定日）	
引渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- （注） 1 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
 なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（整備事業）で取得又は
効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え移
転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担額
- (6) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
 - (例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱／日処理 事業費 〇〇〇 千円
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

（注） 模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和○年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
（地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）、
地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業））
収益状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知があった○○
○○○○○○○○○○○○○○○○について、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
交付等要綱別記 9－1 の第 9 及び第 10、別記 9－2 第 9 の規定に基づき、
事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 目的外の売電、事業に係る企業化、知的財産権等の譲渡又は知的財産権
等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

- 2 本年度までに交付金事業に関連して支出した費用の総額

円

- 3 交付金の確定額

令和 年 月 日付け 第 号確定

円

- 4 前年度までの収益納付額

円

- 5 本年度収益納付額

円

注 収益計算書等を添付すること。

有機転換推進事業交付申請書（報告書）

〇〇〇 殿

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に定められた事業の要件等を了知した上で、
有機転換推進事業の交付を受けたいので、下記のとおり申請（報告）します。

また、別紙「有機転換チェックシート」の記載内容について相違ないことを誓約します。

提出年月日

年 月 日

交付申請者氏名

住所

電話番号

1. 申請（報告）面積

品目	予定（実施）面積（a）	備考
水稻		
麦類		
豆類		
いも類		
野菜 （葉茎菜類）		
野菜 （果菜類）		
野菜 （根菜類）		
果樹		
工芸作物		
花き		
その他		
合計		

（添付資料）

- ・有機栽培管理シート（別紙様式第30号－2）
- ・有機転換チェックシート（別紙様式第30号－3）
- ・その他事業実施主体が求める書類

2. 交付申請者の属性（別記3第2第2項（1）関係）

次のア又はイのうち該当する欄にチェックを入れること。

属性	チェック欄
ア 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者	
イ 就農当初から国際水準の有機農業に取り組む、就農後3年以内の農業者	

（注）イに該当する場合は、根拠資料（栽培記録、収量実績等）を添付すること。

3. 口座情報

口座 名義 欄	フリガナ					
	口座名義					
	住所	(〒 —)				
		都道 府県				市区 町村
電話	— —	FAX	— —			

交付 金 の 振 込 口 座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
	金融機関名								支店名					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中央金庫													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください）								口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）					
	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知													
	ゆうちょ銀行													
	記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
	1				0	※							1	

（注） 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付

ほ場一覧

[illegible]

ほ場 1 筆ごとの状態が把握できる地図を添付すること。

別紙様式第30号-2 (別記3 関係)
別紙様式第30号-2 (種苗 (様式))

種苗一覽

[illegible]

資材一覧

（1）肥料及び土壌改良資材（有機農産物の日本農林規格表A.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

（2）農薬（有機農産物の日本農林規格表B.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

（3）薬剤（有機農産物の日本農林規格表C.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

（4）調製用等資材（有機農産物の日本農林規格表D.1関係）

番号	資材名等	製造者名等	使用対象品目	使用時期	使用目的	備考

有機転換チェックシート

土づくりを適切に実施しているか

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

有害動植物の防除を適切に実施しているか

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用していないか

- ☐ 使用していない
- ☐ 使用している

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないよう必要な措置を講じているか

- ☐ 講じている
- ☐ 講じていない

有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか

- ☐ 使用している
- ☐ 有機栽培由来の種子、苗等の入手が困難又は品種の維持更新に必要なため使用していない

使用する種子、苗等に組換えDNA技術を使用していないか

- ☐ 使用していない
- ☐ 使用している

収穫した農産物に放射線照射を行っていないか

- ☐ 行っていない
- ☐ 行っている

取組品目において、これまで有機農業（交付等要綱別記3第1の2（1）に定める農法）を実施していないか

- ☐ 実施していない
- ☐ 実施している

※ この項目に誤りがあった場合、交付の対象となりませんので承知ください

上記内容に相違ありません。
年 月 日

氏名 _____

年 月 日

自家加工販売(直売所等での販売)計画書

(自家加工販売等農業者)住 所
氏 名

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、本様式に必要事項を記載し、提出してください。

① 原料農産物使用計画

原料の農産物名	年間使用量(単位：kg)	左記のうち 自ら生産した数量(単位：kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売予定数量(単位：kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等 ※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	直売所等の名称： ----- 所 在 地： ----- 連 絡 先： -----		

別紙様式第 32 号（別記 7－1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（バイオマスの地産地消（推進事業））
に関する整備状況報告書

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記 7－1 の第 8 に基づき、
整備状況報告書を提出します。

記

1. 地区概要

事業実施主体名	
事業実施地域	
当該実施期間	年 月 ～ 年 月 (事業実施期間 年 月 ～ 年 月)

2. 導入したバイオマス利活用施設の概要

管理主体	
対象バイオマス	
導入技術	
変換施設	
関連施設	
その他	

※導入した施設の規模を併せて記載すること。

3. 導入したバイオマス利活用施設の利用状況

(1) バイオマスの発生・利用量の状況

対象バイオマス	単位	発生状況	利用状況	利用率

(2) 変換成果物の状況

変換品目	単位	変換量	利用先	利用状況

4. その他

別紙様式第 33 号（別記 13 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇市町村長

農林漁業循環経済先導計画報告書（地方農政局長等宛）

このことについて、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記 13 第 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

〇〇市農林漁業循環経済先導計画

※別記 13 第 3 第 2 項の計画変更の場合

（別紙）

1 ●●市農林漁業循環経済先導計画（地方農政局長等宛）（変更）

別紙様式第 34 号（別記 13 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

農林漁業循環経済先導計画（写し）（送付）

このことについて、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記 13 第 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり農林漁業循環経済先導計画を地方農政局長等に報告しましたので関係書類を送付します。

（別紙）

- 1 農林漁業循環経済先導計画（地方農政局長等宛）（令和**年**月**日 番号）（写し）
- 2 〇〇市農林漁業循環経済先導計画（写し）

別紙様式第 35 号（別記 13 関係）

番 号
年 月 日

環境バイオマス政策課長 殿

地方農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

農林漁業循環経済先導計画報告書（環境バイオマス政策課長宛）

このことについて、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記 13 第 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

〇〇市農林漁業循環経済先導計画

※別記 13 第 3 第 2 項の計画変更の場合

（別紙）

1 ●●市農林漁業循環経済先導計画（環境バイオマス政策課長宛）（変更）